



* 0009430000 *

0009430-000

AZ-391-329

東京都制並五大都市特別市制実
施要望理由書

[出版者不明]

1935. 12

ABI

三セM 28

昭12
B
40

東京都制並五大都市特別市制實施要望理由書

附錄 最近に於ける大都市財政の實情に關する調査

凡 例

一 本書は東京都制並に五大都市に関する特別市制実施の急要なる所以を實證的に縷述したるものにして、昭和十年十一月六大都市當該事務當局の調査に係るものである。

二 本書に附録として特に「最近に於ける大都市財政の實情に関する調査」を輯録したるは、最近大都市財政と關係府縣財政との間に一種の跛行的情態を生じたるものあり、東京都制並に五大都市特別市制の實施が關係市、府縣の財政關係より觀るも亦緊急已むべからざる所以を實證せんとするものである。

昭和十年十二月

昭和拾貳年九月拾五日

寄贈

内々崎作三郎

9

AZ
391
329

目次

一 序 言…………… 一

二 我國地方制度上に於ける大都市の地位…………… 二

三 大都市の特質及實情…………… 一〇

四 大都市に對する現行制度…………… 二二

五 大都市に對する現行制度の不備及缺陷…………… 二六

六 大都市の實情匡救に關する從來の立法…………… 三七

七 結 論…………… 四三

附表…………… 四五

附錄 最近に於ける大都市財政の實情に關する調査…………… 一

附表…………… 一五



國會圖書館
寄贈

81W52979

~~857419~~

目 次

一 序 言	1
二 我國大都市の現況	2
三 大都市の特質と特別市制の實施	3
四 特別市制の實施の必要	4
五 特別市制の實施の手續	5
六 特別市制の實施の效果	6
七 特別市制の實施の注意	7
八 特別市制の實施の結論	8

東京都制並五大都市特別市制實施要望理由書

一 序 言

我國大都市が、東京都制並に五大都市特別市制の實施を要望する所以は、現行制度そのものが根本的に大都市の實情と特質に適應せず、殊に最近に於ける大都市の異常なる膨脹發展に伴ひ、益々制度の不備、缺陷を痛感するに至り、事態は最早や現行の劃一的市制を以てしては、到底施政の十全を期し難き迄に立ち至つたからであります。

殊に輦轂の下に在る東京市は、帝都として、我國政治、經濟、文化の樞軸を成し、國際關係上亦特殊の地位を有して居りまして、其の施設經營の多岐多端なること今更贅言する迄もありません。是れ歐米諸大國が孰れも首都に特別なる制度を布き、之が建設、經營の完備を期しつゝある所以でありまして、大都市方今の實情に照し一日も速に、帝都に完全なる都制を布き、京都、大阪、横濱、神戸、名古屋の五大都市に對しても特別市制を實施して、大都市自治の健全なる發達を益々増長すべきものなることは、市民の齊しく翹望して已まざる所であり、最早國論の歸一した問題たることを確信する次第であります。

本書は専ら大都市の實情を闡明して、之に對する現行制度の不備、欠陥を卒直に指摘し、現下大都市の實情に照し、東京都制並に五大都市に關する特別市制實施の急要なる所以を各位に訴へんが爲め特に編纂したものであります。

二 我國地方制度上に於ける大都市の地位

(い) 市制の沿革

先づ市制の沿革より縷述せんに、現行市制の前身は明治二十一年に發布され、翌年より地方の情況に因り、府縣知事の具申に依り内務大臣の指定する地に施行せられたのであります。

而して東京、京都、大阪の三府都市は其の情況又他の都會の地と同じからざるものある理由の下に、同年右三市の市制特例が公布され、此の特例に於ては、三市には市長を置かず、市長の職務は府知事之を行ひ、助役の職務は府書記官之を行ふの變例に依り、明治三十一年九月之が特例の廢止に至る迄、實に十年の永きに亙り、三市には完全なる市制が實施されて居なかつたのであります。其の後市制は若干の改正を経て、明治四十四年に至り、更に根本的改正が行はれました。是れ即ち現行の市制であります。尤も此の市制も其の後屢々一部の改正が行はれ、就中大正十五年の改正は、從來の制限選舉制及び等級選舉制に代ふるに普通選舉制を採用しましたことに於て重要な意義を有するのであります。(註)

(註) 市制は明治二十一年四月法律第一號を以て始めて公布され、其の後屢々改正を加へられて現在に至つて居るが、其の經過の概要は左の如くであります。

- (一) 明治二十二年三月法律第十二號を以て、東京、京都、大阪の三市に特例を設くる件公布。
- (二) 明治二十八年三月法律第六號を以て改正。
- (三) 明治三十一年六月法律第十九號を以て市制特例の件廢止。
- (四) 明治三十一年六月法律第二十號を以て改正。
- (五) 明治三十三年三月法律第四十六號、第四十七號、第四十八號を以て改正。
- (六) 明治四十四年四月法律第六十八號を以て市制全部に亙り根本的に改正。
- (七) 大正十年四月法律第五十八號を以て、市公民權の擴張、等級選舉に於ける等級、選舉手續等に關し改正。
- (八) 大正十一年四月法律第五十六號を以て北海道の區に市制を適用。
- (九) 大正十五年六月法律第七十四號を以て、制限選舉制及等級選舉制廢止と普通選舉制の實施並に事務の簡捷を圖り、且自治權を擴張する爲め行政監督權の行使を緩和することを主眼として改正。
- (十一) 昭和四年四月法律第五十六號を以て自治權の擴張、機關構成、事務の内容及執行の合理化を主眼として改正。
- (十二) 昭和十年七月法律第四十五號を以て議員選舉手續其の他に關し改正。

(ろ) 大都市制度確立運動の経緯

一 東京都制問題

東京市が京都、大阪兩市と共に、明治二十二年市制の施行と同時に、其の適用を受けた所謂市制特例の特

徴は、東京市（京都、大阪市も同じ）に獨立の市長、助役を置かず、是等の職務は府知事及び府書記官の兼任するものとされたに止まり、大都市としての特別な権能は何等附與さるゝことなく、寧ろ獨立團體としての組織機構に於て一般都市にすら及ばざる極めて變則的な取扱の下に置かれたのであります。

此の不當なる特例に對しては、單り東京市のみならず、京都、大阪兩市に於ても反對の聲勃然として起り、自治の本義を冒瀆し、其の健全なる發展を阻碍し、市民の自治權を蹂躪するものとして、其の聲は輿論と爲り、市制特例撤廢の要望は遂に市會の決議と爲り、議會並に政府に對する請願、陳情と爲り、其の熱と努力とは之が撤廢を見ざれば已まざるの概を示したのであります。又帝國議會に於ても開設以來、衆議院は之が撤廢を毎議會に提案し、政府に於ても亦永く此の制度を持続し難きを慮つた結果、明治三十一年第十二回帝國議會に於て、右撤廢に關する法案が兩院を通過し、政府は愈々同年六月之が改正法律を公布し、同年九月三十日限り市制の特例は廢止せらるゝに至つたのであります。

茲に於て、明治三十一年十月一日東京市は始めて完全なる自治體として獨立するに至つたのであります。然し乍ら東京市は之に依つて、始めて自治體として獨立の存在たるに至つたとは云へ、其の實は單に人口三萬、五萬の地方都市と一律同架に、一般市制に依つて律せられるに至つたに過ぎないのであります。

然るに東京市の地位たる、單に我國最大の都市たるに止らず、帝國の首都であり、政治、經濟、文化の中心であり、社會樞軸の存する所でありまして、此の特殊の地位を占むるが故に、市制施行當時に於ても元老

院の會議に於て之を劃一市制の下に規律するを不可とし、之に特別の制度を布くべしとの議が行はれ、結局其の特別な制度は、前述せる市制特例と爲つて表れたのであります。東京市を一般市制と分離して扱はんとする觀念は、市制の施行に際して既に考慮されて居たのであります。而して又市側が此の市制の特例を不可なりとし、之が撤廢を要望した觀念の根據も、歸する所全く同一の理由に基くものであります。然るに此の同一の基礎に立脚する二つの觀念は、其の臨まんとする態度に千里の隔たりを生ぜしめるに至り、爾來五十年に垂んとして今尙一致點を見出し得ない状態に在るのであります。

右の如く東京市に於ける都制要望の聲は、明治二十二年市制特例の制定と同時に起つた古い歴史を有ち、明治三十一年市制特例の撤廢に依つて其の消極目的は達せられたのであります。一般市制より之を切り離して、更に積極的に、より強力なる自治體たらしめんとする要望は、依然として未解決の儘放置され、年と共に其の運動は益々實際的と爲り、市會も理事者も連年之が目的の達成に向つて努力して來たのであります。其の具體的の現れは、明治二十九年市會に於ける浦田治平氏の建議に基いて設けられた特例廢止請願委員の活動に始まります。右委員は同じ建議に依る特例廢止請願書及び東京市制法案を作成しました。而して市會の決議は常に帝國議會に移され、又は兩院議員より屢々都制乃至特別市制法案が帝國議會に提出されて來たつたのであります。（註一）

一方政府は明治二十九年第九回帝國議會に東京都制案を提出して以來、歴代の政府亦東京市の特殊なる地

位を認め、之に特別なる制度を施行することの必要を感じ、特に、昭和五年一月濱口内閣に於て、安達内相は大都市制度調査會を設置して、東京市並に五大都市を對照とする特別制度の研究に當られました。同年十二月に捲き起された政變に累され立案の機會を失つて了つたのであります。(註二)

一方、斯く都制の實現に關し邁進して居る期間に於て、東京市を圍繞する多數の郊外町村の異常なる膨脹發展は、社會的、經濟的生活關係に於て市と有機的に一體を成す所謂大東京を實質的に形成するに至りました。茲に於て市域擴張の議が屢々市會の問題と爲り、殊に行き詰れる都制問題を打開する意味も多分に含まれ、遂に昭和七年十月一日を期して隣接五郡八十二箇町村の市域編入を斷行したのであります。其の結果翌昭和八年第六十四回帝國議會に、政府は東京都制案を提出したのであります。會期既に半を過ぎて居たるが爲め、絶えて久しき政府の正式提案であるにも拘らず、衆議院に於て審議未了に陥り、遂に今日迄都制の實施を見るに至らず、市郡併合の意義半ば没却されて居ることは實に遺憾に堪へざる所であります。

(註一) 東京都制に關し貴衆兩院議員より帝國議會へ提案されたものは左の如くであります。

- (一) 明治二十六年第五回帝國議會に貴族院議員より「府制法案」を貴族院へ提出、同院審議未了と成る。
- (二) 明治三十年第十回帝國議會に衆議院議員より「東京市制案」を衆議院へ提出、同院可決貴族院否決と成る。
- (三) 明治三十二年第十三回帝國議會に衆議院議員より「東京市ニ關スル法律案」を衆議院へ提出、同院可決衆議院否決と成る。
- (四) 明治三十三年第十四回帝國議會右に同じ。
- (五) 明治三十四年第十五回帝國議會に貴族院議員より「東京都制案」を貴族院へ提出、同院可決衆議院審議未了と成る。

- (六) 明治三十五年第十六回帝國議會右に同じ。
- (七) 明治三十九年第二十二回帝國議會に衆議院議員より「東京市制案」を衆議院へ提出、同院可決貴族院審議未了と成る。
- (八) 明治四十年第二十三回帝國議會右に同じ。
- (九) 明治四十一年第二十四回帝國議會に貴族院議員より「東京都制案」を貴族院へ提出、同院可決衆議院審議未了と成る。
- (十) 同年同議會に衆議院議員より「東京市制案」を衆議院へ提出、同院審議未了と成る。
- (十一) 明治四十二年第二十五回帝國議會に貴族院議員より「東京都制案」を貴族院へ提出、同院可決衆議院審議未了と成る。
- (十二) 同年同議會に衆議院議員より「東京市制案」を衆議院へ提出、同院可決貴族院審議未了と成る。
- (十三) 明治四十三年第二十六回帝國議會に貴族院議員より「東京都制案」を貴族院へ提出、同院可決衆議院審議未了と成る。
- (十四) 同年同議會に衆議院議員より「東京市制案」を衆議院へ提出、同院可決貴族院審議未了と成る。
- (十五) 明治四十四年第二十七回帝國議會に衆議院議員より「東京市(及大阪市)ニ關スル法律案」を衆議院へ提出、同院修正可決貴族院審議未了と成る。
- (十六) 大正八年第四十一回帝國議會に衆議院議員より「東京市ニ關スル法律案」を衆議院へ提出、同院審議未了と成る。
- (十七) 大正十二年第四十六回帝國議會に衆議院議員より「帝都制案」を衆議院へ提出、同院審議未了と成る。
- (十八) 大正十四年第五十回帝國議會に衆議院議員より「東京市ニ關スル法律案」を衆議院へ提出、同院可決貴族院審議未了と成る。
- (十九) 昭和四年第五十六回帝國議會に衆議院議員より「六大都市ニ關スル法律案」を衆議院へ提出、同院可決貴族院審議未了となる。
- (二十) 昭和六年第五十九回帝國議會に衆議院議員より「六大都市ニ關スル法律案」を衆議院へ提出、同院修正可決貴族院否決と成る。
- (二十一) 昭和八年第六十四回帝國議會に衆議院議員より「六大都市ニ特別市制實施ニ關スル法律案」を衆議院へ提出、同院修正可決貴族院審議未了と成る。

(註二) 政府が東京都制に關し帝國議會へ提案したるものは左の如くであります。

(一) 明治二十九年第九回帝國議會に於て「東京都制案」及び其の附屬法案たる「武蔵縣設置法律案」竝に「東京都及武蔵縣連帶支辨ノ費用ニ關スル法律案」を貴族院へ提出、同院審議中撤回と成る。

(二) 昭和八年第六十四回帝國議會に於て「東京都制案」を衆議院へ提出、同院に於て審議未了と成る。

二 五大都市特別市制問題

五大都市近時の膨脹發展は、其の數次に互る市域の擴張に依つて實證せらるゝ如く、市勢の伸展眞に目醒しく、益々大都市としての實勢を鞏固にし其の特質を濃厚ならしめつゝあり、隨つて現行制度に對する不備、欠陥を特に著しく痛感するに至り、市民は齊しく特別市制の實施を翹望し、其の運動は年と共に一層熾烈を加へつゝ在るのであります。

抑々五大都市が特別市制の實施を要望せしは、遠く大正年代以前に始まり、或は市會の決議を行ひ、或は政府及び政黨に稟請、陳情を爲す等、特別市制の實現に向つて盡瘁し來つたのであります。但し、東京市を始め他の五大都市は特別制度の實施を必要とする點に於て其の立場を等しくすることに鑑み、大正十二年より六大都市相提携し、都制並に特別市制實現の共同目的に向つて邁進することに爲つたのであります。

爾來十數年六大都市に於ける市長、市會正副議長等は、各其の選出貴衆兩院議員諸氏の參加援助を求めて會合協議を重ねること幾十回なるを知らず、其の間或は政府當局に、或は政黨幹部に衷情を披瀝して懇願する等、有らゆる熱と努力を特別市制の實現に傾倒し來つたのであります。又之と相呼應して、各市夫々特別

市制期成同盟會を結成し、屢々市民大會等を開催して政府に之が即時實施を迫り、今や特別市制實施翹望の民論は、五大都市市民の間に澎湃として漲つて居る情勢に在るのであります。

一方帝國議會に於ては、昭和四年一月六大都市市長會議に於て決定された「六大都市ニ關スル法律要項」が、同年第五十六回帝國議會に「六大都市ニ關スル法律案」として衆議院へ提出されたのを最初とし、爾來殆んど連年提案が續けられ今日に至つて居るのであります。(註一)

政府に於ても、最近東京市と同様五大都市に對する特別制度制定の緊要なるを認むるに至り、前項に於て述べしが如く、昭和五年に大都市制度調査會を設置して之が對策を講じ、或は議會に於て屢々政府案提出の意嚮を言明せられて居るのであります。特別制度の先驅とも爲るべき東京都制との關聯もあり、未だ其の提出を見るに至らないのであります。

又六大都市當局者は都制並に特別市制に關する運動と相併行して、地方長官の職權の一部を市長に移管せしめ、現行制度に依る大都市行政の行詰りを打開せむとし、數次相集り成案を得べく微細に互つて考究したのであります。斯かる局部的の改正では到底所期の目的を達すること困難なりとの結論に達し、此の方面の審議は一應打切つた次第であります。(註二)

(註一) 五大都市に對する特別制度に關し衆議院議員より帝國議會へ提案されたものは左の如くであります。

(一) 昭和四年第五十六回帝國議會へ「六大都市ニ關スル法律案」を衆議院へ提出、同院可決、貴族院審議未了と成る。

(二) 昭和六年第五十九回帝國議會へ「六大都市ニ關スル法律案」を衆議院へ提出、同院修正可決、貴族院否決と成る。

- (三) 昭和八年第六十四回帝國議會へ「六大都市ニ特別市制實施ニ關スル法律案」を衆議院へ提出、同院修正可決、貴族院審議未了と成る。
- (四) 昭和九年第六十五回帝國議會へ「五大都市ニ特別市制實施ニ關スル法律案」を衆議院へ提出、同院可決、貴族院審議未了と成る。
- (五) 昭和十年第六十七回帝國議會へ「五大都市ニ特別市制實施ニ關スル法律案」を衆議院へ提出、同院審議未了と成る。
- (註二) 昭和十年一月六大市長會議に於て審議決定された概目は左の通りであります。
 - (一) 小學校令及同關係命令中地方長官の職權に屬する事項を市長に移管すること。
 - (二) 河川法及同附屬命令中地方長官の職權に屬する事項を市長に移管すること。但し河川に關する費用は市之を負擔し河川占用料、入津料其の他河川より生ずる收入並河川改良工事により生ずる不用品土地は市に歸屬せしむること。
 - 河川法を適用又は準用せざる河川、溝渠等に付ても右同様のこと。
 - (三) 道路法、軌道法、地方鐵道法、自動車交通事業法及同關係命令中地方長官の職權に屬する事項を市長に移管すること。
 - (四) 以上國政事務の移管に際しては之に伴ふ大都市經費の膨脹を補ふ爲めに且又從來大都市が窮乏せる財政中より國政事務處辦の爲めに多大の負擔を爲しつゝあるの實狀に鑑み尠くとも左の事項を實施せられむことを要望す。
 - 一、從來國政事務處辦の爲めに國庫より府縣へ交付せられつゝある國費の一部を大都市に移管すること。
 - 二、國稅及府縣稅中の一部を六大都市に移管すること特に府縣稅雜稅中車稅(府縣費を分賦せらるゝ神戸市に在りては車稅相當額)は其の全額を大都市に移管すること。

三 大都市の特質及實情

(い) 概 観

輓近我國都市の發達、殊に六大都市の膨脹發展は眞に驚異すべき事實でありまして、今や其の抱擁する人

口は東京市の五百八十七萬を最大とし、次で大阪市の二百九十八萬、名古屋市及び京都市の各百八萬、神戸市の九十一萬、横濱市は七十萬に達し、是等大都市の人口は別紙第一表の如く内地人口六千九百萬の中其の七%を占め、又之を全國都市の人口に對比すると實に其の五六%と爲るのであります。而かも尙是等の都市に齎集する人口は波紋を畫きて市の周邊部郊外に溢出せんとする情勢を辿り、市勢の現状は市域の擴張に次ぐに擴張を以てするの有様であります。

斯くの如き大都市の飛躍的發展は、一面に於て我帝國の隆昌を示すものであり、寔に慶賀に勝へざる所てあります。乍併、此の巨大都市を實際に克く十分に經營せんには實に容易ならざる問題であつて、大都市の經營は其の外觀の絢爛たるに比し、其の内實は行政的にも財政的にも全く困窮に陥りつゝある情態に在るのであります。

其の原因は那邊に在るか、そは宜しく大都市に存する共通の特質に照して、其の原因を實證的に調査研究するの必要が尠くないのであります。本章は是等の點を充分に稽查論證する爲め、先づ大都市に存する主要特質を概説するのが目的であります。

(ろ) 大都市の特質

一 人口態様の特質

先づ第一に大都市の一般的特質は、其の人口構成の上に於て極めて特異の形態を示して居るのであります

す。

即ち先づ全國人口を年齢階級別に觀察すれば、出生兒數最も多く、年齢の進むに従つて出生兒數を基底とし老年者を頂點とすれば丁度ピラミッド型を作り、基底が大きく頂點が高く爲るのであります。然るに都市人口の構成に於ては、夫れが殊に大都市の夫れに在つては、此のピラミッド型が中央部に於て横に突出する形態を示すのであります、其の現象は即ち都市人口に於ては、全國の夫れに比して十五歳乃至二十九歳の青少年階級が著しく多數を占めて居る事實を實證するものであります。

斯くの如く、人口構成の特異なる現象は、大都市社會の特質を端的に表明せると同時に、大都市自治の行政對策に多くの示唆を與ふるものであり、又一面大都市自身の實態を示すものであります。即ち從來より大都市は多數の人口を抱擁して居るのであるから、市民の負擔力は極めて旺盛であらう等と考へられて居たのであります、事實は左にあらすして別紙第三表の示す如く、六大都市人口の大多數は十五歳乃至二十九歳程度の青少年階級でありまして、其の一部分は固より確かに大都市の生産力に寄與しては居りますが、多數は寧ろ収入の少い、而かも概ね未だ獨立の活計を營むに至らざる勤勞階級であるが故に、都市に於ける擔稅力は是等の爲めに總般的に低下されて居るのであります。

而して、大都市人口態様の一特色を成す是等青少年階級の多數は、其の都市に於ける人口の自然増加に因るに非らずして、既に飽和點に達せる地方農村漁村の過剩人口が職を求めて都市に來住する結果に他ならないのであります。斯くの如く大都市は地方農村の過剩人口を收容消化し、其の調節的使命をも果さなくてはならぬのであります、是等の現象は別紙第四表に依つて明かなる如く、東京、大阪兩市の人口中其の六〇% 其の他の四大都市に在つても其の過半は、全く地方よりの來住者に依つて占められて居る事實に徴し之を明かにし得るのであります。固より農村人口の都市移入一殊に青少年階級の來住は既に述べたる如く、都市の産業發展に資益する所亦尠くないのであります、同時に他面之に對應する都市施設の充實をも併せ考へなくてはならぬのであります。然るに大都市の人口構成上其の大部分を占むる是等の階級が、一般に擔稅力薄弱なりと謂はざるを得ざるに至つては、大都市行財政の上にも是等の點に付充分の關心を拂はざるを得ないのであります。

二 自治區域上の特質

大都市の特質は、又其の自治區域の上にも顯著なる現象を生じて居ります。夫れは他の市町村と比較し統治面積の廣大なることであります。

其の由來は連年に互る都市人口の郊外溢出に因つて、都市の實勢が市の周邊部郊外に伸び、母市と郊外町村とは連擔相倚り、其の社會的、經濟的、公共的生活關係に於て實質上一團の都市生活を結成するに至れるに拘らず、市町村が各星峙して地域を劃し、雜然として施治する所に放任することは、都市生活をして健全なる發達を遂げしむる所以でありませぬ。そこで是等の行政區域と都市生活の實際區域との不一致より生ず

る公私生活上の煩累、桎梏を脱脚せしめん爲め、六大都市は孰れも市域の擴張を數次に互つて斷行したのであります。而かも是等の市域擴張は六大都市独自の存在的理由より斷行したと謂はんよりは、寧ろ實に近時に於ける國運の隆昌に伴ふ國勢の赴く所が斯く在らしめたものでありまして、六大都市は孰れも財政的に多大の犠牲を忍び此の國家的市域擴張を敢行したのであります。(別紙第五表参照)

即ち市域の擴張は他面に於て、必然夫れに對應する施設の充實を必要とする結果、舊市に比し概ね其の施設に格段の遜色ある新市域方面の施設―特に教育、土木事業等の如きものに在つては、孰れも之が充實を最先の急務とせられ、随つて大都市は市域の擴張毎に其の事業、施設は益々廣範圍に互り、多岐多端を加ふるの實情にて、今や大都市は、相共に都市の建設を新に籌畫せなくてはならぬ情勢に立ち到つて居る次第であります。

斯く、都市自治の區域が廣大に及ぶが爲め、大都市の施設經營は常に科學的に系統ある大規模組織を必要とせられて居ります。即ち都市構築上に於きましては交通機關の整備統制、道路網、上下水道網の完備、人口の密住に伴ふ保健設備の充實、中央卸賣市場、屠場等の如き配給設備の完成等他の中小都市に見られざる多くの特殊施設を必要とし、尙此の大衆市民の公利公福を彌益々増長せんが爲めには、今後益々事業施設の完備に多大の犠牲を拂はなくてはならぬのでありまして、是等は市域の擴大を誘致した根本原因に徴して、其の對策は、國家的見地より充分に顧慮を乞はざるを得ざる主要問題であると思惟する次第であります。

三 經濟的特質

大都市の生成及び發展は、資本主義經濟の異常なる發達に其の主要動因を有するものであり、随つて大都市の經濟的特質は、資本主義經濟夫れ自體を具現したものであると謂ひ得るのであります。

即ち先づ、生産經濟部門殊に大都市に於ては、工業の大企業組織の成立を擧げなければなりません。東京横濱と其の接近地域を含めた京濱工業地帯、大阪、神戸兩市を中心とする阪神工業地帯は、東西に於ける我國工業界の双壁であり、京都、名古屋の兩市も亦夫々工業都市として本邦の生産經濟界を左右するの實勢力を有し、殊に六大都市の大部分は、市域の擴張以來原始産業に付ても亦多額の生産力を有するに至り、從來單に消費の一面より考察せられて居た大都市は、今や全く巨大なる消費都市なると共に又實に巨大なる生産都市の實勢を具ふるに至つたのであります。

斯かる情勢に基く産業、經濟の發達は一面に於て富の集中現象を齎す要因と爲るのでありまして、是等の點は、別紙第六表の如く、六大都市を除く全都市町村の昭和八年度第三種所得稅納稅戶數は、其の總戶數に對し僅かに四・九%に過ぎざるに反し、六大都市に於ては總戶數の一・一%に及び、而かも第三種所得稅の課稅標準たる市民の所得額は累年遞増して、昭和八年度に於ては全國所得額の四五・四%を占むるに至つた事實に依つて略々其の一半を推測し得るのであります。乍併、此の現象は移して以て大都市の公共經濟が常に當然潤澤なりとするを得ない實情に在るのであります。

即ち、前述の如き情勢に在る大都市は勢ひ國家の産業政策と相隨伴して、之が生産部門の助長發達を期せんが爲めには道路、河川、運河、港灣其の他の運輸交通設備又は水道、瓦斯、電氣其の他の供給設備の建設、擴充及び消費經濟方面の福利増進を期せんが爲めには、中央卸賣市場其の他の設備の充實、改善を最も緊要とするに至り、而かも是等の公需を十分に満足せしめんには、多額の資源を投じて公益企業建設と其の經營の鋭敏に俟たねばならぬのであります。然るに大都市自體の財政情況は、後述する如く國家、府縣及び大都市間に於ける財源分配の不正に累され、世人の觀察を裏切り逐年窮困の度を加へつゝあることは、實に大都市に對する制度の不備欠陥なりと謂はざるを得ないのであります。

四 社會的特質

右の如く現代經濟組織の長所は遺憾なく大都市に於て表現せられ、其の殷盛未だ嘗て見ざるの情態であります。之と同時に其の欠陥たる諸弊も亦大都市に於て最も明かに看取し得られるのであります。

此の意味に於て大都市の社會的特質は、先づ大都市經濟活動の伸展に伴つて發生する貧富の絶大なる懸隔に在りと謂はねばなりません。即ち中産階級の没落的現象は、大都市に於ては中小工業の上に表はれ、農村救済に匹敵する國家的重要問題を惹起せしめ、更に企業經營の合理化と經濟界の不況並に農村過剰人口の來住は、大都市に於ける失業問題を國家的ならしめつゝ在るのであります。

次に大都市生活の特異性よりして、第一には其の密集生活より必然的に結核、乳幼児の死亡、虛弱兒童等

の保健問題を生じ、第二には大都市に於ける居住區域が生活上の必然的要求に依り住宅、商業及び工業の特殊地域を形成せるが爲め、所謂晝間人口の問題を生じ、而して第三には大都市に於ける住民は其の多くが移住人口なる關係上、往々にして學者の所謂利益社會の形態を帶び、隣保團結の觀念は年と共に薄弱なるに至るは方今に於ける大都市共通の社會的現象であります。是等の弊害を除去し大都市自治の濟美と施設の十全を期せんには、大都市行政に各種の社會事業、保健衛生施設並に適切なる近代文化施設の充實を急要とするのであります。以上の諸點より考察するも、大都市の經營が如何に複雑多岐にして容易ならざるかを推知し得るのであります。

(は) 大都市の實情

一 固有事務の増加より觀たる實情

既述の如く六大都市の顯著なる膨脹發展は、勢ひ都市自治行政の範圍をして著しく廣汎たらざるを得ざらしめ、市民生活の厚生を目的とする土木、衛生、産業、公益企業等の公共事務並に國、府縣よりの委任事務も人口の増加、市勢の伸展に伴ひ逐年激増し、隨つて其の財政の如きも比年膨脹の一路を辿るのみであります。

先づ這般の都市施設の増加を都市の自治事務方面より觀察するに、通例大都市に於ける固有事務は、市民の日常生活と最も關係の深き土木、衛生、産業、社會事業等の普通固有事務と、水道、瓦斯、電氣の供給、軌道、鐵道、自動車運輸等の交通事業及び生鮮食料品の中央配給等の企業的固有事務とがあります。

而して是等の事務は大都市の比年に互る人口増加と市務の伸張とに促がされ、連年擴張に次ぐるに擴張を以てし、是等起業の初期に於ては、普通固有事務にせよ、企業的固有事務にせよ、其の規模は極めて狭小でありましたが、都市の膨脹と社會の伸展に伴ひ、逐年事業の規模を擴大するの餘義なき事情に立ち到り、其の經營組織も益々擴張、整備を要求されて居る現状であり、殊に大都市に於ては市民生活の福祉を増進せんが爲めには勢ひ事業の市營化をも必要とし此の結果は、市營事業の如きも明治三十一、二年當時に於ては僅かに水道事業が東京、大阪兩市に、水利事業が京都市に依つて經營されて居た程度でありましたが、今日に於ては大都市は孰れも各般の公益企業を經營し、而かも前述の如く尙之が設備の擴充を要求され、企業財政の如きも事業起興の當初に於ては、僅々百四十萬圓を出づるに過ぎなかつたものが、昭和十年度の六大都市企業費純計では總額六億一千三百二十萬圓と爲つて居りますから、實に四百三十八倍と云ふ大膨脹を致して居る有様であります。

又都市の土木事業の如きも市域の擴張に依り、新市域方面に緊急施設を要する事業の多きを加ふる結果、其の中央卸賣市場又は築港事業の建設其の他の新規事業と相俟つて、大都市財政は愈々膨脹し、而かも各事業法制の不備は大都市經營をして、愈々困難ならしめ、随つて是等の事業經營は其の普通經濟たると企業經濟たるとを問はず、窮極に於て市債に依るの外なき實情に陥り、大都市財政の前途寔に寒心に堪へざるものが在るのであります。

二 委任事務の増加より觀たる實情

抑々、都市に於ける自治行政も畢竟國家行政の一形態たる以上、大都市が國家其他よりの委任事務を完全に遂行することは當然の任務であります。

然るに今や大都市の膨脹に伴ひ固有事務の外、國、府縣よりの委任事務も亦一段と激増し、今日に於ては各種道路、青少年教育、傳染病豫防、汚物掃除、都市計畫に依る都市計畫事業等は固より、戸籍、兵事、衆議院及び府縣會議員の選舉、國、府縣税の徴收、救護等の事務は勿論、更に進んでは國家的事業の性質を多分に有する防空、選舉肅正、失業救濟等の事務又繁多を加へ、之に伴ふ經費負擔の爲め、大都市は孰れも財政的に至大の重壓を受けつゝある現状であります。固より斯の如き事務の委任を適正ならしむる目的から、現行市制は特に事務の委任に付ては、法律勅令を以てする以外は爲し得ざる旨を規定されて居るのでありますが、實際は各種の便法を以て随時事務の委任が行はれ、都市の苦惱は依然として一掃さるゝに至らない實情であります。

而して、是等の委任事務中、其の經費の最も多きを占むるは初等教育事務費でありまして、之が經費は第九表にも明かなる如く、六大都市の總額は約六千九百萬圓でありまして、之を六大都市普通經濟純歲出額二億七千百萬圓に對比致しますと、實に其の四分の一強と云ふ金額を占めて居るのであります。殊に各市に於ける市域擴張後の教育費膨脹率は加速度的に激増を示し、之を東京市の實例に徴せば別紙第九表の如く、學齡兒童の増加に伴ひ之が爲め毎年少くとも五百五十學級の増加を必要とし、大阪市に於ても又増加學級三百

及び京都市百學級を要するの有様であります。

尤も義務教育費に對しましては國庫の交付金がありますが、之は主として町村に重きを置き其の交付額の如きも、六大都市以外の一般市町村に對しては教員給の約六割に相當する國庫交付金あるに反し、大都市に對しては僅々二割餘に過ぎない情態であります。(別紙第十表参照)其他道路、橋梁の建設、管理、前述の都市計畫事業費の如きも教育費に次ぎ重要な地位を占むるものであります。國庫に於て特別の負擔を爲すことなく、唯其の財源として都市計畫特別税の課徵權を都市に附與されて居るに過ぎない現狀で、其の収入たる實に僅微であります。

而かも從來の事例に徴せば、中央財政の整理緊縮に際しては、先づ第一に都市は富裕なるべしとの概括的事由から勢ひ補助、補給金を打切り、若は減少せらるゝ等の事例が尠くないのであります。(附録第十八表参照)抑も、我が國に於きましては、従前から都市自治體の國家事務負擔が過重であります。此の傾向は近年に至り愈々顯著と爲りまして、試に此の事實を昭和十年度の六大都市の豫算に付て見ますと、委任事務執行費の七六%は大都市の純負擔と爲り、而かも其の金額は普通經濟の大半を占めて居る有様であります。(附録第十九表参照)隨つて之が爲め六大都市に於きましては、都市本來の使命たる市民生活の福利増進の爲めには施設の十全を期するに難く、大都市の經營は愈々困憊を重ねつゝある次第であります。

三 財政の膨脹より觀たる實情

以上述べしが如く、大都市の自治行政は其の特質に對應し之が質、量共に他の一般市町村と異り、大都市特殊の施設を必要とせらるゝのであります。

隨つて、是等萬般の施設經營に要する經費は増加に次ぐに増加を以てし、實に驚異に値するものが有るのであります。

顧みれば明治三十一年は、東京、京都、大阪の三市が市制特例の羈絆を脱し完全なる自治權を獲得した年であり、其の當時の六大都市の歲計總額と昭和十年度に於ける六大都市豫算總額とを比較すれば、實に七十倍に相當する急激の増加を示して居ります。乃ち之を同年次に於ける國家財政及び地方財政の膨脹情況と對比すれば實に次の如き數字を示すのであります。

	明治三十一年	昭和十年	膨脹割合
國家財政	二一〇、〇〇〇 <small>千圓</small>	二、一〇〇、〇〇〇 <small>千圓</small>	一〇 <small>倍</small>
地方財政	九八、〇〇〇	一、八一五、〇〇〇	一八
六大都市	七、九〇〇	五四〇、〇〇〇	七〇

右に依り、大都市財政の異常なる膨脹趨勢を充分に看取し得られることと思ふのであります。之は大都市に於きましては企業經濟を含めた計算でありますので、普通經濟のみに付て見ますと、六百五十萬圓から二億六千萬圓に上つて居りますので約四十倍と爲つて居ります。

即ち右の事實は、大都市發展の急激なる實勢を如實に物語つて居るものでありますが、大都市の繁榮は直ちに以て都市財政の好轉を伴ふものではなく、寧ろ今日大都市共通の悩みは其の窮迫した財政情態を如何に打開するかに在るのであります。而して大都市財政を今日の窮境に導いた原因は種々考察せられますが、今其の主要なるものを挙げますと、大體次の如き事情に在るのであります。

- 一、大都市に附與されたる課税權が一般に弾力性に乏しき附加税を主財源とせること。
- 二、税外収入として期待さるゝ企業収入が、輓近の公企業不振に因り激減し、企業自體の經營が困難と爲りつゝあること。
- 三、委任事務が増加し、其の執行に多額の經費を要すること。
勿論之に伴ひ若干の補助、補給もありますが、大體に於て其の額僅微であつて、而かも國家財政緊縮の餘波を受け、大都市に對する補助、補給は中道に於て打切り又は減額さるゝ事例が尠くないのであります。
- 四、管理費のみ大都市に於て負擔し、之に伴ふ収入が國庫又は府縣の収入と爲れる事例の多きこと。
即ち河川管理費を都市が負擔し、河川使用料を府縣が収入する如き、又は港灣の修築を都市に於て行ひ其の關稅収入が國庫に歸屬するが如き、或は道路費を都市が負擔せるに拘らず、府縣が諸車税を收入するが如き即ち之が事例の一端であります。
- 五、從來實施の税制整理は概ね府縣に有利に、都市に不利なる結果を齎らしたること。

六、輓近大都市は孰れも市域の擴張を餘義なくせられ、財源の乏しき隣接町村を併合し、而かも之が爲め教育、土木其の他の都市施設の擴充を必要とせらるゝこと。

七、大震火災、風水害等の天災地變に因る財政的打撃の鮮少なからざること。

八、爲替差損の如き、國家の財政經濟政策に依る已むを得ざる負擔の増加を來したること。

右の如き各種の事情は、大都市財政を驅つて愈々困窮ならしめ、歳計補填の爲め起された市債は累年増加して、歳入費目中市債費は最も重要な地位を占むるに至つたのであります。而かも近年に於ける其の膨脹率は、大正十五年度を基準とし之を一〇〇として計算すれば、昭和九年度企業經濟關係市債は一三八と爲り、普通經濟市債は實に二三二と爲つて居り、企業經濟以上に普通經濟が苦境に立つて居ることが充分に看取されるのであります。而して是等市債の償還の爲めには、市税の大半を充當しなくてはならぬ情態でありまして、大都市財政の將來は實に寒心憂慮に堪へざるものが在るのであります。

四 大都市に對する現行制度

制度上に於ける大都市は固より一般の市と同じく市制の適用を受くる地方自治團體であります。而して大都市の地方制度上に於ける現在の地位は、監督其の他の點に於て僅微の特則が認められて居るものを除けば、總べて一般の市と何等の差異は無いのであります。今其の制度の概要を摘示せば次の如くであります。

都市自治制度

(1) 区域

従來の區域に依り府縣の區域内に在つて他の市町村と共に府縣の一部を構成して居ります。

(2) 構成

東京、京都、大阪の三市には市制上夫々下級團體たる區がありますが、夫れは所謂勅令を以て指定せられたる市の區に相當します。横濱、名古屋、神戸には夫々所謂行政區があります。

(3) 議決機關

議決機關として市會及び市參事會があります。

市會議員の定数は市制の規定に依つて人口に應じて定められ、其の選舉權及び被選舉權は原則として總ての市民に付與されて居ります。市民の資格は年齢二十五歳以上の男子にして二年以來市内に住所を有する者と爲つて居ります。次に市會の權限は色々ありますが、市會の性質は市の意思機關たるに在ります。市會は、市の事件に就て議決を爲すことが其の本來の權限たるべきことは當然でありまして、其の權限は現在の市制では固有事務其の他の事件を包含して居り、此の點府縣會の制限列舉的なものとは大いに趣を異にして居ります。尙市會の會期に就ては別段の規定はありませんが、唯市長は特に會期を定めて市會を召集することが出來又必要ある時には會期の延長を爲すことも出來ます。市會の閉閉權は市長が之を有つて居ります。

次に副議決機關たる市參事會は其の定数は十人ですが、大都市のみに限り十五人迄之を増加することが出來ることゝ爲つて居ります。而して議長は市長が之に當り參事會員は市會議員中より隔年に選舉されます。其の議決權限は市會に代つて行ふ權限と独自の權限との二つに分れて居ります。

(4) 執行機關

大都市の執行機關たる市長は市會が之を選舉することゝ爲つて居り、其の任期は市會議員と同じく四年であります。大都市の行政を統轄し

及び外部に對し市町村を代表する者は謂ふまでもなく市長であります。市の自治事務は總て市會の議決を経るを要し市長が專決して行ふことを得ないのが原則であります。唯例外として市長は市會又は市參事會の議決に依り、或は直接に法の規定に基いて市會或は市參事會の議決權限に屬する事項を專決することがあります。又市長は大都市自治體の執行機關たると共に一面國の行政機關として法令に依つて委任せられたる數多の行政事務を擔任して居ります。

次に助役は原則として一人ですが、市條例を以て其の定數を増加することが出來ます。其の任期は市長と同じく四年でありまして、市長の推薦に依り市會が之を定めることゝ爲つて居ります。市長も助役も有給吏員たることを原則とします。又特別の必要ある場合には市參與を置くことが出來まして、之は名譽職を原則とします。次に収入役は原則として一人ですが、之れも市條例を以て數人の副収入役を置く事が出來る事に爲つて居ります。其の任期は四年で且つ有給吏員でありまして、其の選任方法は助役と同じであります。會計上に於ける命令機關は市長であり収入役は受命機關であります。場合に依つては其の命令を拒否し得る權能を與へられて居ります。

財政制度

大都市は其の事務に必要な費用及び法令に依り、大都市の負擔に屬する費用を支辨する義務を負ひますが故に、是等の費用に充つる收入を得る爲めに、一定の財政能力を有しなければなりません。大都市の收入には市制の規定に依つて先づ市の事務に必要な費用に充つべきものとして財産より生ずる收入、使用料、過料、手数料等の第一次收入と之が不足した場合、支出に充つる市税、夫役現品、公債等の第二次收入とがあることは一般の市と同様であります。

今、大都市の市税に關する現行制度を觀ますと、市税の種類には國稅附加税(地租附加税、所得稅附加税、營業收益稅附加税、其他)府縣稅附加税(特別地稅附加税、家屋稅附加税、營業稅附加税、雜種稅附加税)及び特別稅の外都市計畫特別稅と云ふ目的稅がありまして、附加稅には夫々「地方稅制限ニ關スル法律」に依つて稅率上の制限が全國市町村に對し劃一的に定められて居り、又都市計畫特別稅は都市計畫法に其の稅率が府縣と同程度に定められて居ります。

實際上に於ける大都市の稅外收入の主要なるものは企業收入と公債であります。前者の法的根據は市制に依つて夫れは所謂營造物を設

置し、之を公共の利用に供することに依り使用料を徴収する権能が認められて居るからであります。固より使用料は企業収入のみを指すのではありませんが、其の他の使用料は大都市としては其の割合は企業収入に比較して甚だ遜色がある實情であります。

公益企業に關する現在の法制には水道條例、軌道法、電氣事業法、瓦斯事業法、自動車交通事業法等があります。

監督制度

現行制度の下に在つては、大都市は一般市町村と等しく、第一次に府縣知事、第二次に内務大臣の監督に服して居るのであります。尙此の外特殊の事務に關しては、當該官廳の監督に服すべきことは謂ふ迄もありません。市制第六十七條には、市が其の事務を遂行するに當つて、監督官廳の許可を受けなければならぬ事項が掲げられて居りますが、「六大都市行政監督ニ關スル法律」(前掲大正十一年法律第一號)「六大都市監督特例」(大正十一年勅令第二百十二號)に依つて大都市に限り或種の事項は特に府縣知事の許可を要しないことに爲つて居り、此の外道路法に依る特例、市制第六條の市(東京、京都、大阪)としての特例、教育關係に關する特例等が認められて居ります。

五 大都市に對する現行制度の不備及缺陷

(い) 概 説

抑々大都市は現行制度の不備、缺陷に因り、市政の運行は久しきに亙り著しく阻害されつゝ在るのであります。其の不備、缺陷の因て生ずる所以は、實に現行制度が根本的に大都市の特質と實情に對する洞見に於て缺如し、之を一般都市と同一の劃一的制度に依つて規律せんとする所に胚胎し、隨つて制度と實情との懸隔が其の特殊性の擴大濃化に伴ひ益々甚しく爲り、爲めに施政上生ずる制度の不備、缺陷は最早や之を收拾し得ざる迄に隨所に發生して居るのであります。

然らば、既に述べた大都市の實情と其の特質に對し如何なる點に不備、缺陷が存するのであるか、本章は是等の點を究明せんとするものであります。

(ろ) 行政上の不備及缺陷

大都市が、現行劃一市制の適用を受くる結果として、大都市行政上其の缺陷の第一として二重監督に依る大都市機能の壓縮と、財政權の寡小と謂ふことを擧げなければなりません。是等に付ては別項に於て概説することとし、本項に於ては國家の委任に依り大都市が執行する國政事務に付、都市に對し充分なる權限が附與せられざる爲め、各般の事項に互つて權限の錯綜を來し、大都市が府縣の區域の一部を構成し、其の相重複せる區域に於て府、縣、市夫々が自治行政を營む結果として生ずる事務及び事業の重複に依る二重行政の弊害を検討し、大都市制度の樹立が此の方面より觀るも亦緊要已むべからざる所以を實證し度いと思ふのであります。

一 權限の錯綜

本邦都市行政の特徴の一として、多量の國家事務が市又は市長に委任されて居るのであります。其の委任の範圍及び方法に於ても、依然として大都市行政機能の特異性を認むること尠く、甚だ徹底を缺くものあり、爲めに監督官廳との間に權限の錯綜を生じ、當該國政事務の執行上は勿論、大都市行政上重大なる支障を齎して居るのであります。

今其の重要なもの、二三を摘示すれば凡そ次の如くであります。

(イ) 教育事務

義務教育は委任事務中、其の分量に於て最も多きを占むるものでありまして、大都市は毎年激増する學齡兒童の爲め、小學校舎の建築並に其の經營の爲め巨費を投じて居り、一般市町村の歳出が教育費を中心として居る點に於ては、大都市も亦軌を一に致して居る譯であります。

然るに現行法制に於ては小學校の制限外學級の編成、授業料、職員の任免、賞罰等の教育事務は府縣知事の權限に屬せしめられて居ります爲め、其の運営上寔に遺憾の點尠しとしないのでありまして、大都市教育行政の圓滑なる發達を期せむ爲めには、敍上の權限を市長に移付すべく、従前より其の筋に向つて之が建議稟請を續け來つたことは各位の記憶に尙新なること、信ずるのであります。

(ロ) 道路管理事務

道路法第十七條、大正八年勅令第四百六十一號は六大都市に存する國道、府縣道及び市道の管理權を市長に附與して居ります。然るに此の市長の道路管理權に對し府縣知事（東京府に在りては警視總監）の交通警察權が介入し、一の道路に對して二個の權限が作用するに至り、管理行爲の不統制と管理事務の圓滑を阻害する場合が尠く無いのであります。

(ハ) 都市計畫事務

都市計畫事業は概ね市長の執行する所であります。之と唇齒輔車の關係に立ち其の効用を助くる市街地建築物法の施行は府縣知事（東京府に在りては警視總監）の管掌する所と爲つて居りますので、市長は内閣の認可を受け都市計畫路線を定むることを得ましても、建築線の指定其の他に關しては、府縣知事等の管掌する行政作用との間に統制を期し難き場合が尠く無いのであります。

(ニ) 選舉事務

衆議院議員選舉は東京、京都、大阪の三市に於ては、區長の委任事務に屬し、之が指揮、監督は擧げて府縣知事の管掌する所と爲り、區長を監督する市長に對して直接監督權を與へられざるが如き現行制度は、選舉費用の全部を市に於て負擔する關係より考察するも、市内に於ける選舉事務は總て市長の權限に之を移付するを以て妥當なりとせねばならぬのであります。

二 大都市が府縣の一部を構成する爲めに生ずる府縣、市の二重行政

抑々明治二十二年市制公布の當時、同時に公表された、市制町村制理由に依れば、地方に三階級の自治體（府縣、郡、市町村）を設けしは、營に分權の制を施すに於て緊要なるのみならず、其の自治體共同の事務は勿論國政事務の分任に付ても「市町村ノ力ニ堪フルモノハ之ヲ其ノ負擔トシ、其ノ力ニ堪ヘサルモノハ之ヲ郡ニ任シ、郡ノ力ニ及ハサルモノハ之ヲ府縣ノ負擔トスヘシ、是階級ノ重複スルヲ厭ハスシテ却ツテ利益アリト爲ス所以ナリ」と説明せられてあり、此の點は現行地方制度に於ても中小都市と府縣との關係に付て

は依然として肯定し得るのであります。

乍併、府縣と同等若は夫れ以上の實勢力を有する迄に發展し來つた、六大都市に關する限りに於ては、大都市をして府縣の一部を構成せしむべき右理由は、何等の妥當性を有しなく爲つたのであります。而かも尙是等大都市所在の地方に於て、依然として同一地域に府縣、市二階級の自治體を併存せしむる劃一的制度の結果は、別紙第十一表に明かなる如く府縣、市間、事務、事業の重複に因る二重行政なる奇現象を發生せしめて居るのであります。

以下是等の點に關し、三四の事例を擧げて事の實情を究明し度いと思料するのであります。

(イ) 教育事業

中等學校以上の學校は、府、縣、市孰れも之を設置し得るのでありますが、此の制度は一面に於て市及び府縣に學校併設の關係を生じ、現に各大都市の區域内に於て府、縣、市立中學校、高等女學校、實業學校等の設置を見、之が施設の重複は教育上、經濟上考慮を要すべき事象を惹起しつゝ在るのであります。

(ロ) 社會事業

大正中期より勃興した都市社會事業は、當初其の必要に因り府、縣、市共に其の事業に着手したのであります。其の後に於ても依然として此の關係は調整せらるゝに至らず、其の法令に依るものと然らざるものとを問はず、現に府、縣、市共に大體に於て同種の事業を經營しつゝ在るのであります。之が爲め大

都市の區域内に於ては、全然系統を異にする府縣營社會事業と市營社會事業とが重複して存在し、同種の機能を有する職業紹介所、乳兒院、住宅、隣保館及び、託兒所又は方面委員其の他の社會施設が併置されて居ることは單り公共經濟上の問題たるのみならず、社會事業自體の統制上よりするも亦大に顧慮を要する問題なりと謂はねばなりません。

(ハ) 保健事業

都市の衛生施設は、市立衛生試験所、市立病院等都市に於て専ら基本的の衛生施設を有するに拘らず、尙府縣に於て、トラホーム治療、健康相談所、傳染病處置等の事業、施設を有する府縣あり、前同様此の重複關係を調整するの必要が尠く無いのであります。

(ニ) 勸業

産業國策の見地よりするも、大都市に於ける産業の推移に付ては特に至大の關心を拂はねばならぬのであります。大都市に於ては夫々産業の助長獎勵の爲め必要なる施設の經營に努力して居りますが、關係府縣に於ても亦産業の助長獎勵は沿革的に幾多の施設を有ち、現に各種産業團體に對する補助金の給付、商品紹介所、産業獎勵館、相談所、各種の試験研究若は海外駐在等の事業又は金融施設等の事業は府縣、市の間相重複して行はれて居るのであります。是等の事業、施設は斯業發達の統制上よりするも、公共財政の觀點よりするも適正なる調整を必要とすること贅言を俟たぬ所であります。

以上は單に該當事例の一部を縷述したに過ぎませぬが、斯くの如き事實は大都市の發展に伴ひ逐年府縣の事業、施設と重複の關係を生ずること多かるべく、右は實に都市計畫、都市經營上の統制を紊すのみならず行政上、財政上の見地より觀るも適正なる國家制度なりとは申されませぬ。而かも叙上の點は尙且つ忍ぶべしとするも、大都市が府縣の區域内に包擁される現行制度は、次に述ぶる財政上、監督上の總てに互つて生ずる諸弊の根源を總て此處に胚胎せしめて居るのであります。都制並に特別市制定の緊要なる重點は、實に大都市を府縣の區域より分離すべしとする一點に懸ると謂ふも過言で無いのであります。

(は) 財政上の不備及缺陷

大都市財政は、大都市の特質上よりして必然的に比年膨脹の一途を辿り、昭和九年度豫算に於て六大都市歳出總額は全國市町村(六大都市を除く)歳出額の約五二%を占め、之を關係府縣財政と對比するも其の歳出總額は府縣歳出總額の三倍餘に達する巨費を擁せるに拘らず、大都市に附與せられたる財政權は極めて狭小なる結果、大都市は孰れも其の財政極度に逼迫し、其の變理に全く寧日なき有様であります。

そは先づ第一に、現行の都市財政制度に對し、大都市が最も不備を痛感する主點は、大都市に附與せられたる課稅權が孰れも弾力性に乏しき附加税を主とし、而かも獨立税を課徵し得るの範圍が極限されて居ることとあります。

之を六大都市の事例に徴しますと、獨立税額の市稅收入總額に對する割合は神戸市を除きては孰れも一割

前後に過ぎず、當該關係府縣に於ける獨立税額が其の稅收入總額中平均四割四分に相當する事實に對比しても、大都市に於ける稅源の梗塞を如實に示して居るのであります。而して大都市が附加税主義に依據せる結果は、府縣に於ける獨立課稅額査定の如何は直ちに市稅收入の上に反影し來るのであります。而かも輓近大都市を統轄する府縣財政は極めて綽々たる餘裕を示し、關係大都市財政に齎す影響其の他を顧慮することなく、府縣が其の有する獨立税を、或る程度に減税せんとする事例さへ在るのであります。更に又府縣の實施した稅制改正に依つて、從來大都市が有せし獨立税が府縣稅雜種稅等に吸收され、大都市が僅かに保有せし獨立財源をも之が爲め喪失した事例の如きも、(別紙第十二表參照) 大都市財政が府縣稅附加税主義に基礎を置く當然の缺陷と謂はねばなりません。昭和六年度に於ける六大都市關係府縣の家屋稅の減税、昭和四年度に於ける東京府、昭和四年、六年、八年度に於ける大阪府、大正十四年度に於ける愛知縣、昭和五年度に於ける神奈川縣の各府縣雜種稅の整理に因る關係大都市當該特別稅の廢滅の如きは、即ち此の事例を雄辯に論證するものであります。(別紙第十三表參照)

次に起債に關する大都市の權限であります。大都市は方今孰れも大規模の公企業を計畫、經營し、隨つて之が資源の爲めに發行する企業債は累年膨脹しつゝ在るのであります。企業債以上に普通經濟に於ける市債の膨脹率が大きく爲つて居ることは最近に於ける大都市會計共通の現象でありまして、之れは大都市の歳入が其の必要なる經費に充つるに足らず、其の不足額を公債に倚り辛くも其の財政を維持せるの窮狀を最も

露骨に表現せる證左として注目を要する點であります。

而して昭和十年度に於ける、六大都市の一般歳入に徴しましても、其の金額よりすれば市債費の占むる地位は、東京、大阪、名古屋各市に於ては第一位、京都、神戸、横濱は市債収入に次ぎ第二位に相當し、大都市財政經理上市債に關する事務は頗る重要な度を加へつゝ在るのでありますが、起債に關する事務に付ても都市は府縣と其の待遇を異にし、今に尙煩瑣なる手續を必要とせられて居る情態であります。

尙、道路、河川、港灣等の營造物管理費を市に於て負擔し、之に隨伴する収入が府縣其の他に歸屬する事例は別紙第十四表にも在る如く、制度の不備と其の矛盾を最も露骨に表明せられて居るものであります。要するに現行の地方制度は府縣に有利に都市殊に大都市に不利に規定されてあるに加へ、數次の税制整理は府縣財政を愈々有利に展開せしめ、更に各市に於ける市域擴張は大都市財政の困窮を招來し、反面關係府縣の負擔輕減を結果したのであります。然るにも拘らず府縣は依然として市域擴張前の豫算を踏襲し、孰れも制限内の課税を爲し尙且つ多額の剩餘を示し、勢ひ郡部に事業を起興し、剩へ都市の行ふべき事業に迄其の驥足を伸ばし益々府縣、市二重行政施設の弊害を顯著ならしめて居る實情であります。

以上の如き府縣、市財政の跛行的制度と實情とは之を公債償還財源中租税充當額の割合に徴しても、明かに看取し得ることと思ふのであります。六大都市は其の市債償還の爲めに、東京市に於ては其の市税の四五%、大阪市は同三七%、京都市は同四四%、神戸市は同一九%、名古屋市は同三九%、横濱市は同五四%

を各充當し、結局大都市は其の市税収入の約三九%を市債償還の資源に充てつゝあるに拘らず、關係府縣に於ては其の府縣債償還の爲めには、府縣税中僅かに一九%が豫定されて居るに過ぎない有様であります。

右の如きは實に地方財政制度の大なる缺陷と謂ふべく、六大都市が其の特別制度を要望する所以も、畢竟するに此の財政制度の缺陷を改善せんとするに在るのであります。之が是正は局部的法令の改廢を以てしては到底完全なる結果を期待し得べくもなく、要は大都市を府縣行政の羈絆より脱却せしむるの一途あるのみと確信する次第であります。

(に) 監督上の不備及缺陷

惟ふに地方公共團體たる市が、總般的に國家の監督を受くるは固より當然とする所であります。乍併、之が監督權の限界、範圍に就ては市の行政實力、當該都市の自治、文化の程度及び一般社會の情況等に順應して審按せらるべきことは申す迄も無いのであります。

而して大都市方今の實情は、屢々縷述した如く其の自治行政組織の實力に於て、將又事業施設の實際に於て之を如何なる角度より觀るも、府縣の夫れを凌駕するもの尠からざるべきは世論の一致する所であります。隨て茲に或る限界を劃し、其の自主的能力を十二分に發揮せしめ、適正なる事業の執行に邁進せしむることは實際に於て支障なかるべき問題であります。大都市に對する國家の監督作用を最小限度に止むることの適當なるは敢て贅言を俟たざる所であります。政府が大正十一年三月東京、京都、大阪、横濱、神戸及び

名古屋の六大都市に限り其の行ふ公共事務及び法律の定むる所に依り、市又は市長に屬する國の事務に關し、府縣知事の許可又は認可を要する事件に付ては勅令の定むる所に依り、其の許可又は認可を要せざるものとせられたる（大正十一年法律第一號）所以も亦這般の點を十分に考慮せられたる結果であると確信する次第であります。併し乍ら之が特例の範圍は實際に於て極めて狭小でありまして、大都市は依然として他の都市と同様に第一次に府縣知事、第二次に内務大臣の監督を受け、府縣知事の許可、認可を要する事項尙多く、第二次監督官廳其の他へ提出すべき書類の如きさへ一部の除外例を除き尙一々府縣知事を経由するの有様であります。

殊に大都市が其の最も特有の事業として經營に邁進せる諸般の公企業に關しては、各事業法の定むる所に依つて當該企業監督省廳の指揮監督を受くるは固より當然であります。當該企業に關しては一面營造物に關する規定が適用せられ爲めに市營の公益企業は前述の企業監督以外に於て、尙自治監督の監理を受けつゝ、在るのでありまして、之が爲め特に機宜の處置を要する企業活動をして甚しく不活潑ならしめて居ることは、同種の企業が民營に依つて行はるゝ場合に比較し實に著しき不權衡なりと謂はねばならぬのであります。

此の事實は大都市に於ける公益企業の統制に付、地元團體として些かの權限も大都市に附與せられざる事實と相俟つて、現下各都市の公益企業の不振と、其の市内に於ける各種公私企業の濫設無統制を招來したのでありまして、此の點は公益企業に關する現行制度上特に改正を要する事項であり、先年六大市長連名の議

に依り、公益企業の發達統制に關する調査研究を行ひ、微衷を披瀝して案を具し、之が適正なる立法を其の筋に稟請したことも亦敍上の點を十分に顧慮念願した結果であります。

要之、現行制度は市制の上に於てのみならず一般行政法規の上に於ても、大都市行政に對する監督は概ね嚴格に過ぎ其の機能の發揮を極度に抑壓せるが如き情態でありまして、之が是正の要は夙に世論の認むる所であり、此の點は現行の行政監督特例（前掲大正十一年法律第一號）の範圍の擴張又は地方長官の職權の一部を市長に移管する等の方法に依つては、到底抜本的に大都市行政現在の行詰りを打開するに由なく、究極する所は大都市を府縣の區域より獨立せしめ、新なる機構に依つて權限の調整を圖らなくては解決し得ざる問題でありまして、完全なる都制並に特別市制の實施を除いては他に方途なきを確信する次第であります。

六 大都市の實情匡救に關する從來の立法

現行地方制度の下に、大都市自治が其の困憊を極めつゝある實情は、以上縷述の事例に依つて、其の一端を推知し得られしこと、思料せらるゝが、是等の現状を匡救し、大都市自治の機能を完全に發揮せしむる爲めには、抜本塞源的の特別制度の樹立に俟たなければならぬことは、東京都制並に五大都市特別市制に關する法律案が帝國議會に提出さるゝこと今日迄、實に二十六回（此の外に大正十年第四十四回帝國議會に政府より大都市の區に適用する區制法案を衆議院へ提出したが同院可決、貴族院に於て審議未了と成る）の多きに

及んだ一事に徴し、輿論の一般を卜知し得るものと謂はねばなりません。而して右諸法案中、最近の事例として第六十四回帝國議會に政府より提出したる東京都制案及び第六十六回帝國議會に衆議院議員より提出された、五大都市特別市制案の要綱は次の通りであります。

(一) 昭和八年第六十四回帝國議會政府提出東京都制案要項

第一 總 則

- 一、都の區域 現在の東京府の區域に依ること
- 二、都の構成 都を分ちて區、市町村及島嶼とすること
 - 1 區は現在の東京市の區(三十五)の區域、市町村は現在の八王子市及三多摩の町村(七十)の區域、島嶼は現在の島嶼の區域に依ること
 - 2 區に關しては新たなる制度を定め、都の市町村に關しては大體に於て現行の市制、町村制に則り、島嶼に關しては大體に於て現行同様の制度を定むること
- 三、都と警察權 都内の警察權は現行通り警視總監をして之を掌らしむること

第二 都の議決機關

- 一、都會及都參事書を置くこと
 - 1 都會の組織及選舉
 - イ、議員の定数は之を百人とすること
 - ロ、議員の選舉權及被選舉權は現行市町村會議員の選舉權及被選舉權に準じ選舉區は區、郡の區域に依ること
 - 2 都會の職務權限

府縣會に準じ列舉すること

二、都參事會

都參事會員の定数は十五人とし其の他の點は大體に於て府縣參事會に準ずること

第三 都の執行機關

- 一、都の首長 官吏を以て之に充つること
- 二、都の補助機關 官吏を併用すること
 - 1 理事 都に理事四人を置き内二人は吏員とし二人は都の官吏を以て之に充つること
 - 2 都出納吏 都の出納其の他の會計事務を掌らしむる爲出納吏を置き官吏員の中より都長官之を命ずること
 - 3 其の他の補助機關
 - イ、官制を以て定むる範圍の官吏と
 - ロ、都會の議決せる定數の範圍内に於て都長官の任命する吏員とを以て之に充つ

第四 都の財政

- 一、都の經濟は單一制とすること
- 二、都税に關しては
 - 1 其の種類は大體に於て府縣税に準ずること
 - 2 其の稅率は大體に於て左記に依ること
 - イ、現在の東京市の區の區域 府縣税及市税の稅率を合算したるものより新に區税として徵收すべき分を控除したるものを以てすること
 - ロ、三多摩地方 府縣税の稅率に準ずること

第五 都の監督

都は内務大臣に於て監督すること

第六 島嶼に於ける都の行政の特例

島嶼に於ける都税の賦課は都會議員の選舉に付ては當分現行の例に依ること

第七 區 制

- 一、區の區域 現在の東京市の區(三十五)の區域に依ること
- 二、區の權能 都の統一を害せざる限度に於て區の權能を擴張し其の範圍は新に勅令を以て之を定むること
- 三、區の議決機關 區會を置き區參事會は之を置かざること

1 區會の組織及選舉

大體に於て市會に準ずること

2 區會の聯務權限

區會は市會及市參事會の權限に屬する事項を行ふこと

四、區の執行機關 區長は公吏として都長官の推薦に依り區會之を定むること

五、區の財政 區の獨立の課稅權及起債權を認むること、但し區稅の種類及課率は別に法律勅令の定むるところに依ること

六、區の監督 區は第一次に於て都長官、第二次に於て内務大臣之を監督すること

(二) 第六十七回帝國議會衆議院議員提出五大都市特別市制案

(1) 市は從來の區域に於り府縣の區域外とすること

(2) 從來府縣に屬する事務を市に移管すること

(3) 内務大臣の直接監督下に立つこと

(4) 從來府縣知事の權限に屬する事項を市長に移管すること

(5) 市は從來の府縣稅及賦金の例に依り市稅及賦金を賦課徵收すること

(6) 府縣との間に府縣市組合を設くること

而して、前掲の東京都制案は之が實現の機運に合致したること、且つ該法案が政府提出に係るものなることに依つて社會の各方面に甚大なる衝動を與へたのであります。右法案は三月十一日衆議院に上程され、二十七名の委員に附託せられ更に七名の小委員を設け審議せられたのであります。會期切迫の爲め、遂に法案の成立を見るに至らなかつたのは寔に遺憾の極みであります。

尙、從來發表されました大都市制度に關する都市側の意見として、昭和五年大都市制度調査會宛六大市長提出意見の綱目を左に掲げ大方の御參考に供したいと存じます。

一 大都市が府縣の一部を構成することの不合理

二 國政事務委任範圍の不備

三 二重監督に因る大都市機能の障害

四 大都市機能に比し自治權範圍の狭小

五 大都市機能に比し財政上の能力寡小

右の内五、に關する答申案の概要として、

(イ) 現行稅制上大都市の有する課稅權に府縣の有する課稅權を併せ附與すること

- (ロ) 賦金に關する權限を市長に附與すること
 - (ハ) 従來府縣の有せし起債權は之を大都市に附與すること
 - (ニ) 従來府縣に交付し來れる國庫よりの下渡金、補助金等は引續き之を大都市に交付すること
 - (ホ) 従來府縣に配付し來れる國費豫算の配付は引續き之を大都市に配付すること
- を擧げ、尙右の外大都市財政に關し特に考慮すべき事項として左の如き事項が擧示されて居たのであります。
- (1) 獨立課稅權を附與すること
 - (2) 地方稅制限の範圍を擴張すること
 - (3) 特殊稅源を委讓すること
 - (4) 起債權の範圍を擴張すること
 - (5) 起債に關する特典を附與すること
 - (6) 官有地及官有物件に對し公課相當額を交付すること
 - (7) 公企業經營權を擴張すること
 - (8) 國庫補助の範圍を増大すること
 - (9) 受益者負擔の範圍を擴張すること
 - (10) 大都市又は市長の所管に屬する國政事務の管理執行より生ずる収入は之を大都市の收入となすこと

七 結 論

以上各項に互つて縷述した所を綜合するに、大都市に對する現行制度は、其の根本に於て大都市の實情並に特質に適應せず、其の行政、財政等の諸點に於て幾多の不備、缺陷を包藏して居ることが明かに爲り、隨つて都制並に特別市制實施の緊急已むべからざる所以が首肯されること、思ひます。

今や大都市は其の累年の膨脹發展に伴ひ、現行制度の不備、缺陷に因り其の蒙る弊害の愈々堪ふべからざるものがありまして、大都市行政は全く行詰りの情態に逢着し、此の儘に放任遷延するに於ては大都市自體は固より、延ては國家社會の爲め寔に憂慮に堪へざる事態に立到ることは火を觀るよりも明かであります。希くば本書説く所に依り指摘したる不備、缺陷を艾除すべく、抜本塞源的なる大都市更生の根本大策たる、完全なる東京都制並に五大都市特別市制を速に制定實施し、市民の多衆をして永く其の堵に安んぜしめられむことを切望する次第であります。

附 表

- 第一表 六大都市人口膨脹趨勢調
- 第二表 六大都市人口集中調
- 第三表 六大都市年齡階級別人口調
- 第四表 六大都市出生地別人口調
- 第五表 最近に於ける六大都市接近市町村併合調
- 第六表 昭和八年度第三種所得稅調
- 第七表 六大都市第三種所得稅納稅額別納稅者數調
- 第八表 六大都市擔稅能力者に關する調
- 第九表 六大都市小學校學級數と教育費との増加累年比較調
- 第十表 六大都市義務教育費國庫助成調
- 第十一表 六大都市對府縣の二重行政施設調
- 第十二表 六大都市に於ける府縣雜種稅整理に因る財政の影響事例調
- 第十三表 六大都市家屋稅の減稅に關する調
- 第十四表 道路其の他營造物管理費並之に伴ふ府縣收入事例調

第一表

六大都市人口膨脹趨勢調

都市	年次	(一) 市同年次ニ於ケル人口		(二) 同年次ニ於ケル隣接ニ屬スル人口		(三) 合計		(四) 府縣總人口		(五) 府縣人口ニ對スル市人口%	備考
		實數	指數	實數	指數	實數	指數	實數	指數		
東京市	大正十四年	2,175,201	100	2,175,201	100	3,350,219	100	3,350,219	100	5.9	市郡合併
東京市	昭和七年	2,070,923	95.2	2,070,923	95.2	3,298,839	98.5	3,298,839	98.5	6.3	市郡合併
東京市	昭和五年	2,044,778	94.0	2,044,778	94.0	3,289,957	98.2	3,289,957	98.2	6.2	市郡合併
東京市	昭和四年	2,028,478	93.3	2,028,478	93.3	3,280,856	97.9	3,280,856	97.9	6.1	市郡合併
東京市	昭和三年	2,012,178	92.6	2,012,178	92.6	3,271,755	97.6	3,271,755	97.6	6.0	市郡合併
東京市	昭和二年	2,000,000	92.0	2,000,000	92.0	3,262,654	97.4	3,262,654	97.4	5.9	市郡合併
東京市	昭和一年	1,988,000	91.5	1,988,000	91.5	3,253,553	97.1	3,253,553	97.1	5.8	市郡合併
京都市	大正十四年	1,175,201	100	1,175,201	100	1,750,219	100	1,750,219	100	5.9	市郡合併
京都市	昭和七年	1,070,923	91.2	1,070,923	91.2	1,698,839	97.1	1,698,839	97.1	6.3	市郡合併
京都市	昭和五年	1,044,778	89.0	1,044,778	89.0	1,689,957	96.8	1,689,957	96.8	6.2	市郡合併
京都市	昭和四年	1,028,478	88.3	1,028,478	88.3	1,680,856	96.5	1,680,856	96.5	6.1	市郡合併
京都市	昭和三年	1,012,178	87.6	1,012,178	87.6	1,671,755	96.2	1,671,755	96.2	6.0	市郡合併
京都市	昭和二年	1,000,000	87.0	1,000,000	87.0	1,662,654	95.9	1,662,654	95.9	5.9	市郡合併
京都市	昭和一年	988,000	86.5	988,000	86.5	1,653,553	95.6	1,653,553	95.6	5.8	市郡合併
大阪市	大正十四年	1,175,201	100	1,175,201	100	1,750,219	100	1,750,219	100	5.9	市郡合併
大阪市	昭和七年	1,070,923	91.2	1,070,923	91.2	1,698,839	97.1	1,698,839	97.1	6.3	市郡合併
大阪市	昭和五年	1,044,778	89.0	1,044,778	89.0	1,689,957	96.8	1,689,957	96.8	6.2	市郡合併
大阪市	昭和四年	1,028,478	88.3	1,028,478	88.3	1,680,856	96.5	1,680,856	96.5	6.1	市郡合併
大阪市	昭和三年	1,012,178	87.6	1,012,178	87.6	1,671,755	96.2	1,671,755	96.2	6.0	市郡合併
大阪市	昭和二年	1,000,000	87.0	1,000,000	87.0	1,662,654	95.9	1,662,654	95.9	5.9	市郡合併
大阪市	昭和一年	988,000	86.5	988,000	86.5	1,653,553	95.6	1,653,553	95.6	5.8	市郡合併
横浜市	大正十四年	1,175,201	100	1,175,201	100	1,750,219	100	1,750,219	100	5.9	市郡合併
横浜市	昭和七年	1,070,923	91.2	1,070,923	91.2	1,698,839	97.1	1,698,839	97.1	6.3	市郡合併
横浜市	昭和五年	1,044,778	89.0	1,044,778	89.0	1,689,957	96.8	1,689,957	96.8	6.2	市郡合併
横浜市	昭和四年	1,028,478	88.3	1,028,478	88.3	1,680,856	96.5	1,680,856	96.5	6.1	市郡合併
横浜市	昭和三年	1,012,178	87.6	1,012,178	87.6	1,671,755	96.2	1,671,755	96.2	6.0	市郡合併
横浜市	昭和二年	1,000,000	87.0	1,000,000	87.0	1,662,654	95.9	1,662,654	95.9	5.9	市郡合併
横浜市	昭和一年	988,000	86.5	988,000	86.5	1,653,553	95.6	1,653,553	95.6	5.8	市郡合併
神戸市	大正十四年	1,175,201	100	1,175,201	100	1,750,219	100	1,750,219	100	5.9	市郡合併
神戸市	昭和七年	1,070,923	91.2	1,070,923	91.2	1,698,839	97.1	1,698,839	97.1	6.3	市郡合併
神戸市	昭和五年	1,044,778	89.0	1,044,778	89.0	1,689,957	96.8	1,689,957	96.8	6.2	市郡合併
神戸市	昭和四年	1,028,478	88.3	1,028,478	88.3	1,680,856	96.5	1,680,856	96.5	6.1	市郡合併
神戸市	昭和三年	1,012,178	87.6	1,012,178	87.6	1,671,755	96.2	1,671,755	96.2	6.0	市郡合併
神戸市	昭和二年	1,000,000	87.0	1,000,000	87.0	1,662,654	95.9	1,662,654	95.9	5.9	市郡合併
神戸市	昭和一年	988,000	86.5	988,000	86.5	1,653,553	95.6	1,653,553	95.6	5.8	市郡合併
名古屋市	大正十四年	1,175,201	100	1,175,201	100	1,750,219	100	1,750,219	100	5.9	市郡合併
名古屋市	昭和七年	1,070,923	91.2	1,070,923	91.2	1,698,839	97.1	1,698,839	97.1	6.3	市郡合併
名古屋市	昭和五年	1,044,778	89.0	1,044,778	89.0	1,689,957	96.8	1,689,957	96.8	6.2	市郡合併
名古屋市	昭和四年	1,028,478	88.3	1,028,478	88.3	1,680,856	96.5	1,680,856	96.5	6.1	市郡合併
名古屋市	昭和三年	1,012,178	87.6	1,012,178	87.6	1,671,755	96.2	1,671,755	96.2	6.0	市郡合併
名古屋市	昭和二年	1,000,000	87.0	1,000,000	87.0	1,662,654	95.9	1,662,654	95.9	5.9	市郡合併
名古屋市	昭和一年	988,000	86.5	988,000	86.5	1,653,553	95.6	1,653,553	95.6	5.8	市郡合併

第二表

六大都市人口集中調 (移住及自然増加)

都市	年次	昭和九年			昭和五年			大正十四年			大正九年		
		總數	自然増加	移住	總數	自然増加	移住	總數	自然増加	移住	總數	自然増加	移住
東京市	昭和九年	5,678,432	1,311,355	4,367,077	4,978,839	2,477,691	2,501,148	4,099,488	3,350,219	1,750,219	1,600,000	1,311,355	
京都市	昭和九年	1,551,500	358,587	1,192,913	1,451,455	348,745	1,102,710	1,014,455	869,191	791,191	701,319	658,295	
大阪市	昭和九年	2,998,800	756,372	2,242,428	2,451,553	651,068	1,800,485	2,214,844	1,750,219	1,599,031	1,487,031	1,387,031	
横浜市	昭和九年	3,016,900	731,377	2,285,523	2,387,791	600,802	1,786,989	2,156,591	1,671,755	1,551,077	1,444,077	1,331,077	
神戸市	昭和九年	3,064,331	783,434	2,280,897	2,344,431	563,538	1,780,893	2,144,277	1,653,553	1,533,077	1,420,077	1,306,077	
名古屋市	昭和九年	1,017,900	254,311	763,589	877,441	224,254	653,187	604,311	551,077	500,000	448,311	396,600	

附記

- 一 本表は現在の市域に依り調査したるものに付、市域擴張前の隣接町村の人口をも含む。
- 二 本表中の増加数とは前調査年次より當該調査年次迄の合計数なり。
- 三 本表中の自然増加数とは出生数より死亡数を控除したるものなり。

第三表

六大都市年齢階級別人口調 (千分比)

都市	年齢																
	合以上	七九—七五	七四—七〇	六九—六五	六四—六〇	五九—五五	五四—五〇	四九—四五	四四—四〇	三九—三五	三四—三〇	二九—二五	二四—二〇	一九—一五	一四—一〇	九—五	四—〇
東京市	二	四	七	二	三	二	三	四	四	三	三	三	三	三	三	三	三
京都市	三	五	九	二	三	三	三	四	四	四	五	六	六	六	六	六	六
大阪市	二	三	七	二	二	二	二	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
横浜市	二	四	八	二	三	二	二	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
神戸市	二	四	八	三	三	二	二	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
名古屋市	三	五	一〇	三	三	二	二	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
計	二	四	八	三	三	二	二	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
全 國	六	一〇	一六	三	二	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三

附記 一 本表は昭和五年國勢調査に依り現在の市域内の人口を包含す。

二 本表中全國人口とは六大都市人口總數を除く内地人口とす。

第四表

六大都市出生地別人口調

都 市	總 數	自 府 縣 内		
		自 市 町 村 生	他 市 町 村 生	他 府 縣 其 の 他 生
東 京 市	二,〇七〇,九三三 (一〇〇)	八五三,七〇七 (四一)	七〇七,七〇七 (五)	一,二三三,五二〇 (五九)
京 都 市	七五五,一四二 (一〇〇)	三七四,五〇〇 (四九)	七二,七四 (一〇)	三七,八六九 (三九)
大 阪 市	二,四五三,五七三 (一〇〇)	一,〇〇一,六三三 (四一)	一六,七四 (五)	一,三三五,二〇八 (五四)
横 濱 市	六,〇〇,三〇六 (一〇〇)	二八二,三三八 (四六)	五七,四八 (九)	二八〇,五〇〇 (四三)
神 戸 市	七,七六,六六 (一〇〇)	二九,九八八 (三八)	一四,三七六 (一八)	三三,三三三 (四二)
名 古 屋 市	九,七四,〇四 (一〇〇)	四,五,七〇一 (五〇)	一八三,八八九 (二〇)	二,七二,八〇四 (三〇)
合 計	七,六四,九五四 (一〇〇)	三,一四,一六 (四二)	六九,八八 (九)	三,六〇,八八 (四八)

附記 一 本表は昭和五年國勢調査に依る。

二 括弧内は百分比なり。

第五表

最近に於ける六大都市接近市町村併合調

都 市	併 合 年 次	併 合 町 村 数	併 合 面 積	併 合 町 村 人 口
都 京 市	大 正 九 年 昭 和 七 年	一 八二	一〇九一 <small>平方町</small> 四六九〇二九	一五、〇〇七 三、二二一、五一〇
京 都 市	昭 和 六 年	二七	二二八、二一七	一九五、一九五
大 阪 市	大 正 十 四 年	四四	一一一、〇〇〇	七〇〇、一三八
横 濱 市	昭 和 二 年	九	九六、二四三	一一八、五〇一
神 戸 市	大 正 九 年 昭 和 四 年	一 三	二四、八三二 一九、二九五	二〇、三七六 七三、七〇〇
名 古 屋 市	大 正 十 年	一五	一一二、二〇九	一八〇、八六七

附記 「併合町村人口」欄中東京市大正九年、昭和七年及京都市昭和六年は夫々同年十月一日現在推計人口、大阪市大正十四年は十三年現住人口、神戸市大正九年は大正七年末現在人口、昭和四年は同年四月推計人口、横濱市昭和二年は同年十二月末現在人口なり。

第六表

昭和八年度第三種所得税調

同 所 種 第 三 種 得 一 額	同 所 種 第 三 種 得 二 額	同 所 種 第 三 種 得 三 額	同 所 種 第 三 種 得 四 額	同 所 種 第 三 種 得 五 額
全 國	一、八二四、二四一、五六七 円	八三、四四七、一九九	八二八、〇三一、三〇〇 円	四五・四 %
六 大 都 市	四六、一七〇、六六一	二、五八四、四二三 戸	二八五、九五六	一一・一 %
對 六 大 都 市 占 ム ル 割 合	四五・三 %	二五・三 %	二五・三 %	二五・三 %

第七表

六大都市第三種所得稅納稅額別納稅者數調(千分比)

都市	納稅額	年次					
		昭和九年度	昭和八年度	昭和七年度	昭和六年度	昭和五年度	昭和四年度
東京市	二十圓未滿	四六九	四七二	四六四	四三三	四〇五	三九四
	二十圓以上	三五三	三五六	三五〇	三六三	三六七	三五五
	百圓以上	一七九	一五三	一五九	一八五	一九六	一九九
	千圓以上	二九	二八	二八	二六	二九	三〇
合計	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	
京都市	二十圓未滿	四四四	四四二	四四五	四三九	三九八	三九二
	二十圓以上	三七二	三七三	三七四	三六三	三六七	三九一
	百圓以上	一六八	一六六	一六四	一七三	一七九	一九一
	千圓以上	一〇	一八	一六	一八	三三	三三
合計	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	
大阪市	二十圓未滿	四三三	四三三	四三三	四三三	四〇八	三九〇
	二十圓以上	三五三	三四九	三四三	三五六	三五九	三五五
	百圓以上	一八二	一八九	一八九	一九四	二〇一	二〇一
	千圓以上	二六	二七	二六	二七	二九	二九
合計	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	
横濱市	二十圓未滿	五三三	五三三	五〇〇	四九六	四八一	四七四
	二十圓以上	三三八	三三三	三四五	三四九	三六八	三六六
	百圓以上	一三三	一六二	一四〇	一三九	一四四	一四二
	千圓以上	一七	一六	一四	一五	一六	一七
合計	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	
神戸市	二十圓未滿	四二六	四二九	四二九	四二七	四〇一	三九八
	二十圓以上	三七〇	三七五	三六〇	三五二	三九九	三九三
	百圓以上	一六五	一七〇	一七三	一八二	一九九	二〇四
	千圓以上	一八	一四	一七	一九	二〇	二四
合計	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	
名古屋市	二十圓未滿	五四二	五五〇	五四四	五三九	五二二	四九〇
	二十圓以上	三二五	三三四	三三八	三三二	三三〇	三四四
	百圓以上	一三七	一三〇	一三一	一三一	一四〇	一四七
	千圓以上	一六	一五	一五	一六	一七	一八
合計	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	

第八表

六大都市擔稅能力者に關する調

種別	年九和昭		年八和昭		和昭	
	所得稅三總額種	同擔稅者數	所得稅三總額種	同擔稅者數	所得稅三總額種	同擔稅者數
東京市	三〇、七四	一五、〇〇	三三、一六	一六、二六	一八、四六	一一、一七
京都市	四、五四	二九、七一	三、六〇	二六、四六	三、四九	二一、八
大阪市	一五、三六	七、五五	一〇、一〇	六、三六	一〇、五	九、六
横濱市	一、四三	一五、〇三	一、一〇	二、九八	一、三五	七、八
神戸市	三、六六	二七、三六	一、四一	二四、三六	三、七四	一一、二六
名古屋市	三、九一	二九、〇五	二、二四	二三、四九	二、五二	九、二

種別	年九和昭		年八和昭		年七	
	所得稅三總額種	同擔稅者數	所得稅三總額種	同擔稅者數	所得稅三總額種	同擔稅者數
東京市	三〇、七四	一五、〇〇	三三、一六	一六、二六	一八、四六	一一、一七
京都市	四、五四	二九、七一	三、六〇	二六、四六	三、四九	二一、八
大阪市	一五、三六	七、五五	一〇、一〇	六、三六	一〇、五	九、六
横濱市	一、四三	一五、〇三	一、一〇	二、九八	一、三五	七、八
神戸市	三、六六	二七、三六	一、四一	二四、三六	三、七四	一一、二六
名古屋市	三、九一	二九、〇五	二、二四	二三、四九	二、五二	九、二

六大都市小學校學級數と教育費との増加累年比較調

(教育費單位千圓)

都 市	昭 和 十 年		昭 和 九 年		昭 和 八 年		昭 和 七 年		昭 和 六 年		昭 和 五 年		昭 和 四 年		備 考
	學 級 數	教 育 費	學 級 數	教 育 費	學 級 數	教 育 費	學 級 數	教 育 費	學 級 數	教 育 費	學 級 數	教 育 費	學 級 數	教 育 費	
	前 年 度 に 比 し	臨 時 部 部	前 年 度 に 比 し	臨 時 部 部	前 年 度 に 比 し	臨 時 部 部	前 年 度 に 比 し	臨 時 部 部	前 年 度 に 比 し	臨 時 部 部	前 年 度 に 比 し	臨 時 部 部	前 年 度 に 比 し	臨 時 部 部	
東 京 市	11,949	1,484,845	11,943	1,484,845	11,394	1,484,845	11,011	1,484,845	10,900	1,484,845	10,655	1,484,845	10,401	1,484,845	學級數は毎年三月一日現在
大 阪 市	11,251	1,484,845	11,251	1,484,845	11,251	1,484,845	11,251	1,484,845	11,251	1,484,845	11,251	1,484,845	11,251	1,484,845	學級數は毎年五月一日現在 昭和三十九年度臨時部には風水害應急設備 費三、六三三、五七一圓を昭和十年度 臨時部には小學校復興費八、八八八、五〇九圓を含む
京 都 市	11,251	1,484,845	11,251	1,484,845	11,251	1,484,845	11,251	1,484,845	11,251	1,484,845	11,251	1,484,845	11,251	1,484,845	學級數は毎年五月一日現在 昭和六年度の増加率の高きは隣接町村 編入に因る
横 濱 市	11,251	1,484,845	11,251	1,484,845	11,251	1,484,845	11,251	1,484,845	11,251	1,484,845	11,251	1,484,845	11,251	1,484,845	學級數は毎年六月一日現在

合 計	神 戸 市		名 古 屋 市		合 計									
	學 級 數	教 育 費	學 級 數	教 育 費	學 級 數	教 育 費								
	前 年 度 に 比 し	臨 時 部 部	前 年 度 に 比 し	臨 時 部 部	前 年 度 に 比 し	臨 時 部 部								
11,949	1,484,845	11,943	1,484,845	11,394	1,484,845	11,011	1,484,845	10,900	1,484,845	10,655	1,484,845	10,401	1,484,845	學級數は毎年四月末日現在
11,251	1,484,845	11,251	1,484,845	11,251	1,484,845	11,251	1,484,845	11,251	1,484,845	11,251	1,484,845	11,251	1,484,845	學級數は毎年四月末日現在 昭和四年度經常部決算は小學校費に幼 稚園費との合算にして小學校費のみの 分離至難に付推算額を掲げたり

附記

- 一 本表は昭和九年度迄は決算に據り昭和十年度は豫算に據る。
- 二 本表は尋常、高等小學校を含めたるものなり。

市 屋 古 名		市 戶 神	
縣	市	縣	市
工業學校 青年學校 商業學校 高等女學校	工業學校 青年學校 商業學校 高等女學校	工業學校 高等女學校 商業學校 中等學校	商業學校 高等女學校 女子商業學校 女子技藝學校
1 2 1 1	1 2 3 3	1 1 1 1 2	1 1 2 3
1 愛知縣社會事業協會補助 2 縣立精神病院 3 愛知縣方面委員助成聯合會補助	1 市立保育院 2 市立東山寮(精神耗弱者收容) 3 名古屋市方面事業助成聯合會補助	兒童研究所	兒童相談所
1 結核相談所 2 屠肉検査員	1 八事養老所 2 屠場	1 神戸病院 2 衛生試験所	1 市民病院 2 衛生試験所
哈爾濱貿易館	名古屋市商品紹介所(奉天、天津)		

市 濱 横		市 阪 大		市
縣	市	府	市	府
高等女學校 商業學校	高等女學校 商業學校	高等女學校 工業學校 盲聾啞學校 圖書館	高等女學校 工業學校 盲聾啞學校 圖書館	高等女學校
1 1	1 1	1 2 2 1	1 2 3 6	3
		1 私設社會事業補助 2 方面委員ノ任免權ハ知事ニ屬ス 3 乳幼児保護施設團體補助	1 私設社會事業補助 2 方面隣保事業 3 乳兒院	1 京都府小住宅 2 社會會館七住宅 3 地方官署附設(十年度) 4 方面委員任免權ハ知事ニ屬ス 5 助成社會事業團體ノ
結核療養施設	結核療養施設	1 結核相談所 2 屠肉検査員	1 結核相談所 2 屠場	1 府立病院 2 健康相談所 3 健康相談所 4 兒童救護所(附設)
		1 工業獎勵館 2 貿易館、新京分館 3 奉天分館	1 工業研究所、產業獎勵館 2 貿易調査所、上海、天津、大連、ハルビン、錦州) 3 其ノ他近東、東阿ノ重要貿易都市ニ通信員ヲ派遣ス	
		1 都市計畫事業(神崎川改修工事) 2 都市計畫街路阿倍野線外舊放射路線開設 3 公園(住吉公園、住ノ江公園)	1 都市計畫事業 2 都市計畫街路 3 公園 天王寺公園、外森小路公園、外遊園地運動場	1 都市計畫事業 2 公園(龜山公園、中ノ島公園)

第十四表

道路其他營造物管理費並之に伴ふ府縣收入事例調

都 市	道		河 川		港 灣	
	市負擔管理費	府縣ノ收入	市負擔管理費	府縣ノ收入	市負擔管理費	府縣ノ收入
東 京 市	府道 一、七五、〇〇七 市道 八、〇七、八五五 内譯 三、〇八三、四一五	車 税 二、七、〇〇〇圓				
京 都 市	府道 一、八五、〇〇五 市道 二、四六、七三三 内譯 一、六二〇、六〇〇	車 税 五三、五六圓	三、四、〇五圓	河川占用料 七九圓		
大 阪 市	府道 一、四七、九〇七 市道 三、八三、五七〇 内譯 七、八、五七圓	車 税 四、四、五五圓	三、四、〇六圓	河川占用料 二、五、二四圓	一、九、四、九六圓	入津料 二、四、六六圓
横 濱 市	府道 天、三、四 市道 五、九、八三 内譯 六、〇、三七	車 税 三、四、九五圓				
神 戸 市			三、〇〇圓	九七圓		
名 古 屋 市		車 税 四、八、七圓				

附記
 一、道路費は道路及橋梁の維持修繕並新設改築費を包含す。
 二、道路費の内譯は國、府縣、市道面積の按分に依り算出せり。
 三、道路費の收入欄に於ける車税は各市内に於けるもののみを計算したり。

最近に於ける大都市財政の實情に関する調査

最近に於ける大都市財政の實情に關する調査

一 序 言

市制施行當時より既に胚胎せる大都市と府縣との二重行政組織の矛盾は、其の後數次に互る市制の改正を見たにも拘らず、却つて其の矛盾を益々深化しつゝあるのであります。此の情勢は大都市財政と所在府縣財政との間に於ても極めて顯著に現れたのであります。兩者は同一行政區劃の上に重複して相濫み、等しく同一市民に依つて構成されて居りながら、地方財政として各別個の存在を爲してゐる爲め、大都市は歳出の増大と歳入の不足に窘しみ、府縣は綽々たる余裕を示すの實情に在るのであります。

二 現 狀

輓近文運の進展は近代都市の文化的使命をして愈々重からしめ、都市は市民の實生活に即する福利施設は固より、諸般の文化施設を擴充し、又は公企業經營の充實を圖るの必要に迫られ、其の施設經營の範圍益々擴大を來し、随つて其の財政規模は愈々増大すべき趨勢に在るのであります。

今、六大都市と其の所在府縣財政とを比較すれば次の如き數字を示すのであります。

昭和十年度六大都市並關係府縣財政規模比較

都市別	區分		府縣		府縣		府縣歳出に對する市歳出の割合
	市	府	縣	府	縣	府	
東 京 市	普通經濟 千円 一七、四六六	公企業經濟 千円 六、二四九	計 千円 一五、六一五	普通經濟 千円 六、六〇六	公企業經濟 千円	計 千円 六、六〇六	倍 一・九
京 都 市	普通經濟 千円 一五、四三三	公企業經濟 千円 一六、一六六	計 千円 三、五九九	普通經濟 千円 一五、三三八	公企業經濟 千円	計 千円 一五、三三八	倍 一・〇
大 阪 市	普通經濟 千円 四、八八四	公企業經濟 千円 九、七七八	計 千円 一八、六〇二	普通經濟 千円 三〇、三三七	公企業經濟 千円	計 千円 三〇、三三七	倍 一・一
神 戸 市	普通經濟 千円 一四、〇八七	公企業經濟 千円 一〇、一六九	計 千円 二四、二五六	普通經濟 千円 二、六〇六	公企業經濟 千円 八・九	計 千円 二、四四五	倍 一・三
名 古 屋 市	普通經濟 千円 二六、九七一	公企業經濟 千円 二七、二七一	計 千円 五、四四三	普通經濟 千円 二七、〇八一	公企業經濟 千円 二・九	計 千円 二七、三七一	倍 一・一
	普通經濟 千円 二〇、五五六	公企業經濟 千円 五、五五四	計 千円 二六、一〇〇	普通經濟 千円 二四、八四〇	公企業經濟 千円	計 千円 二四、八四〇	倍 〇・八
							倍 一・一

附記 六大都市關係府縣中公企業を經營するものは、神奈川縣の水道、兵庫縣の水力電氣經營の二者あるに過ぎず。

右に依つて明かなる如く、行政系統的に下級團體であり、府縣行政區劃の一部を占むるに過ぎない都市の財政は、上級團體たる府縣財政に比し東京市の如きは三倍、大阪市は六倍するの老大な財政規模を擁して居るのであります。斯くの如き老大な歳計を擁する都市財政が放漫であるか、或は果して府縣財政が健全なる財政經理を行つて居るかの點に付き検討を試みますれば、都市の財政々策必ずしも放漫なりと斷定することは出來ないのであります。即ち府縣は都市と其の職能に於て差異あり、等しく教育費の如きに就ても府縣の中等學校費は都市に於ける小學校費の如き増加を示さず、又府縣の經費は中等學校費、産業費の如き隨意事務の性質を帶ぶる支出多きに對し、都市の經費は小學校費の如き必要事務に屬する支出が多いのであります。随つて都市財政も府縣財政も後述するが如く同じく經費の膨脹を續け乍らも、都市財政に於ける義務的經費の必至の膨脹と、府縣財政に於ける任意的經費の膨脹とは性質に於て其の間著しい徑庭があるのであります。況して府縣に於ける三部經濟制度の撤廢と都市に於ける市域擴張に因り、府縣土木費の如き當然著しく縮少することを得る筈でありまして、全般的に觀て府縣財政は都市財政の膨脹傾向に反し寧ろ縮減することを得べき關係に在るのであります。

然るに、昭和四年度以降の六大都市財政の膨脹趨勢を關係府縣の夫れに比較して見まするに、次表に示すが如く、前述の趨勢を數字的には殆んど示現して居ないのであります。(附表第一表乃至第四表参照)

六大都市並關係府縣財政膨脹趨勢比較(普通經濟歲出)

年度別	東京市		京都市		大阪市		横浜市		神戸市		名古屋市	
	市	府	市	府	市	府	市	縣	市	縣	市	縣
昭和四年度	100,211 (100)	53,721 (100)	13,041 (100)	12,082 (100)	22,102 (100)	33,622 (100)	15,221 (100)	12,121 (100)	22,121 (100)	12,121 (100)	22,121 (100)	12,121 (100)
同 五年度	100,211 (100)	53,721 (100)	13,041 (100)	12,082 (100)	22,102 (100)	33,622 (100)	15,221 (100)	12,121 (100)	22,121 (100)	12,121 (100)	22,121 (100)	12,121 (100)
同 六年度	100,211 (100)	53,721 (100)	13,041 (100)	12,082 (100)	22,102 (100)	33,622 (100)	15,221 (100)	12,121 (100)	22,121 (100)	12,121 (100)	22,121 (100)	12,121 (100)
同 七年度	100,211 (100)	53,721 (100)	13,041 (100)	12,082 (100)	22,102 (100)	33,622 (100)	15,221 (100)	12,121 (100)	22,121 (100)	12,121 (100)	22,121 (100)	12,121 (100)
同 八年度	100,211 (100)	53,721 (100)	13,041 (100)	12,082 (100)	22,102 (100)	33,622 (100)	15,221 (100)	12,121 (100)	22,121 (100)	12,121 (100)	22,121 (100)	12,121 (100)
同 九年度	100,211 (100)	53,721 (100)	13,041 (100)	12,082 (100)	22,102 (100)	33,622 (100)	15,221 (100)	12,121 (100)	22,121 (100)	12,121 (100)	22,121 (100)	12,121 (100)
同 十年度	100,211 (100)	53,721 (100)	13,041 (100)	12,082 (100)	22,102 (100)	33,622 (100)	15,221 (100)	12,121 (100)	22,121 (100)	12,121 (100)	22,121 (100)	12,121 (100)

附記 1 昭和十年度は豫算、他は決算に依る。

2 括弧内は膨脹指数を示す膨脹指数算定に際し、昭和四年度を基準としたるは全国的に財政的一時期を劃したる緊縮財政時代の直前年度なるを以てなり。

3 昭和八年度名古屋市の膨脹は公債借替分を含むに因る。

之は謂ふまでもなく大都市の経費が財源に制約せられ其の事務量に比例して増大せしむることを得ず、切詰めたる財政方針の下に辛うじて施設經營を行ひ、而かも尙往々歳入欠陥を招くが如き慘憺たる財政状態に

在るに反し府縣は財政的に極めて恵まれたる状態に在り、年々多額の剰餘金を剩し乍ら市民負擔の軽減を圖らず、却つて不急の事業を起すが如き觀ある經理方法を採用せるに由來するものであります。(附表第五表参照)

六大都市並關係府縣歳計純剰餘金(普通經濟)累年比較 (△は不足)

年度別	東京市		京都市		大阪市		横浜市		神戸市		名古屋市	
	市	府	市	府	市	府	市	縣	市	縣	市	縣
昭和四年度	△11,747	1,212	△5,533	7,600	△4,111	1,333	△4,747	△8,111	△6,911	4,855	△1,055	3,311
同 五年度	△6,229	1,212	△5,533	7,600	△4,111	1,333	△4,747	△8,111	△6,911	4,855	△1,055	3,311
同 六年度	△4,833	3,500	△5,533	7,600	△4,111	1,333	△4,747	△8,111	△6,911	4,855	△1,055	3,311
同 七年度	△2,100	△1,329	△5,533	7,600	△4,111	1,333	△4,747	△8,111	△6,911	4,855	△1,055	3,311
同 八年度	△3,277	1,307	△5,533	7,600	△4,111	1,333	△4,747	△8,111	△6,911	4,855	△1,055	3,311
同 九年度	△2,223	2,247	△5,533	7,600	△4,111	1,333	△4,747	△8,111	△6,911	4,855	△1,055	3,311

尙、近時經濟界の好轉に伴ふ自然増収に就て觀まするも、府縣に於ては、殆んど之を剰餘財源として任意の新規事業に充當し得るに對し、都市に於ては、先づ從來の歳入缺陷の補填に充當するか、或は義務的經費の増加に引當てなければならぬ程其の財政は逼迫して居るのであります。(附表第十二表参照)

更に稅收入に對する公債現在高の割合と、今後數年間に於ける元利償還財源に充當すべき稅收入の割合を比較すれば次の如くであります。(附表第六表及第十三表参照)

六大都市並關係府縣稅收入に對する公債現在高(普通經濟)の割合比較

區分	昭和十年		昭和十一年		昭和十二年		昭和十三年		昭和十四年	
	公債現在高	對高割合	公債現在高	對高割合	公債現在高	對高割合	公債現在高	對高割合	公債現在高	對高割合
東京市	三、六七三	九・三三%	三、五〇〇	九・三三%	三、五〇〇	九・三三%	三、五〇〇	九・三三%	三、五〇〇	九・三三%
京都市	五、七五五	一六・〇六%	五、七五五	一六・〇六%	五、七五五	一六・〇六%	五、七五五	一六・〇六%	五、七五五	一六・〇六%
大阪市	三、三三三	九・三三%	三、三三三	九・三三%	三、三三三	九・三三%	三、三三三	九・三三%	三、三三三	九・三三%
横濱市	四、七三三	一三・七三%	四、七三三	一三・七三%	四、七三三	一三・七三%	四、七三三	一三・七三%	四、七三三	一三・七三%
神戸市	六、〇〇〇	一七・〇〇%	六、〇〇〇	一七・〇〇%	六、〇〇〇	一七・〇〇%	六、〇〇〇	一七・〇〇%	六、〇〇〇	一七・〇〇%
名古屋市	七、〇〇〇	二〇・〇〇%	七、〇〇〇	二〇・〇〇%	七、〇〇〇	二〇・〇〇%	七、〇〇〇	二〇・〇〇%	七、〇〇〇	二〇・〇〇%

六大都市並關係府縣稅收入中公債元利償還財源充當分の占むる割合累年比較

年度別	東京市		京都市		大阪市		横濱市		神戸市		名古屋市	
	市	府	市	府	市	府	市	縣	市	縣	市	縣
昭和十年	四・五%	三・三%	二・七%	二・六%	四・四%	一・四%	五・五%	一・六%	一・六%	一・六%	一・六%	一・六%
昭和十一年	四・五%	三・三%	二・七%	二・六%	四・四%	一・四%	五・五%	一・六%	一・六%	一・六%	一・六%	一・六%
昭和十二年	四・五%	三・三%	二・七%	二・六%	四・四%	一・四%	五・五%	一・六%	一・六%	一・六%	一・六%	一・六%
昭和十三年	四・五%	三・三%	二・七%	二・六%	四・四%	一・四%	五・五%	一・六%	一・六%	一・六%	一・六%	一・六%
昭和十四年	四・五%	三・三%	二・七%	二・六%	四・四%	一・四%	五・五%	一・六%	一・六%	一・六%	一・六%	一・六%

附記 公債元利償還額は普通經濟所屬分のみを示す。

右の如く府縣債現在額が稅收入の一倍乃至五倍を占むるに比し、市債現在額は其の五倍乃至二十三倍の多きに上つて居ります。而して府縣は其の元利償還財源として一般に稅收入の二割内外を充當すれば足るに對

し、都市に於ては其の七割迄も之に充當しなければならぬのでありまして、此の點より觀るも、大都市財政の弾力性は府縣財政に比し甚しく薄弱であると謂はなければならぬのであります。又課稅の方面より觀ますれば、東京、大阪兩府の如きは制限内の課稅を以て足り、而かも其の財政は頗る餘裕あるにも拘らず、尙事業費の一部を起債に需めるが如き財政上の矛盾を敢えてし、將來此の公債償還の爲には之が財源は稅收入に轉嫁せられ、其の大部分は纏て市民の負擔と爲り、都市財政に壓迫を加ふるに至るべきことは火を賭るより瞭かであります。之に對し東京、大阪其の他の大都市が孰れも制限外課稅を賦課し以て財源の調達に腐心して居ることは、都市財政が如何に窮迫を告げつゝあるかを論證するに足ると思料せられるのであります。(附表第七表及第八表参照)

課稅制限率より觀たる六大都市並關係府縣課稅現況

稅目	制限率		昭和十年		昭和十一年		昭和十二年		昭和十三年		昭和十四年	
	市	縣	市	縣	市	縣	市	縣	市	縣	市	縣
地租附加稅	本稅一圓二付 ・六〇	本稅一圓二付 ・六〇	(暫定率 ・九〇)	(暫定率 ・九〇)	(暫定率 ・八〇)	(暫定率 ・八〇)	(暫定率 ・八〇)	(暫定率 ・八〇)	(暫定率 ・八〇)	(暫定率 ・八〇)	(暫定率 ・八〇)	(暫定率 ・八〇)
營業收益稅	本稅一圓二付 ・六〇	本稅一圓二付 ・六〇	(暫定率 ・六〇)	(暫定率 ・六〇)	(暫定率 ・七〇)	(暫定率 ・七〇)	(暫定率 ・七〇)	(暫定率 ・七〇)	(暫定率 ・七〇)	(暫定率 ・七〇)	(暫定率 ・七〇)	(暫定率 ・七〇)

所得稅附加稅	
市	縣府
本稅一圓二付 ・〇〇〇	本稅一圓四二付 ・〇〇〇
・三〇〇	・二〇〇
・二二二	・三三三
・一〇〇	・四四四
・一〇〇	・五五五
・二〇〇	・六六六
・三〇〇	・七七七
・四〇〇	・八八八
・五〇〇	・九九九
・六〇〇	・一〇〇〇
・七〇〇	・一一一一
・八〇〇	・一二二二
・九〇〇	・一三三三
・一〇〇〇	・一四四四
・一一〇〇	・一五五五
・一二〇〇	・一六六六
・一三〇〇	・一七七七
・一四〇〇	・一八八八
・一五〇〇	・一九九九
・一六〇〇	・二〇〇〇
・一七〇〇	・二一一一
・一八〇〇	・二二二二
・一九〇〇	・二三三三
・二〇〇〇	・二四四四
・二一〇〇	・二五五五
・二二〇〇	・二六六六
・二三〇〇	・二七七七
・二四〇〇	・二八八八
・二五〇〇	・二九九九
・二六〇〇	・三〇〇〇
・二七〇〇	・三一一一
・二八〇〇	・三二二二
・二九〇〇	・三三三三
・三〇〇〇	・三四四四
・三一〇〇	・三五五五
・三二〇〇	・三六六六
・三三〇〇	・三七七七
・三四〇〇	・三八八八
・三五〇〇	・三九九九
・三六〇〇	・四〇〇〇
・三七〇〇	・四一一一
・三八〇〇	・四二二二
・三九〇〇	・四三三三
・四〇〇〇	・四四四四
・四一〇〇	・四五五五
・四二〇〇	・四六六六
・四三〇〇	・四七七七
・四四〇〇	・四八八八
・四五〇〇	・四九九九
・四六〇〇	・五〇〇〇
・四七〇〇	・五一一一
・四八〇〇	・五二二二
・四九〇〇	・五三三三
・五〇〇〇	・五四四四
・五一〇〇	・五五五五
・五二〇〇	・五六六六
・五三〇〇	・五七七七
・五四〇〇	・五八八八
・五五〇〇	・五九九九
・五六〇〇	・六〇〇〇
・五七〇〇	・六一一一
・五八〇〇	・六二二二
・五九〇〇	・六三三三
・六〇〇〇	・六四四四
・六一〇〇	・六五五五
・六二〇〇	・六六六六
・六三〇〇	・六七七七
・六四〇〇	・六八八八
・六五〇〇	・六九九九
・六六〇〇	・七〇〇〇
・六七〇〇	・七一〇〇
・六八〇〇	・七二〇〇
・六九〇〇	・七三〇〇
・七〇〇〇	・七四〇〇
・七一〇〇	・七五〇〇
・七二〇〇	・七六〇〇
・七三〇〇	・七七〇〇
・七四〇〇	・七八〇〇
・七五〇〇	・七九〇〇
・七六〇〇	・八〇〇〇
・七七〇〇	・八一〇〇
・七八〇〇	・八二〇〇
・七九〇〇	・八三〇〇
・八〇〇〇	・八四〇〇
・八一〇〇	・八五〇〇
・八二〇〇	・八六〇〇
・八三〇〇	・八七〇〇
・八四〇〇	・八八〇〇
・八五〇〇	・八九〇〇
・八六〇〇	・九〇〇〇
・八七〇〇	・九一〇〇
・八八〇〇	・九二〇〇
・八九〇〇	・九三〇〇
・九〇〇〇	・九四〇〇
・九一〇〇	・九五〇〇
・九二〇〇	・九六〇〇
・九三〇〇	・九七〇〇
・九四〇〇	・九八〇〇
・九五〇〇	・九九〇〇
・九六〇〇	・一〇〇〇
・九七〇〇	・一〇一〇
・九八〇〇	・一〇二〇
・九九〇〇	・一〇三〇
・一〇〇〇	・一〇四〇
・一〇一〇	・一〇五〇
・一〇二〇	・一〇六〇
・一〇三〇	・一〇七〇
・一〇四〇	・一〇八〇
・一〇五〇	・一〇九〇
・一〇六〇	・一一〇〇
・一〇七〇	・一一一〇
・一〇八〇	・一一二〇
・一〇九〇	・一一三〇
・一一〇〇	・一一四〇
・一一一〇	・一一五〇
・一一二〇	・一一六〇
・一一三〇	・一一七〇
・一一四〇	・一一八〇
・一一五〇	・一一九〇
・一一六〇	・一二〇〇
・一一七〇	・一二一〇
・一一八〇	・一二二〇
・一一九〇	・一二三〇
・一二〇〇	・一二四〇
・一二一〇	・一二五〇
・一二二〇	・一二六〇
・一二三〇	・一二七〇
・一二四〇	・一二八〇
・一二五〇	・一二九〇
・一二六〇	・一三〇〇
・一二七〇	・一三一〇
・一二八〇	・一三二〇
・一二九〇	・一三三〇
・一三〇〇	・一三四〇
・一三一〇	・一三五〇
・一三二〇	・一三六〇
・一三三〇	・一三七〇
・一三四〇	・一三八〇
・一三五〇	・一三九〇
・一三六〇	・一四〇〇
・一三七〇	・一四一〇
・一三八〇	・一四二〇
・一三九〇	・一四三〇
・一四〇〇	・一四四〇
・一四一〇	・一四五〇
・一四二〇	・一四六〇
・一四三〇	・一四七〇
・一四四〇	・一四八〇
・一四五〇	・一四九〇
・一四六〇	・一五〇〇
・一四七〇	・一五一〇
・一四八〇	・一五二〇
・一四九〇	・一五三〇
・一五〇〇	・一五四〇
・一五一〇	・一五五〇
・一五二〇	・一五六〇
・一五三〇	・一五七〇
・一五四〇	・一五八〇
・一五五〇	・一五九〇
・一五六〇	・一六〇〇
・一五七〇	・一六一〇
・一五八〇	・一六二〇
・一五九〇	・一六三〇
・一六〇〇	・一六四〇
・一六一〇	・一六五〇
・一六二〇	・一六六〇
・一六三〇	・一六七〇
・一六四〇	・一六八〇
・一六五〇	・一六九〇
・一六六〇	・一七〇〇
・一六七〇	・一七一〇
・一六八〇	・一七二〇
・一六九〇	・一七三〇
・一七〇〇	・一七四〇
・一七一〇	・一七五〇
・一七二〇	・一七六〇
・一七三〇	・一七七〇
・一七四〇	・一七八〇
・一七五〇	・一七九〇
・一七六〇	・一八〇〇
・一七七〇	・一八一〇
・一七八〇	・一八二〇
・一七九〇	・一八三〇
・一八〇〇	・一八四〇
・一八一〇	・一八五〇
・一八二〇	・一八六〇
・一八三〇	・一八七〇
・一八四〇	・一八八〇
・一八五〇	・一八九〇
・一八六〇	・一九〇〇
・一八七〇	・一九一〇
・一八八〇	・一九二〇
・一八九〇	・一九三〇
・一九〇〇	・一九四〇
・一九一〇	・一九五〇
・一九二〇	・一九六〇
・一九三〇	・一九七〇
・一九四〇	・一九八〇
・一九五〇	・一九九〇
・一九六〇	・二〇〇〇
・一九七〇	・二〇一〇
・一九八〇	・二〇二〇
・一九九〇	・二〇三〇
・二〇〇〇	・二〇四〇
・二〇一〇	・二〇五〇
・二〇二〇	・二〇六〇
・二〇三〇	・二〇七〇
・二〇四〇	・二〇八〇
・二〇五〇	・二〇九〇
・二〇六〇	・二一〇〇
・二〇七〇	・二一一〇
・二〇八〇	・二一二〇
・二〇九〇	・二一三〇
・二一〇〇	・二一四〇
・二一一〇	・二一五〇
・二一二〇	・二一六〇
・二一三〇	・二一七〇
・二一四〇	・二一八〇
・二一五〇	・二一九〇
・二一六〇	・二二〇〇
・二一七〇	・二二一〇
・二一八〇	・二二二〇
・二一九〇	・二二三〇
・二二〇〇	・二二四〇
・二二一〇	・二二五〇
・二二二〇	・二二六〇
・二二三〇	・二二七〇
・二二四〇	・二二八〇
・二二五〇	・二二九〇
・二二六〇	・二三〇〇
・二二七〇	・二三一〇
・二二八〇	・二三二〇
・二二九〇	・二三三〇
・二三〇〇	・二三四〇
・二三一〇	・二三五〇
・二三二〇	・二三六〇
・二三三〇	・二三七〇
・二三四〇	・二三八〇
・二三五〇	・二三九〇
・二三六〇	・二四〇〇
・二三七〇	・二四一〇
・二三八〇	・二四二〇
・二三九〇	・二四三〇
・二四〇〇	・二四四〇
・二四一〇	・二四五〇
・二四二〇	・二四六〇
・二四三〇	・二四七〇
・二四四〇	・二四八〇
・二四五〇	・二四九〇
・二四六〇	・二五〇〇
・二四七〇	・二五一〇
・二四八〇	・二五二〇
・二四九〇	・二五三〇
・二五〇〇	・二五四〇
・二五一〇	・二五五〇
・二五二〇	・二五六〇
・二五三〇	・二五七〇
・二五四〇	・二五八〇
・二五五〇	・二五九〇
・二五六〇	・二六〇〇
・二五七〇	・二六一〇
・二五八〇	・二六二〇
・二五九〇	・二六三〇
・二六〇〇	・二六四〇
・二六一〇	・二六五〇
・二六二〇	・二六六〇
・二六三〇	・二六七〇
・二六四〇	・二六八〇
・二六五〇	・二六九〇
・二六六〇	・二七〇〇
・二六七〇	・二七一〇
・二六八〇	・二七二〇
・二六九〇	・二七三〇
・二七〇〇	・二七四〇
・二七一〇	・二七五〇
・二七二〇	・二七六〇
・二七三〇	・二七七〇
・二七四〇	・二七八〇
・二七五〇	・二七九〇
・二七六〇	・二八〇〇
・二七七〇	・二八一〇
・二七八〇	・二八二〇
・二七九〇	・二八三〇
・二八〇〇	・二八四〇
・二八一〇	・二八五〇
・二八二〇	・二八六〇
・二八三〇	・二八七〇
・二八四〇	・二八八〇
・二八五〇	・二八九〇
・二八六〇	・二九〇〇
・二八七〇	・二九一〇
・二八八〇	・二九二〇
・二八九〇	・二九三〇
・二九〇〇	・二九四〇
・二九一〇	・二九五〇
・二九二〇	・二九六〇
・二九三〇	・二九七〇
・二九四〇	・二九八〇
・二九五〇	・二九九〇
・二九六〇	・三〇〇〇
・二九七〇	・三〇一〇
・二九八〇	・三〇二〇
・二九九〇	・三〇三〇
・三〇〇〇	・三〇四〇
・三〇一〇	・三〇五〇
・三〇二〇	・三〇六〇
・三〇三〇	・三〇七〇
・三〇四〇	・三〇八〇
・三〇五〇	・三〇九〇
・三〇六〇	・三一〇〇
・三〇七〇	・三一〇〇
・三〇八〇	・三一〇〇
・三〇九〇	・三一〇〇
・三一〇〇	・三一〇〇

附記 都市計畫稅は之を除く。

又、府縣雜種稅中諸車稅の如きは市内道路の改良に負ふ處多く、且つ都市に於て其の管理費を負擔せる關係より觀るも、寧ろ都市が之を徵收し道路費の財源に充つるを以て妥當とするのでありまして、府縣に於て之を把持して都市に移讓せざるが如きは故無くして都市の財源を奪ふものであります。嘗て東京府が東京市に對し百萬圓の土木費補助金を交付せられたのも、其の趣旨とする處は實に此の點に在つたのであります。

六大都市關係府縣諸車稅額累年比較

年 度 別	東京府	京都府	大阪府	神奈川縣	兵庫縣	愛知縣
昭和四年度	一、三五九	七二三	七六五	七六〇	四五四	四七九
同 五年度	一、二九五	七四六	七六〇	七六〇	四七九	四七九
同 六年度	一、一八四	八二八	七六〇	七六〇	四七九	四七九
同 七年度	二、二六四	七五八	七六〇	七六〇	四七九	四七九
同 八年度	二、三七九	八〇〇	八〇〇	八〇〇	四七九	四七九
同 九年度	二、一七一	八〇〇	八〇〇	八〇〇	四七九	四七九
同 十年度	一、八四七	七三八	七三八	七三八	四七九	四七九

附記 昭和十年度は豫算、他は決算に依る。

更に又、市域擴張後、府縣は新市域方面への經費に就ては之を縮減し得るにも拘らず、依然として同額以上の歳出を維持して稅の輕減を圖らず、却つて不急の事業を起すが如き觀あるに對し、都市は新市域方面への教育、土木、保健等廣範圍に互つて其の施設を擴張するの必要に迫られ、已むを得ず公債財源に依つて事業を行ふ結果、一般公債費の増嵩を招き財政の弾力性は殆んど奪はるゝに至つて居るのであります。

三 原因

以上の如く同一行政區劃に落みながら、大都市財政は窮迫し、府縣財政は餘裕を示すが如き、跛行的財政現象を招來した原因の主なるものを擧ぐれば次の如くであります。

(一) 歳出方面より觀たる原因

(1) 三部經濟制度撤廢並市域擴張に伴ふ舊市部への負擔轉嫁

府縣に於ける三部經濟制度の撤廢或は都市に於ける市域の擴張は、社會情勢に迫られ、孰れも舊市部への負擔轉嫁なる必然的事實の下に實施せられたのでありまして、東京、京都、大阪、横濱の四都市は其の三部經濟制度の撤廢に際し、舊市部に於て

- 東京市 二百六十三萬四千圓
- 京都市 六十三萬一千圓

大 阪 市

七十五萬一千圓

横 濱 市

百二十六萬六千圓

の負擔を増加して居るのであります。其の後に於ても府縣財政に於ける市郡負擔の關係は依然として郡部に軽く、市部に負ふ處大なるものが在るのであります。(附表第十五表及第十六表参照)

(2) 市域擴張後に於ける道路費負擔の増加

市域擴張後、都市は新市域方面に對する道路の築造、維持管理費の激増を來たすに對し、府縣に於ては當然之を縮減し得べき筈であります。府縣土木費の如きは却つて増加を示して居るやうな状態であります。之は府縣が道路法に特例を設けて迄も既定事業の遂行を圖り、又は餘剩財源を以て不急の土木事業を郡部に起すが如き事實に因る結果でありまして、斯くの如きは市部の負擔に於て郡部を潤すものであり、畢竟府縣財政の餘裕を示すものに外ならないのであります。

(3) 教育費の必至的増加

都市人口の増加に伴ふ就學兒童數の激増は逐年小學校々舎の建築並に設備等の臨時費の増加を來たし、而かも尙總てを收容するに足らず二部教授を實施するの己む無き實情に在り、加ふるに必然的に經常費の膨脹を餘儀なくせらるゝ等、都市の教育費負擔の増嵩は到底府縣に於ける教育費の比では無いのであります。之を實例に徴しまするに毎年東京市に於ては兒童數三萬人學級數五百五十學級、又大阪市に

於ては兒童數一萬五千人學級數三百學級の増加を來たしてをります。而して其の割合に經常的教育費の激増を示さないのは經費單價の切下に依る、切詰めたる經營に由來するものでありまして、之は都市財政の窮乏から來る餘儀ない結果とは謂ひ乍ら、普通教育の立場よりして寒心に堪へざるものが在るのであります。

(4) 國家委任事務費負擔の過重

都市に對する國家委任事務領域の擴大、就中教育、道路關係經費の増加は都市の負擔を益々過重ならしめ、現に京都、大阪の兩市の如きは市費總額の約四割、稅收入の約二倍以上に上る國政事務費を負擔して居るのでありまして、府縣に特殊なる警察費を除けば、此の種の都市負擔は府縣の負擔する委任事務費に比し遙かに多いのであります。(附表第十九表参照)

(5) 公債費増加の必然的趨勢

關東震災後之が復興復舊の爲め、東京、横濱兩市が巨額の市債を起したことは特殊の事情に在るものとして姑く之を措くも、昭和五年以降財界の深刻なる不況に處し政府の方針と相俟つて、都市は多額の公債を發行して、失業救濟事業を起したのでありまして、而かも其の後諸般の都市施設擴充の要望は、都市財政が窮迫を告げつゝある今日尙益々切なるものがあり、己むを得ず之が財源を公債に需むる結果、市債は累積して、現在六大都市々債は我國地方債總額三十億の半ばを占めて居るのであります。(附表第十、四表参照)

而して之が償還の爲めには市税収入の約七割迄も之に充當しなければならぬ苦境に在るのであります。之に對し府縣債も亦漸増の勢に在るのであります。之とても潤澤なる財源を擁しながら公債を發行するが如き放漫なる公債政策を採りつゝある結果でありまして、都市財政に於ける切迫せる公債の増加とは、其の増加に於て大いに意義を異にするのであります。

(6) 爲替差損の負擔

爲替相場下落の爲め、都市の有する外債は著しく爲替差損を蒙り公債費の負擔を甚しく重からしめて居るのであります。之を實例に徴しまするに東京市に於ては普通經濟のみにて年額三百八十六萬九千圓、特別經濟の分を加算するときは實に八百二十六萬六千圓の巨額に達し、又横濱市に於ては、普通特別兩經濟を通じて二百二十二萬三千圓の負擔加重を來して居ります。而かも其の發行は孰れも政府の外正貨政策に關聯したものであります。(附表第十 七表参照)

(二) 歳入方面より觀たる原因

(1) 大正十五年及昭和六年の税制改正

大正十五年及昭和六年の兩度に互り、府縣の附加税は都市の附加税に比し其の課率制限に於て極めて有利に改正せられた爲め、府縣財政は十二分の餘裕を保つを得るに至つたのであります。

(イ) 大正十五年の税制改正

所得稅附加税の制限

團體別	従來の制限課率	改正	増減(△)
北海道・府縣	百分の三・六	百分の二十四	百分の二十・四
其他公共團體	百分の十四	百分の七	△百分の七

即ち大正十五年の改正は、府縣税戸數割を市町村に移讓する代りに市町村の所得稅附加税を廢して、府縣税に移し家屋税を新設したのであります。此の結果府縣の所得稅附加税は一躍六倍の増率を認められたのであります。

然る所此の課率の算出は、全國平均を以てしたる爲め、東京、大阪、愛知の各府縣は著しく自然增收を來たし過剩財源を生ずるに至つたのであります。

(ロ) 昭和六年の税制改正

地租附加税の制限

團體別	従來の制限課率	改正	増減(△)
北海道・府縣	宅地百分の三十四 其他百分の八十三	百分の八十二	△百分の四十八 百分の一
其他公共團體	宅地百分の二十八 其他百分の六十八	百分の六十六	百分の三十八

即ち地租法の改正に依り、課税標準を賃貸價格に改められた結果でありまして、當分暫定制限率に依り、昭和十三年度に於いて法定制限率に達せしめるのでありますが、賃貸價格の昂騰に基く宅地租の増収は、都市の施設に負ふ處多く、寧ろ之を都市の収入に歸屬せしむべきであるに拘らず、却つて府縣の制限率に擴大を見たのは都市財政に對し税源の配分甚しく不公正であると謂はねばならないのであります。(附表第九表及第十表参照)

(2) 補助金の減額又は打切

國家よりの委任事務費は年を逐ふて増加の趨勢に在るにも拘らず、國家並に府縣補助金は寧ろ繰延、減額又は打切らるゝ如き實狀に在るのであります。(附表第十、八表参照)

(3) 營造物管理と其の關係收入の歸屬

都市に於ては道路、港灣、河川等の管理費を負擔して居るにも拘らず、之に伴ふ收入を都市に附與せず、府縣に於て徴收するが如き事實あり、例へば市内道路及び河川の管理費は市に於て負擔するも諸車税又は河川占用料は府縣に於て徴收するが如き其の例であります。大阪府に於ける船舶入津料の徴收の如きも亦之と同様の事情に在るのであります。

(三) 公企業(電氣軌道事業)經營の不振

輓近大都市に於ける他の交通機關の進出並に社會情勢の推移は、電氣軌道事業の經營を著しく困難なら

しめ、殊に東京市の如きは巨額の事業公債を擁する上に、乗車料收入の激減、經營費切下の困難等と相俟つて自力經營の力無きまでに行詰りを生じ、普通經濟の負擔を煩はすに至つて居るのであります。斯くの如き公企業經營の不振は都市財政の窮乏に愈々其の拍車を加へつゝ、在るのであります。

四 結 語

近時國費地方費の間に於ける財源の配分、負擔の公正に付再検討を試み、地方財政調整の必要あること一般に論議さるゝに至つて居りますが、既に縷述した如く、大都市財政は今や單なる一面的調整に依つて打開すべく餘りに行詰つて居るのであります。此の行詰りは時世の進運、社會情勢の變遷を無視し、大都市の特殊性を顧慮せず、劃一の市制下に大都市と中小都市とを一律に規律し、府縣と二重行政を行はしめつゝ、在る現行制度の不備に起因するのであります。

此の二重行政制度の下に於ける府縣と大都市との併立、事業の重複を統制して、經費の合理化を圖り、以て跛行的財政現象を調整し、大都市財政力の伸張を期することは實に刻下の急務であり、之が爲に東京都制並に特別市制實施の緊要なること亦財政的にも十分論證し得るのであります。

附 表

- 第一表 普通經濟歲入出調 (六大都市)
- 第二表 普通經濟歲入出調 (六大都市關係府縣)
- 第三表 公企業經濟歲入出調 (六大都市)
- 第四表 公企業經濟歲入出調 (六大都市關係府縣)
- 第五表 繰越金より觀たる歲計狀況 (普通經濟) 比較
- 第六表 公債償還財源中稅充當額調
- 第七表 府縣稅課率狀況
- 第八表 市稅並府縣稅課率比較
- 第九表 大正十五年及昭和六年稅制整理前後に於ける地方稅額 (六大都市)
- 第十表 大正十五年及昭和六年稅制整理前後に於ける地方稅額 (六大都市關係府縣)
- 第十一表 府縣雜種稅整理に因る都市特別稅廢減事例調
- 第十二表 市稅及府縣稅自然增收調
- 第十三表 公債現在額調
- 第十四表 公債膨張の趨勢
- 第十五表 三部經濟制度廢止當時に於ける市部直接負擔增加調
- 第十六表 府縣費負擔に關する調
- 第十七表 爲替差損調
- 第十八表 國庫助成打切其の他に關する調
- 第十九表 市費中主要なる國政事務費推算額調

東京市普通經濟歲入出調

歲入

(昭和九年度迄は決算
昭和十年度は豫算)

種類別	昭和十年度		昭和九年度		昭和八年度		昭和七年度		昭和六年度		昭和五年度		昭和四年度	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
財產收入	二,一八六	一,六九七	一,六七五	一,六三三	一,六五九	一,六六一	一,七五四	一,七五九	一,七四四	一,七三六	一,七三六	一,七三六	一,七三六	一,七三六
使用料並手数料	七,五三九	五,六九七	四,六八八	三,三六一	二,七三三	二,六〇五	二,六〇五	二,六〇五	二,六〇五	二,六〇五	二,六〇五	二,六〇五	二,六〇五	二,六〇五
國庫下渡金	八,七九六	八,四六四	九,三五二	一〇,五五三	三,七四〇	一〇,三六二	一〇,三六二	一〇,三六二	一〇,三六二	一〇,三六二	一〇,三六二	一〇,三六二	一〇,三六二	一〇,三六二
補助金交付金	一,二九八	一,五五三	一,七〇〇	一,四八八	一,三七六	一,四一四	一,四一四	一,四一四	一,四一四	一,四一四	一,四一四	一,四一四	一,四一四	一,四一四
府補助金交付金	一,二九八	一,五五三	一,七〇〇	一,四八八	一,三七六	一,四一四	一,四一四	一,四一四	一,四一四	一,四一四	一,四一四	一,四一四	一,四一四	一,四一四
報償金	一,七六七	一,八六五	一,七九九	一,三六〇	九一〇	一,〇七七	一,〇七七	一,〇七七	一,〇七七	一,〇七七	一,〇七七	一,〇七七	一,〇七七	一,〇七七
財產賣拂代	一,一九三	八九〇	五五三	一,〇七一	九八二	三〇七	三〇七	三〇七	三〇七	三〇七	三〇七	三〇七	三〇七	三〇七
受益者負擔金	二,三三七	一,九一九	一,七四一	一,三四四	九四	八九一	八九一	八九一	八九一	八九一	八九一	八九一	八九一	八九一
市税	三,八六三	三,四八二	二,八五三	一九,九五五	一六,二三三	一八,四三三	一七,三三六	一七,三三六	一七,三三六	一七,三三六	一七,三三六	一七,三三六	一七,三三六	一七,三三六
市債	三,一四一	三,三六三	三,〇七八	三,三九四	一九,四五三	一九,二六一	一九,二六一	一九,二六一	一九,二六一	一九,二六一	一九,二六一	一九,二六一	一九,二六一	一九,二六一
其他	一七,六八〇	一七,五五六	一四,九五三	一七,七七八	一一,六三二	一三,三九〇	一三,三九〇	一三,三九〇	一三,三九〇	一三,三九〇	一三,三九〇	一三,三九〇	一三,三九〇	一三,三九〇
純計	二五,六九五	一〇八,二六三	九五,九九七	八二,二九一	五九,六二三	六九,四六四	六九,四六四	六九,四六四	六九,四六四	六九,四六四	六九,四六四	六九,四六四	六九,四六四	六九,四六四
繰入金、運用金、繰越金	一,七五〇	五,七二三	五,〇七六	九,〇七五	七,四四六	二,七三四	二,七三四	二,七三四	二,七三四	二,七三四	二,七三四	二,七三四	二,七三四	二,七三四
歳入合計	二七,四四六	一一三,九八六	一〇一,〇七三	九一,三六六	六七,〇一九	七二,二〇〇	七二,二〇〇	七二,二〇〇	七二,二〇〇	七二,二〇〇	七二,二〇〇	七二,二〇〇	七二,二〇〇	七二,二〇〇

歳出

種類別	昭和十年度		昭和九年度		昭和八年度		昭和七年度		昭和六年度		昭和五年度		昭和四年度	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
應教育費	一〇,三六三	一〇,一六八	九,六三二	七,三六三	五,四〇三	六,三七九	六,三七九	六,三七九	六,三七九	六,三七九	六,三七九	六,三七九	六,三七九	六,三七九
教業費	二五,一六五	一〇,五三三	二三,〇五九	一五,七七九	八,六六四	一一,三三六	一一,三三六	一一,三三六	一一,三三六	一一,三三六	一一,三三六	一一,三三六	一一,三三六	一一,三三六
産業費	三三	一,三三三	二,〇一七	三,三三四	二,〇四四	一,九六八	一,九六八	一,九六八	一,九六八	一,九六八	一,九六八	一,九六八	一,九六八	一,九六八
保健費	一一,二六八	九,〇八八	七,一四五	六,六五五	五,九七七	六,九三二	六,九三二	六,九三二	六,九三二	六,九三二	六,九三二	六,九三二	六,九三二	六,九三二
社會事業費	四,八三三	四,七四四	四,七九七	三,三三四	三,〇四五	二,八二二	二,八二二	二,八二二	二,八二二	二,八二二	二,八二二	二,八二二	二,八二二	二,八二二
土木費	三三,七四四	三三,七〇四	二四,一九一	三三,一八八	二二,五二〇	三〇,九九八	三〇,九九八	三〇,九九八	三〇,九九八	三〇,九九八	三〇,九九八	三〇,九九八	三〇,九九八	三〇,九九八
市債費	二六,七四四	一五,三三三	一四,五二〇	一九,三九九	一一,五三三	一三,一〇一	一三,一〇一	一三,一〇一	一三,一〇一	一三,一〇一	一三,一〇一	一三,一〇一	一三,一〇一	一三,一〇一
其他	二,二三三	一,五七一	一,一七九	六,七〇〇	六〇六	一,〇一六	一,〇一六	一,〇一六	一,〇一六	一,〇一六	一,〇一六	一,〇一六	一,〇一六	一,〇一六
純計	一四,八三五	九六,四一一	九六,六四一	八五,八四六	五九,七五五	七四,四四二	七四,四四二	七四,四四二	七四,四四二	七四,四四二	七四,四四二	七四,四四二	七四,四四二	七四,四四二
繰入金、積立金	二,二六一	一,五五九	一,四四六	二,三三四	七四	一,一六六	一,一六六	一,一六六	一,一六六	一,一六六	一,一六六	一,一六六	一,一六六	一,一六六
歳出合計	二七,四四六	九七,九七〇	九八,〇八七	八八,一八〇	六〇,五〇〇	七五,六〇八	七五,六〇八	七五,六〇八	七五,六〇八	七五,六〇八	七五,六〇八	七五,六〇八	七五,六〇八	七五,六〇八
歳入出差引殘	—	一六,〇〇三	二,一六三	二,〇九八	六,五一九	五,一三八	五,一三八	五,一三八	五,一三八	五,一三八	五,一三八	五,一三八	五,一三八	五,一三八
用品工場經濟繰入	—	(歳計不足補填繰入) 三	(歳計剩餘金繰入) 四	(歳計不足補填繰入) 五	(歳計剩餘金繰入) 一九	(同上) 五	(同上) 五	(同上) 五	(同上) 五	(同上) 五	(同上) 五	(同上) 五	(同上) 五	(同上) 五
再差引殘	—	一五,九八二	三,〇四四	二,〇四二	六,五八八	五,一九五	五,一九五	五,一九五	五,一九五	五,一九五	五,一九五	五,一九五	五,一九五	五,一九五

京都市普通經濟歲入出調

歲入

(昭和九年度迄は決算
昭和十年度は豫算)

一八

種類別	昭和十年年度						昭和九年度						昭和八年度						昭和七年度						昭和六年度						昭和五年度						昭和四年度					
	千円	百円	十円	千円	百円	十円	千円	百円	十円	千円	百円	十円	千円	百円	十円	千円	百円	十円	千円	百円	十円	千円	百円	十円	千円	百円	十円	千円	百円	十円												
財產收入	1,109	53		1,162	53		1,109	53		1,162	53		1,109	53		1,162	53		1,109	53		1,162	53		1,109	53		1,162	53		1,109	53										
使用料並手数料	1,109	53		1,162	53		1,109	53		1,162	53		1,109	53		1,162	53		1,109	53		1,162	53		1,109	53		1,162	53		1,109	53										
國庫下交付金	1,073			1,073			1,073			1,073			1,073			1,073			1,073			1,073			1,073			1,073			1,073											
補助金交付金	467			467			467			467			467			467			467			467			467			467			467											
府補助金交付金	467			467			467			467			467			467			467			467			467			467			467											
報償金	296			296			296			296			296			296			296			296			296			296			296											
財產賣拂代	296			296			296			296			296			296			296			296			296			296			296											
受益者負擔金	133			133			133			133			133			133			133			133			133			133			133											
市税	5,061			4,997			4,746			4,511			4,377			4,237			4,101			3,965			3,830			3,695			3,560											
市債	3,266			2,667			1,806			1,337			1,156			1,042			924			808			695			580			467											
其他	1,599			1,094			1,007			966			906			843			787			727			667			607			547											
純計	13,299			12,107			10,041			9,995			9,848			11,354			11,354			11,354			11,354			11,354			11,354											
繰入金、運用金	1,856			2,133			2,552			3,237			3,471			3,706			3,941			4,176			4,411			4,646			4,881											
繰越金	275			262			210			168			126			84			42			0			0			0			0											
歳入合計	15,430			17,272			14,802			15,161			14,341			15,341			15,341			15,341			15,341			15,341			15,341											

歳出

種類別	昭和十年年度						昭和九年度						昭和八年度						昭和七年度						昭和六年度						昭和五年度						昭和四年度					
	千円	百円	十円	千円	百円	十円	千円	百円	十円	千円	百円	十円	千円	百円	十円	千円	百円	十円	千円	百円	十円	千円	百円	十円	千円	百円	十円	千円	百円	十円												
應教育費	1,966			1,966			2,186			1,814			1,917			1,500			1,600			1,500			1,500			1,500			1,500											
教業費	6,057			5,947			5,105			4,568			3,768			3,433			3,100			2,765			2,430			2,095			1,760											
產業費	990			379			366			196			224			224			224			224			224			224			224											
保健費	1,279			1,267			1,333			1,373			1,351			1,291			1,291			1,291			1,291			1,291			1,291											
社會事業費	1,124			691			473			434			355			225			225			225			225			225			225											
土木費	1,095			1,633			1,004			1,600			1,467			1,400			1,400			1,400			1,400			1,400			1,400											
市債費	1,003			641			649			546			463			396			396			396			396			396			396											
其他費	1,290			455			455			284			263			4,656			4,656			4,656			4,656			4,656			4,656											
純計	15,326			12,974			11,805			11,379			11,379			13,191			13,191			13,191			13,191			13,191			13,191											
繰入金、積立金	104			224			226			221			221			221			221			221			221			221			221											
歳出合計	15,430			13,198			12,031			11,600			11,600			13,412			13,412			13,412			13,412			13,412			13,412											
歳入出差引残	1			4,074			2,767			3,762			3,741			1,929			1,929			1,929			1,929			1,929			1,929											

一九

大阪市普通經濟歲入出調

歲入

(昭和九年度迄は決算
昭和十年度は豫算)

種類別	昭和十年度							昭和九年度							昭和八年度							昭和七年度							昭和六年度							昭和五年度							昭和四年度						
	千円	百円	十円	千円	百円	十円	千円	百円	十円	千円	百円	十円	千円	百円	十円	千円	百円	十円	千円	百円	十円	千円	百円	十円	千円	百円	十円	千円	百円	十円	千円	百円	十円	千円	百円	十円													
種別	昭	和	十	昭	和	九	昭	和	八	昭	和	七	昭	和	六	昭	和	五	昭	和	四	昭	和	三	昭	和	二	昭	和	一	昭	和	十	昭	和	九													
財產收入	2,304			2,335			3,826			3,565			3,440			3,883			3,403			3,959			4,025			3,370			3,805			3,805															
使用料並手数料	6,199			5,800			5,632			5,477			4,566			3,959			4,566			3,959			4,025			3,370			3,805			3,805															
國庫下渡金	4,444			3,042			3,329			3,959			3,187			4,025			3,370			3,959			4,025			3,370			3,805			3,805															
補助金交付金	331			1,160			979			900			770			969			969			969			969			969			969			969															
府補助金交付金	99			999			89			84			797			797			797			797			797			797			797			797															
報償金	3,069			1,682			1,682			1,334			1,334			1,246			1,246			1,246			1,246			1,246			1,246			1,246															
財產賣拂代	3,266			2,282			2,558			3,142			2,740			2,740			2,740			2,740			2,740			2,740			2,740			2,740															
受益者負擔金	25,577			26,266			23,753			22,400			22,400			22,942			23,451			23,451			23,451			23,451			23,451			23,451															
市税	36,501			33,881			33,723			33,133			33,133			33,133			33,133			33,133			33,133			33,133			33,133			33,133															
市債	5,241			3,381			2,723			2,723			2,723			2,723			2,723			2,723			2,723			2,723			2,723			2,723															
其他	87,826			82,967			57,823			58,823			59,560			59,031			59,031			59,031			59,031			59,031			59,031			59,031															
純計	7,068			26,933			33,810			33,810			33,810			33,810			33,810			33,810			33,810			33,810			33,810			33,810															
繰入金、運用金、繰越金	48,848			22,666			100,133			86,666			9,566			86,666			86,666			86,666			86,666			86,666			86,666			86,666															
歳入合計	56,916			49,599			133,943			120,476			143,376			120,476			120,476			120,476			120,476			120,476			120,476			120,476															

歳出

種類別	昭和十年度							昭和九年度							昭和八年度							昭和七年度							昭和六年度							昭和五年度							昭和四年度						
	千円	百円	十円	千円	百円	十円	千円	百円	十円	千円	百円	十円	千円	百円	十円	千円	百円	十円	千円	百円	十円	千円	百円	十円	千円	百円	十円	千円	百円	十円	千円	百円	十円																
種別	昭	和	十	昭	和	九	昭	和	八	昭	和	七	昭	和	六	昭	和	五	昭	和	四	昭	和	三	昭	和	二	昭	和	一	昭	和	十	昭	和	九													
廳費	3,175			2,773			2,773			2,773			2,773			2,773			2,773			2,773			2,773			2,773			2,773			2,773															
教育費	24,770			33,070			14,779			23,999			14,226			14,226			14,226			14,226			14,226			14,226			14,226			14,226															
産業費	1,011			97			750			656			2,921			2,921			2,921			2,921			2,921			2,921			2,921			2,921															
保健費	8,155			8,892			8,351			5,895			2,791			4,777			4,777			4,777			4,777			4,777			4,777			4,777															
社會事業費	2,156			1,606			1,733			1,802			1,791			1,806			1,806			1,806			1,806			1,806			1,806			1,806															
土木費	22,562			33,755			23,500			19,185			18,487			15,006			15,006			15,006			15,006			15,006			15,006			15,006															
市債費	22,394			22,866			19,368			22,187			27,440			15,006			15,006			15,006			15,006			15,006			15,006			15,006															
其他費	3,962			2,179			4,238			5,764			4,343			4,343			4,343			4,343			4,343			4,343			4,343			4,343															
純計	48,247			83,511			74,342			59,190			63,027			66,671			66,671			66,671			66,671			66,671			66,671			66,671															
繰入金、積立金	377			908			77			974			1,44			265			265			265			265			265			265			265															
歳出合計	48,624			84,419			75,019			60,165			64,571			67,936			67,936			67,936			67,936			67,936			67,936			67,936															
歳入出差引残	1			27,180			25,124			28,500			26,369			24,244			23,643			23,643			23,643			23,643			23,643			23,643															

神戸市普通經濟歳入出調

歳入

種類別	昭和十年度										昭和九年度										昭和八年度										昭和七年度										昭和六年度										昭和五年度										昭和四年度									
	千円										千円										千円										千円										千円										千円										千円									
財産収入	八										六										七										七										六										八										九									
使用料並手数料	二,七四九										二,六四〇										二,一七〇										一,九〇三										一,四八八										一,六七八										一,六七七									
國庫下渡金	一,三三五										一,三三六										一,四八九										一,六〇一										一,三〇〇										一,一五〇										一,〇〇〇									
補助金、交付金	一,七九										一,六九										一,五〇										九										一〇一										一三五										七									
縣補助金、交付金	一八一										一五七										一五										一七										一五										二四三										八五									
報償金	一九										二六										九〇										一〇〇										三三										一九										一六									
財産賣拂代	四〇三										一四八										一〇三										七										五〇										四六																			
受益者負擔金	三,九四六										四,四〇六										三,三五六										二,三三四										一〇,三三八										二,七四九										二,七四九									
市税	四,五〇〇										二,八〇〇										六,六七三										一,九八四										四,三〇〇										五,三五六										五,三三四									
市債	二,三三三										二,三三三										一,九四三										一,六八三										二,二八二										二,二四〇										一,三九九									
其他	二四,七八										二四,一七三										二五,三六六										一八,八八八										一〇,〇七五										二二,〇一八										三三,〇九一									
純計	二四,七八										二四,一七三										二五,三六六										一八,八八八										一〇,〇七五										二二,〇一八										三三,〇九一									
繰入金、運用金、繰越金	四,五二										七,七四										四,八四										七,六三										二,九七										一〇,四〇一										八,四〇〇									
歳入合計	二六,九七一										三三,九一八										三〇,二〇〇										二六,四七二										三二,九八二										三三,四三〇										三〇,四九二									

(昭和九年度迄は決算)
昭和十年度は豫算)

歳出

種類別	昭和十年度										昭和九年度										昭和八年度										昭和七年度										昭和六年度										昭和五年度										昭和四年度									
	千円										千円										千円										千円										千円										千円										千円									
應費	一,四九										一,三五〇										一,四六										一,三二六										一,二八〇										一,〇九七										一,一七									
教育費	五,九五										四,五六三										四,四四二										四,七四										四,七六六										四,七九九										四,四四二									
産業費	三〇二										四八四										一五五										一,〇四四										二,六〇四										一,三四三										九四〇									
保健費	一,九二										一,六四										一,八四三										一,七六八										一,六一六										一,四〇六										一,八〇四									
社會事業費	一,四三										二,〇二八										一,一七六										九五五										一,四四〇										七〇八										四六四									
土木費	四,五六										二,五五五										三,三三六										二,六三										三,八七三										四,七四										四,八四									
市債費	五,一五三										五,〇二二										四,五六四										五,九三九										五,四四三										四,九八一										五,一三六									
其他費	五六九										五,一五三										四,七七五										四,四九										四,六七一										五,一五四										五,一五四									
純計	二六,四九										二二,八七二										二二,八二二										二二,七九										二五,六九九										二二,七九										二二,〇九八									
繰入金、積立金	二,二三四										一,一三										三,〇三										八六										一,八五六										一,三六八										四八六									
歳出合計	二八,七二										二四,〇六五										二四,八四三										二三,六七八										二七,五五六										二五,一六一										二四,三九四									
歳入出差引残	一										七,八四二										五,四二六										二,八四										四,四六										八,二九九										六,〇〇六									

名古屋市普通經濟歲入出調

歲入

種類別	昭和十年度						昭和九年度						昭和八年度						昭和七年度						昭和六年度						昭和五年度						昭和四年度					
	千円	百円	十円	千円	百円	十円	千円	百円	十円	千円	百円	十円	千円	百円	十円	千円	百円	十円	千円	百円	十円	千円	百円	十円	千円	百円	十円	千円	百円	十円												
財產收入	三			三			三			三			三			三			三			三			三			三														
使用料並手数料	二〇六			一七六			一三六			一四九			一四八			一四八			一四八			一四八			一四八			一四八														
國庫下交付金	九四			一〇四			一二八			一二九			八〇			八〇			八〇			八〇			八〇			八〇														
補助金交付金	三〇			二六			二六			二六			二六			二六			二六			二六			二六			二六														
縣補助金交付金	二四			二六			二六			二六			二六			二六			二六			二六			二六			二六														
報償金	二四			一〇			一〇			一〇			一〇			一〇			一〇			一〇			一〇			一〇														
財產賣拂代	四〇七			五五			五五			三三			三三			三三			三三			三三			三三			三三														
受益者負擔金	二九三			二四			二七			一八			一三			一三			一三			一三			一三			一三														
市稅	六、五〇			五、九四			五、一六			四、八六			四、七四			四、七四			四、七四			四、七四			四、七四			四、七四														
市債	三、五五			二、三六			七、三六			七、三六			七、三六			七、三六			七、三六			七、三六			七、三六			七、三六														
其他	二、〇七			二、七九			二、〇三			二、〇三			一、四四			一、四四			一、四四			一、四四			一、四四			一、四四														
純計	一五、七五			一四、〇三			一七、五〇			一八、一四			一六、三二			一六、三二			一六、三二			一六、三二			一六、三二			一六、三二														
繰入金、借替用金	四、八〇			一三、八三			六、一七			二七、二八			二二、六〇			二二、六〇			二二、六〇			二二、六〇			二二、六〇			二二、六〇														
繰越入金、借替用金	二〇、五五			三〇、八七			四、六九			四五、四二			三〇、九三			三〇、九三			三〇、九三			三〇、九三			三〇、九三			三〇、九三														
歲入合計	二〇、五五			三〇、八七			四、六九			四五、四二			三〇、九三			三〇、九三			三〇、九三			三〇、九三			三〇、九三			三〇、九三														

(昭和九年度迄は決算
昭和十年度は豫算)

歲出

種類別	昭和十年度						昭和九年度						昭和八年度						昭和七年度						昭和六年度						昭和五年度						昭和四年度					
	千円	百円	十円	千円	百円	十円	千円	百円	十円	千円	百円	十円	千円	百円	十円	千円	百円	十円	千円	百円	十円	千円	百円	十円	千円	百円	十円	千円	百円	十円												
廳費	一、九八			一、七四			一、七〇			一、六八			一、六六			一、六六			一、六六			一、六六			一、六六			一、六六														
教育費	四、三二			四、五三			四、六三			三、八五			三、三〇			三、三〇			三、三〇			三、三〇			三、三〇			三、三〇														
産業費	五、六			九			一〇〇			七			七〇			七〇			七〇			七〇			七〇			七〇														
保健費	一、四八			一、四三			一、八一			九五			一、四九			一、四九			一、四九			一、四九			一、四九			一、四九														
社會事業費	三、五〇			三、五〇			三、五二			四、三五			三、三〇			三、三〇			三、三〇			三、三〇			三、三〇			三、三〇														
土木費	一、八九			三、四三			四、二七			四、二八			三、七九			三、七九			三、七九			三、七九			三、七九			三、七九														
市債	七、六七			八、四五			八、二八			八、四七			五、八二			五、八二			五、八二			五、八二			五、八二			五、八二														
其他	六、六三			八、六			二、四八			一、二六			六、九七			六、九七			六、九七			六、九七			六、九七			六、九七														
純計	一八、九六			二二、四九			二二、〇五			二〇、九三			一六、四九			一六、四九			一六、四九			一六、四九			一六、四九			一六、四九														
繰立入金、借替用金	一、六〇			二、七三			六、一三			二、八六			一、九五			一、九五			一、九五			一、九五			一、九五			一、九五														
繰出合計	一〇、五五			三三、二二			八四、〇九			四三、八〇			三六、〇七			三六、〇七			三六、〇七			三六、〇七			三六、〇七			三六、〇七														
歲入出差引殘	—			四、七五			五、九			一、六四			一、八八			一、八八			一、八八			一、八八			一、八八			一、八八														

東京府普通經濟歲入出調

歲入

種類別	昭和十年度							昭和九年度							昭和八年度							昭和七年度							昭和六年度							昭和五年度							昭和四年度						
	千円	百円	十円	千円	百円	十円	千円	百円	十円	千円	百円	十円	千円	百円	十円	千円	百円	十円	千円	百円	十円	千円	百円	十円	千円	百円	十円	千円	百円	十円	千円	百円	十円																
財產收入	103			100			69			45			26			27			26			27			26			27			26																		
使用料並手数料	540			456			374			260			165			76			75			76			75			76			75																		
國庫下渡金補助金	3,555			2,774			3,807			3,141			2,665			2,372			2,665			2,372			2,665			2,372			2,665																		
財產賣拂代	333			33			3			13			3			13			3			13			3			13			3																		
負擔金	1,866			1,066			875			644			579			510			510			510			510			510			510																		
府稅	3,501			3,144			2,874			2,579			2,284			2,018			2,018			2,018			2,018			2,018			2,018																		
府債	3,800			1,529,999			1,067,771			966,644			779,977			779,977			779,977			779,977			779,977			779,977			779,977																		
其他	10,655			2,999			9,451			10,590			10,339			9,744			9,744			9,744			9,744			9,744			9,744																		
純計	6,564			6,847			5,939			5,095			4,925			4,946			4,925			4,946			4,925			4,946			4,925																		
繰入金、運用金、繰越金	7			7,970			1,877			4,035			5,310			5,041			5,041			5,041			5,041			5,041			5,041																		
歲入合計	6,661			7,287			5,776			5,500			4,945			5,041			4,945			5,041			4,945			5,041			4,945																		

歲出

種類別	昭和十年度							昭和九年度							昭和八年度							昭和七年度							昭和六年度							昭和五年度							昭和四年度						
	千円	百円	十円	千円	百円	十円	千円	百円	十円	千円	百円	十円	千円	百円	十円	千円	百円	十円	千円	百円	十円	千円	百円	十円	千円	百円	十円	千円	百円	十円	千円	百円	十円																
府職員費	1,433			1,339			1,136			1,041			1,005			1,070			1,005			1,070			1,005			1,070			1,005																		
警察費	2,325			2,396			2,777			3,047			2,940			2,952			2,940			2,952			2,940			2,952			2,940																		
土木費	1,745			2,368			2,217			1,601			1,797			1,555			1,797			1,555			1,797			1,555			1,797																		
教育費	8,133			7,388			6,161			5,792			5,350			5,852			5,350			5,852			5,350			5,852			5,350																		
衛生費	2,181			2,088			1,786			1,776			1,673			1,594			1,673			1,594			1,673			1,594			1,673																		
勸業費	1,367			1,498			1,567			1,533			1,533			1,622			1,533			1,622			1,533			1,622			1,533																		
社會事業費	1,125			1,396			1,264			1,048			794			637			794			637			794			637			794																		
府債費	4,337			9,408			2,251			3,035			1,733			2,160			2,160			2,160			2,160			2,160			2,160																		
其他	2,433			1,656			1,990			2,599			2,366			2,448			2,366			2,448			2,366			2,448			2,366																		
歲出合計	6,661			6,273			5,022			5,252			5,033			4,934			4,934			4,934			4,934			4,934			4,934																		
歲入出差引殘	1			11,014			7,553			1,778			3,361			5,107			5,107			5,107			5,107			5,107			5,107																		

(昭和九年度迄は決算、昭和十年度は豫算)

京都府普通經濟歲入出調

歲入

種類別	昭和十年度		昭和九年度		昭和八年度		昭和七年度		昭和六年度		昭和五年度		昭和四年度	
	千円	百円	千円	百円	千円	百円	千円	百円	千円	百円	千円	百円	千円	百円
財產收入	一九		一九		二〇		二六		二五		三三		二二	
使用料並手数料	八六		八五〇		八七		七〇		七六二		八〇〇		七七	
國庫下渡金	一七四		二,三九五		二,六八九		二,二六二		一,〇六四		一,一三三		一,三九九	
補助金、交付金	—		五〇		一八		一六		一六		五九		二〇四	
財產賣拂代	—		—		—		—		—		—		—	
受益者負擔金	三三		二七七		一五〇		一七五		一三四		一五七		一六	
府稅	八,〇六		七八六二		七,六〇〇		六,九六六		六,六九九		七,二八〇		七,三三〇	
府債	二,九六		六,八四〇		六,二六四		一,四〇六		一,三〇二		二,二二八		六〇九	
其他	八二		一,〇三三		一,〇九六		一,二二五		九四		八六七		九〇	
純計	一四,八四八		一九,五九六		一八,四九九		二三,九六五		二二,〇五四		二三,五七八		二一,九六六	
市部分賦金	—		—		—		—		—		—		—	
繰入金、運用金	—		—		—		—		—		—		—	
繰越金	三六〇		一,五五六		五三		一,五三三		二,六六八		一,四〇五		二,六八八	
歳入合計	一五,二〇八		二一,一五二		一九,五三二		二五,五〇〇		二四,六六二		二四,九八三		二四,六五四	

歳出

種類別	昭和十年度		昭和九年度		昭和八年度		昭和七年度		昭和六年度		昭和五年度		昭和四年度	
	千円	百円	千円	百円	千円	百円	千円	百円	千円	百円	千円	百円	千円	百円
廳費	七九		七四二		六八一		七二		六四四		五三三		五七二	
教育費	三,一五二		三,一三三		二,七四一		二,八九七		二,七五四		二,七三三		二,四五六	
産業費	一,〇三三		一,六三二		一,五五〇		一,三三九		八〇六		八五		一,二七七	
保健費	三六		三四九		三七		三六		三〇九		三五		三五	
社會事業費	五〇		四九六		六七		四六三		二九五		三八		三〇〇	
土木費	四,二六八		三,六七〇		三,三五三		四,〇九二		三,五五七		三,〇六九		四,一八二	
警察費	二,九四三		三,〇七三		二,九〇五		三,〇三七		二,七五五		二,七〇三		二,八七	
府債費	一,六九		四,六七		五,四七一		一,五四		九七九		七三五		一,一五	
其他	二七九		一〇一		一一		七		八四		一一九		一一一	
純計	一五,二〇八		一七,八六一		一七,七六〇		一四,四三〇		一二,二二七		一六,六五〇		一三,一〇九	
市郡分賦金	—		—		—		—		—		—		—	
歳出合計	一五,二〇八		一七,八六一		一七,七六〇		一四,四三〇		一二,二二七		一六,六五〇		一三,一〇九	
歳入出差引殘	—		三,三〇八		一,五五六		一一		一,五三三		二,六六八		一,五四五	

(昭和九年度迄は決算、昭和十年度は豫算)

大阪府普通經濟歲入出調

歲入

種類別	昭和十年度		昭和九年度		昭和八年度		昭和七年度		昭和六年度		昭和五年度		昭和四年度	
	千円	百円	千円	百円	千円	百円	千円	百円	千円	百円	千円	百円	千円	百円
財產收入	三、五八		三、五二		四、〇四		四、三七		四、三三		三、九八		三、六八	
財產收	二、〇三		二、〇四		一、八〇		一、七六		一、八八		三、四八		三、三〇	
使用料並手数料	五、二二		五、八六		五、八五		五、一六		三、九三		三、四三		三、九〇	
國庫下渡金、補助金	八六九		一、〇四		八二六		三六四		二六二		八四		二、三二	
補給金、交付金	一、〇六		三、四		三三		八五五		二四二		四〇七		一一九	
財產賣拂代	一、〇六		三、四		三三		八五五		二四二		四〇七		一一九	
受益者負擔金	一、五、六二		一〇、四三		一七、六四		一五、六二		一五、九二		一八、一〇		一七、八六	
府稅	四、四五〇		六、九七		四、八五		六、〇五		三、四六		二、五九		一、三〇	
府債	六、〇八九		三、四二		二、七一		二、〇三		四、一六		一、七六		三、〇三	
其他	三、五七五		四、五二		三、六七		三、二七		三、〇二		三、一九		三、二五	
純計	一、三、七		八、五八		六、八五		六、三二		八、〇二		五、七〇		四、六六	
繰入金、運用金、繰越金	三、六、六三		四、九、〇九		四、一、五三		三、六、五九		三、六、二九		三、六、八五		三、六、九八	
歲入合計	三、六、六三		四、九、〇九		四、一、五三		三、六、五九		三、六、二九		三、六、八五		三、六、九八	

歲出

種類別	昭和十年度		昭和九年度		昭和八年度		昭和七年度		昭和六年度		昭和五年度		昭和四年度	
	千円	百円	千円	百円	千円	百円	千円	百円	千円	百円	千円	百円	千円	百円
應教育費	八、三七		八、四五		八、二二		七、〇〇		七、四四		六、九六		七、六四	
教育費	五、九三		六、五二		六、八八		五、八四		九、二五		七、四三		八、五二	
產業費	一、八二四		一、九四		二、〇〇		一、七〇		一、〇三		一、二五		一、二五	
保健費	一、三三二		一、三〇		一、〇〇		一、〇九		九、五		九、〇		一、〇八	
社會事業費	一、六五三		一、九〇〇		一、四元		一、二二		七、三		七、六		一、四七	
土木費	四、二七一		一〇、九七		八、四三		八、二五		七、九三		六、四八		四、五三	
警察費	九、〇四六		九、〇四九		八、四九		八、四九		八、三五		八、二七		八、四九	
府債費	一、九〇二		一、五七六		一、〇三		八三		七、七		一、〇四		一、八六	
其他費	三、一三三		二、二五一		二、五八		三、七六		二、二七		一、六九		三、〇二	
純計	二九、六四		三六、三五〇		三三、一七五		三三、六三		三三、一六一		二六、五三		三、五八	
繰入金、運用金	三六三		三三		二九		二二		七四		八二		三〇	
歲出合計	三〇、三〇七		三六、六八三		三三、二〇四		三三、八五五		三三、九〇五		二七、三五		三、八八	
歲入出差引殘	六、六五		二、三二六		八、〇六		六、六四		五、三九三		七、五八		五、〇七	

(昭和九年度迄は決算
昭和十年度は豫算)

兵庫縣普通經濟歲入出調

(昭和九年度迄は決算)
(昭和十年度は豫算)

歲入

種類別	昭和十年度	昭和九年度	昭和八年度	昭和七年度	昭和六年度	昭和五年度	昭和四年度
財產收入	千円 五	千円 六	千円 五	千円 六	千円 四	千円 四	千円 四
使用料並手数料	一,五九〇	一,四三三	一,四五一	一,四〇〇	一,三六〇	一,二五九	一,一八九
國庫下渡金	二,四九二	五,六〇九	五,五〇九	四,八三三	一,七三四	一,九九六	一,九六七
補助金交付金	—	一八	二〇七	二八五	—	—	—
財產賣拂代	五二	一八	—	六	—	—	—
受益者負擔金	—	—	—	—	—	—	—
縣稅	二,九〇三	一四,八八	一三,一七六	二,七六七	二,五九九	一三,六〇〇	一三,八五一
縣債	二,五三	六,一四	五,二八	六,三九〇	二,九四八	四,九三三	二,一八
其他	三,六〇七	三,九四	三,八三	二,八八〇	二,九六	二,七五	三,三三
純計	三,六四	三,三二	二九,五二	二六,六九	二,八四	二四,五八	二二,八四
繰入金、運用金、繰越金	三,三六	四,四五	五,三九〇	五,三三	一〇,〇三九	八,八三	九,八八
歲入合計	二七,〇八一	三六,七四	三四,八九	三三,九三	三,八三	三三,三七	三,七六

歲出

種類別	昭和十年度	昭和九年度	昭和八年度	昭和七年度	昭和六年度	昭和五年度	昭和四年度
廳費	千円 一,九六二	千円 二,二二六	千円 一,九七七	千円 二,〇四一	千円 一,八三三	千円 一,九四九	千円 一,九六九
教育費	六,二六	五,五七三	五,三七五	五,一三三	六,〇六四	五,一五	四,九九〇
産業費	一,三六	四,八〇七	四,四七	二,九九七	一,七〇九	一,六六一	一,五五七
保健費	一,三五〇	一,二八〇	一,二一六	一,〇六八	一,一三三	二,〇七一	一,五〇〇
社會事業費	五七	八九六	九〇六	九一七	五二	三九	三六三
土木費	四,六一	六,四四	八,〇八一	七,四七	五,〇三六	四,四〇〇	五,二八九
警察費	四,七三	四,五四	四,三六	四,三六八	四,一四八	四,四七	四,三三
縣債費	三,七三	三,三九六	四,三三	三,三九	二,七四六	二,七六一	一,八七
其他	七九	六七〇	六三	一〇八八	二,八五	一,五四	二,五七七
純計	二四,七三一	二九,七六	三三,〇六九	三〇,〇一一	二七,一〇五	二四,六九九	二四,三六七
繰入金、積立金	二,三四九	二,八四	二,六六七	二,〇〇三	一,六九七	二,五二七	一,五七四
歲出合計	二七,〇八一	三三,五〇	三三,七三六	三二,〇一四	二八,八〇三	二六,九六	二五,九四三
歲入出差引殘	—	四,一八〇	一,二四	一,九六	三,〇八九	六,四六六	六,八〇〇

愛知縣普通經濟歲入出調

歲入

種類別	昭和十年度							昭和九年度							昭和八年度							昭和七年度							昭和六年度							昭和五年度							昭和四年度						
	千円	百円	十円	千円	百円	十円	千円	百円	十円	千円	百円	十円	千円	百円	十円	千円	百円	十円	千円	百円	十円	千円	百円	十円	千円	百円	十円	千円	百円	十円	千円	百円	十円																
財産収入	100			100			100			100			100			100			100			100			100			100			100																		
使用料並手数料	1,455			1,455			1,455			1,455			1,455			1,455			1,455			1,455			1,455			1,455			1,455																		
國庫金	3,004			3,004			3,004			3,004			3,004			3,004			3,004			3,004			3,004			3,004			3,004																		
補助金	464			464			464			464			464			464			464			464			464			464			464																		
財產賣拂代	11,124			10,600			9,943			8,963			9,550			4,801			4,075			1,266			1,066			1,008			1,008																		
縣債	5,855			6,699			8,963			8,963			8,963			4,801			4,075			1,266			1,066			1,008			1,008																		
其他	2,437			4,123			2,990			2,990			2,823			2,079			2,079			2,766			2,766			2,355			2,355																		
純計	24,554			26,451			29,019			27,177			19,843			15,185			15,185			20,533			20,533			17,961			17,961																		
繰入金	265			265			395			496			89			89			89			93			93			245			245																		
繰越金	1			2,966			1,609			2,176			5,253			3,331			3,331			3,377			3,377			3,377			3,377																		
縣債借替金	1			1,252			559			559			3,331			3,331			3,331			3,377			3,377			3,377			3,377																		
歳入合計	24,840			33,276			33,276			33,276			33,276			33,276			33,276			33,276			33,276			33,276			33,276																		

歳出

種類別	昭和十年度							昭和九年度							昭和八年度							昭和七年度							昭和六年度							昭和五年度							昭和四年度						
	千円	百円	十円	千円	百円	十円	千円	百円	十円	千円	百円	十円	千円	百円	十円	千円	百円	十円	千円	百円	十円	千円	百円	十円	千円	百円	十円	千円	百円	十円	千円	百円	十円																
應教育費	1,126			1,105			1,335			1,377			1,488			1,239			1,239			1,188			1,188			1,188			1,188																		
教育費	2,190			2,150			2,331			2,377			2,262			2,262			2,262			2,379			2,379			2,379			2,379																		
産業費	3,337			4,491			4,644			4,321			2,236			2,236			2,236			1,699			1,699			1,699			1,699																		
保健費	335			392			348			348			248			248			248			145			145			145			145																		
社會事業費	332			368			348			348			248			248			248			145			145			145			145																		
土木費	6,875			8,492			11,309			10,139			8,400			5,622			5,622			5,622			4,677			4,677			4,677																		
縣債費	3,335			2,679			2,230			3,455			3,296			1,485			1,485			1,485			1,485			1,485			1,485																		
其他費	5,643			4,372			4,104			4,131			4,047			4,813			4,813			4,813			4,527			4,527			4,527																		
純計	23,165			24,254			26,569			26,806			23,856			17,473			17,473			16,844			16,844			16,844			16,844																		
繰入金	1,474			1,566			1,252			1,436			1,506			1,373			1,373			1,373			1,373			1,373			1,373																		
繰越金	1			1,252			559			559			3,331			3,331			3,331			3,377			3,377			3,377			3,377																		
歳出合計	24,840			25,820			27,821			28,242			25,362			18,846			18,846			18,217			18,217			18,217			18,217																		
歳入出差引残	1			5,856			2,966			1,609			1,609			1,833			1,833			5,253			5,253			5,253			5,253																		

(昭和九年度迄は決算)
昭和十年度は豫算

第三表

東京市公企業經濟歲入出調

(昭和九年度迄は決算)
(昭和十年度は豫算)

經濟別	種別	昭和十年度		昭和九年度		昭和八年度		昭和七年度		昭和六年度		昭和五年度		昭和四年度	
		歳入	歳出	歳入	歳出	歳入	歳出	歳入	歳出	歳入	歳出	歳入	歳出	歳入	歳出
		不足(△)	超過(△)	不足(△)	超過(△)	不足(△)	超過(△)	不足(△)	超過(△)	不足(△)	超過(△)	不足(△)	超過(△)	不足(△)	超過(△)
水道經濟	建設勘定	10,910	8,910	3,351	3,351	4,911	5,911	7,911	7,911	4,911	4,911	2,911	2,911	7,911	7,911
	收益勘定	18,777	18,777	18,777	18,777	18,777	18,777	18,777	18,777	18,777	18,777	18,777	18,777	18,777	18,777
電氣軌道事業費經濟	建設勘定	3,351	3,351	3,351	3,351	3,351	3,351	3,351	3,351	3,351	3,351	3,351	3,351	3,351	3,351
	收益勘定	11,111	11,111	11,111	11,111	11,111	11,111	11,111	11,111	11,111	11,111	11,111	11,111	11,111	11,111
電氣供給事業費經濟	建設勘定	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000
	收益勘定	10,591	10,591	10,591	10,591	10,591	10,591	10,591	10,591	10,591	10,591	10,591	10,591	10,591	10,591
乗合自動車事業費經濟	建設勘定	6,551	6,551	6,551	6,551	6,551	6,551	6,551	6,551	6,551	6,551	6,551	6,551	6,551	6,551
	收益勘定	6,551	6,551	6,551	6,551	6,551	6,551	6,551	6,551	6,551	6,551	6,551	6,551	6,551	6,551

合計	建設勘定		收益勘定	
	歳入	歳出	歳入	歳出
	不足(△)	超過(△)	不足(△)	超過(△)
昭和十年度	10,910	8,910	18,777	18,777
昭和九年度	3,351	3,351	11,111	11,111
昭和八年度	4,911	5,911	11,111	11,111
昭和七年度	7,911	7,911	11,111	11,111
昭和六年度	4,911	4,911	11,111	11,111
昭和五年度	2,911	2,911	11,111	11,111
昭和四年度	7,911	7,911	11,111	11,111

附記

- 1、昭和九年度に於ける電氣軌道事業費一五、四〇〇千圓及乗合自動車事業費二、一八〇千圓の整理公債は之を含まず
- 2、昭和十年度に於ける電氣軌道事業費九、八八〇千圓の整理公債は之を含まず
- 3、翌年度歳入金繰上充用を爲したる經濟、年度、金額左の如し

電氣軌道事業費經濟
昭和七年度……五、三二三千圓
昭和八年度……一四、一八二千圓
昭和九年度……二四、五五一千圓

乗合自動車事業費經濟
昭和七年度……四三、四四千圓
昭和八年度……一五、五五千圓

京都市公企業經濟歲入出調

(昭和九年度迄は決算)
(昭和十年度は豫算)

種別	昭和十年度		昭和九年度		昭和八年度		昭和七年度		昭和六年度		昭和五年度		昭和四年度	
	歳入	歳出	歳入	歳出	歳入	歳出	歳入	歳出	歳入	歳出	歳入	歳出	歳入	歳出
收益勘定	13,773	13,773	13,454	13,454	12,702	12,702	13,288	13,288	13,557	13,557	13,276	13,276	13,651	13,651
建設勘定	1,776	1,776	4,353	4,353	11,037	11,037	11,010	11,010	7	7	150	150	1	1
運用金	1	1	34	34	73	73	11	11	10	10	15	15	10	10
繰越金	66	66	397	397	2,454	2,454	2,26	2,26	3,842	3,842	4,189	4,189	4,800	4,800
合計	16,166	16,166	18,128	18,128	17,967	17,967	16,478	16,478	16,556	16,556	17,732	17,732	18,462	18,462

歳出

種別	昭和十年度		昭和九年度		昭和八年度		昭和七年度		昭和六年度		昭和五年度		昭和四年度	
	千円	円	千円	円	千円	円	千円	円	千円	円	千円	円	千円	円
電気軌道事業費	二,六六八		三,八八〇		六,一三三		六,五七七		六,二三〇		六,九八八		七,四〇三	
電気供給事業費	二,九四四		二,七四一		三,五八八		三,五四二		四,三五八		三,五七九		三,六〇七	
水道事業費	一,五〇〇		一,四八八		一,七四三		一,七六七		一,六一九		一,三九一		一,四五八	
普通経済繰入金	三		三		三		四		一四三		一七〇		一,三六三	
積立金													四六一	
合計	一六,二六六		一七,一五二		一三,九八〇		一四,〇〇三		一四,三七九		一三,八八九		一四,二九四	
歳入出過不足(△)	—		四,九七七		三,九八七		二,四五四		二,二二六		三,八四二		四,一八九	

大阪市公企業経済歳入出調

(昭和九年度迄は決算、昭和十年度は豫算)

歳入

種別	昭和十年度		昭和九年度		昭和八年度		昭和七年度		昭和六年度		昭和五年度		昭和四年度	
	千円	円	千円	円	千円	円	千円	円	千円	円	千円	円	千円	円
収益勘定	五,六六六		五,〇八〇		四,八八六		五,七六二		五,〇一〇		五,四三三		五,一三〇	
建設勘定	二六,二三三		一五,二五八		一八,〇五九		一〇,九三三		三,七九八		一〇,八八九		四,七五五	
普通经济ヨリ繰入金	三		一一		一〇		二九		二六		—		—	
運費用金	一五〇		二,六四四		一,一〇〇		一,六九三		四,一四三		一,三九四		八五〇	

歳出

種別	昭和十年度		昭和九年度		昭和八年度		昭和七年度		昭和六年度		昭和五年度		昭和四年度	
	千円	円	千円	円	千円	円	千円	円	千円	円	千円	円	千円	円
繰越金	五,八〇八		一七,四七七		一四,三三二		一五,一四三		一八,二二五		一六,一一一		一九,八九八	
合計	三〇,七七八		三二,五三三		八,八三九		七九,六六二		八五,一八七		七九,七七八		七七,七五四	

横濱市公企業経済歳入出調

(昭和九年度迄は決算、昭和十年度は豫算)

歳入

種別	昭和十年度		昭和九年度		昭和八年度		昭和七年度		昭和六年度		昭和五年度		昭和四年度	
	千円	円	千円	円	千円	円	千円	円	千円	円	千円	円	千円	円
水道費	一一,三三三		一〇,一七七		七,五四五		六,二一四		六,九七三		五,四〇四		六,一九四	
電気軌道費	三六,一四四		二六,三三三		二五,七三八		二六,五九四		二四,三五一		三三,七九四		三二,三九五	
電燈供給費	三六,二八三		二九,九七三		三三,七三二		二七,八八一		二七,二〇〇		二七,六六七		三〇,一〇四	
組替金	五,六六九		三,五四一		四,〇六七		三,九八六		五,五七七		三,五〇二		二,二一六	
運費用金	八七		二,四三二		一,七一九		八〇〇		五,九七〇		一,二七四		一,七六六	
合計	九〇,七七八		七三,七〇六		七〇,七九一		六五,三三〇		六九,九四三		六二,六六三		六二,六六一	
歳入出過不足(△)	—		一九,七六五		一七,五七七		一四,三三二		一五,二四三		一八,一一五		一六,二二二	

種別	昭和十年度		昭和九年度		昭和八年度		昭和七年度		昭和六年度		昭和五年度		昭和四年度	
	千円	円	千円	円	千円	円	千円	円	千円	円	千円	円	千円	円
建設勘定	二,三九七		一,一七六		二,八五〇		二,八三三		三,三三二		四,二八九		一,三六八	
収益勘定	八,〇四二		七,七八五		七,三〇三		七,七八〇		七,二二六		七,七八〇		八,九七五	

合計	10,491	8,963	10,153	10,673	10,427	11,159	10,380
----	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------

歳出

種別	昭和十年度	昭和九年度	昭和八年度	昭和七年度	昭和六年度	昭和五年度	昭和四年度
軌道事業費	3,930	3,695	4,550	4,488	3,848	4,251	5,241
乗合自動車事業費	640	649	591	691	369	421	501
水道事業費	3,764	2,769	3,119	3,331	3,565	3,865	3,103
瓦斯事業費	1,810	1,644	1,633	1,503	1,566	2,127	1,368
合計	10,197	8,779	9,833	9,993	9,396	10,677	10,114
歳入出過不足(△)	270	184	320	760	1,031	1,531	115

神戸市公企業経済歳入出調

(昭和九年度迄は決算、昭和十年度は豫算)

歳入

種別	昭和十年度	昭和九年度	昭和八年度	昭和七年度	昭和六年度	昭和五年度	昭和四年度
建設勘定	3,368	1,644	1,388	2,273	1,681	3,368	3,991
収益勘定	3,843	3,313	2,049	1,910	1,853	1,856	2,330
合計	7,211	4,957	3,437	4,183	3,534	5,224	6,321

歳出

種別	昭和十年度	昭和九年度	昭和八年度	昭和七年度	昭和六年度	昭和五年度	昭和四年度
電気事業費	1,843	1,805	1,649	1,597	1,707	1,699	1,713
乗合自動車事業費	1,130	1,111	1,131	781	761	381	—
水道事業費	7,591	2,504	2,911	2,151	2,666	3,601	2,441
合計	10,564	5,420	5,691	4,529	5,074	5,601	4,154
歳入出過不足(△)	△3,353	1,537	1,746	2,654	△1,647	△377	2,167

名古屋市公企業経済歳入出調

(昭和九年度迄は決算、昭和十年度は豫算)

歳入

種別	昭和十年度	昭和九年度	昭和八年度	昭和七年度	昭和六年度	昭和五年度	昭和四年度
建設勘定	1,121	4,184	3,183	3,432	4,133	4,138	1,911
収益勘定	7,334	7,184	6,859	6,432	6,133	6,138	6,805
合計	8,455	11,368	10,042	9,864	10,266	10,276	8,716

歳出

種別	昭和十年度	昭和九年度	昭和八年度	昭和七年度	昭和六年度	昭和五年度	昭和四年度
軌道事業費	二,三三三	三,二二二	一,七六六	二,一六七	二,七三三	四,九〇三	四,五五九
乗合自動車事業費	一,四三三	九八二	一,〇九二	八六一	七九九	四九五	五
水道事業費	一,八七七	一,四六四	一,四四〇	二,〇九三	二,七二〇	一,二二六	一,九五六
合計	五,五五四	五,五五九	四,三〇九	五,一〇三	六,二六一	五,五五五	六,五五六
歳入出過不足(△)	一,七九	一,六三九	二,五五三	一,三三三	△二二三	六七	二六

第四表

神奈川縣公企業經濟歳入出調

(昭和九年度迄は決算
昭和十年度は豫算)

種別	昭和十年度	昭和九年度	昭和八年度	昭和七年度	昭和六年度	昭和五年度	昭和四年度
建設勘定	二六〇	三,三四五	五〇二	一,四四五			
收益勘定	四二二	二〇五	二二五	六			
合計	六八二	三,五五一	七二七	一,四五一			

種別	昭和十年度	昭和九年度	昭和八年度	昭和七年度	昭和六年度	昭和五年度	昭和四年度
水道事業費	八一九	二,三二六	二,一一一	三五			
歳入出過不足(△)	△一三六	一,二三五	△一,三九四	一,四一六			

兵庫縣公企業經濟歳入出調

(昭和九年度迄は決算
昭和十年度は豫算)

種別	昭和十年度	昭和九年度	昭和八年度	昭和七年度	昭和六年度	昭和五年度	昭和四年度
收益勘定	二八一	二九五	三九七	一六五	三一四	三〇三	三〇四

種別	昭和十年度	昭和九年度	昭和八年度	昭和七年度	昭和六年度	昭和五年度	昭和四年度
水力電氣事業費	二九一	二三六	三〇二	二六一	五二五	二二七	一八三
歳入出過不足(△)	△一〇	五九	九五	△九六	△二二一	七六	一一〇

東京市

繰越金より観たる歳計(普通経済)状況比較

種別	昭和九年		昭和八年		昭和七年		昭和六年		昭和五年		昭和四年	
	歳入ニ 對スル 繰越額 ノ割合	千円	歳入ニ 對スル 繰越額 ノ割合	千円	歳入ニ 對スル 繰越額 ノ割合	千円	歳入ニ 對スル 繰越額 ノ割合	千円	歳入ニ 對スル 繰越額 ノ割合	千円	歳入ニ 對スル 繰越額 ノ割合	千円
府	15%	2,046	13%	7,453	3%	1,778	3%	3,361	6%	5,219	9%	4,973
市	14%	15,962	3%	3,044	2%	2,041	9%	6,556	6%	5,195	5%	5,783
府市合												
種別												
繰越												
差引純 剰餘金 (△)ハ 不足		△13,633		△13,766		△11,100		△4,813		△6,269		△1,474
豫算財 源充當 額		8,577		6,476		3,077		3,077		3,477		4,777
繼續費 及他 追加 額		26,633		15,722		14,423		11,553		11,444		17,256
内												
財源及 其他 追加 額												
豫算財 源充當 額												
繼續費 及他 追加 額												
差引純 剰餘金 (△)ハ 不足		△1,339		△1,339		△1,339		△1,339		△1,339		△1,339

附記 東京府の昭和七年度に於て不足を示せるは主として税收入、國庫下渡金、其の他經常收入の減收に依る

京都市

繰越金より観たる歳計(普通経済)状況比較

種別	昭和九年		昭和八年		昭和七年		昭和六年		昭和五年		昭和四年	
	歳入ニ 對スル 繰越額 ノ割合	千円	歳入ニ 對スル 繰越額 ノ割合	千円	歳入ニ 對スル 繰越額 ノ割合	千円	歳入ニ 對スル 繰越額 ノ割合	千円	歳入ニ 對スル 繰越額 ノ割合	千円	歳入ニ 對スル 繰越額 ノ割合	千円
府	15%	3,308	8%	1,556	3%	53	11%	1,533	14%	2,008	13%	2,608
市	23%	4,004	18%	2,722	14%	2,110	14%	2,008	13%	2,000	12%	1,721
府市合												
種別												
繰越												
差引純 剰餘金 (△)ハ 不足		1,149		873		489		334		453		453
豫算財 源充當 額		1,792		1,143		555		1,393		1,270		645
繼續費 及他 追加 額		2,874		1,970		1,770		1,773		1,758		1,377
内												
財源及 其他 追加 額												
豫算財 源充當 額												
繼續費 及他 追加 額												
差引純 剰餘金 (△)ハ 不足		1,556		1,337		1,337		1,337		1,337		1,337

大阪府

繰越金より観たる歳計(普通経済)状況比較

種別	昭和九年		昭和八年		昭和七年		昭和六年		昭和五年		昭和四年	
	歳入ニ 對スル 繰越額 ノ割合	千円	歳入ニ 對スル 繰越額 ノ割合	千円	歳入ニ 對スル 繰越額 ノ割合	千円	歳入ニ 對スル 繰越額 ノ割合	千円	歳入ニ 對スル 繰越額 ノ割合	千円	歳入ニ 對スル 繰越額 ノ割合	千円
府	25%	13,376	19%	8,000	17%	6,644	14%	5,335	20%	7,526	14%	5,077
市	24%	17,270	25%	25,173	32%	26,550	31%	26,329	30%	24,264	30%	23,663
府市合												
種別												
繰越												
差引純 剰餘金 (△)ハ 不足		1,149		873		489		334		453		453
豫算財 源充當 額		1,792		1,143		555		1,393		1,270		645
繼續費 及他 追加 額		2,874		1,970		1,770		1,773		1,758		1,377
内												
財源及 其他 追加 額												
豫算財 源充當 額												
繼續費 及他 追加 額												
差引純 剰餘金 (△)ハ 不足		1,556		1,337		1,337		1,337		1,337		1,337

種別	昭和九年度		昭和八年度		昭和七年度		昭和六年度		昭和五年度		昭和四年度	
	歳入ニ 對スル 割合	歳入ニ 對スル 割合	歳入ニ 對スル 割合	歳入ニ 對スル 割合	歳入ニ 對スル 割合	歳入ニ 對スル 割合	歳入ニ 對スル 割合	歳入ニ 對スル 割合	歳入ニ 對スル 割合	歳入ニ 對スル 割合	歳入ニ 對スル 割合	
豫算財源充當額	四、三六	一、六九	二、三六	一、三三	八四	六	二、〇一	二、九七	二、八〇	一、三三	一、三三	
繰越金より觀たる歳計(普通經濟)狀況比較	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
差引純剩餘金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
(△)ハ不足	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	

横濱市 神奈川縣 繰越金より觀たる歳計(普通經濟)狀況比較

種別	昭和九年度		昭和八年度		昭和七年度		昭和六年度		昭和五年度		昭和四年度	
	歳入ニ 對スル 割合	歳入ニ 對スル 割合	歳入ニ 對スル 割合	歳入ニ 對スル 割合	歳入ニ 對スル 割合	歳入ニ 對スル 割合	歳入ニ 對スル 割合	歳入ニ 對スル 割合	歳入ニ 對スル 割合	歳入ニ 對スル 割合	歳入ニ 對スル 割合	
豫算財源充當額	一、三三	九三	一、四七	二、三九	九二	二、八二	一、二九	二、三六	—	二、五〇	一、八七	
繰越金より觀たる歳計(普通經濟)狀況比較	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
差引純剩餘金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
(△)ハ不足	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	

種別	川神	市濱横
昭和九年度	△ 八七	△ 六六
昭和八年度	△ 六六	△ 五〇
昭和七年度	△ 五〇	△ 四四
昭和六年度	△ 四四	△ 二七
昭和五年度	△ 二七	△ 四七
昭和四年度	△ 八二	△ 四七

附記 1、差引欄中 市の昭和四年度不足額四、七四四千圓の内には昭和三年度迄の歳入缺陷額三、〇六八千圓を含み、此の缺陷額は起債により補填す

2、同 市の昭和七年度不足額五、〇六五千圓は昭和四年度より同七年度迄の歳入缺陷にして此の缺陷額は起債により補填す

神戶市 兵庫縣 繰越金より觀たる歳計(普通經濟)狀況比較

種別	昭和九年度		昭和八年度		昭和七年度		昭和六年度		昭和五年度		昭和四年度	
	歳入ニ 對スル 割合	歳入ニ 對スル 割合	歳入ニ 對スル 割合	歳入ニ 對スル 割合	歳入ニ 對スル 割合	歳入ニ 對スル 割合	歳入ニ 對スル 割合	歳入ニ 對スル 割合	歳入ニ 對スル 割合	歳入ニ 對スル 割合	歳入ニ 對スル 割合	
豫算財源充當額	七、八四	四、一〇	五、四二	一、二五	二、八四	一、二八	四、四二	八、二九	六、八〇	六、〇六	六、八〇	
繰越金より觀たる歳計(普通經濟)狀況比較	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
差引純剩餘金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
(△)ハ不足	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	

差引純剩餘金		(△)ハ不足	
縣庫兵	市戸神	縣庫兵	市戸神
一、六五	一、六五	三、三五	一、六五
五五	五五	△一四	五五
△三九	△三九	一、〇六一	△三九
△三五〇	△三五〇	二、二九	△三五〇
△三六	△三六	五、五四	△三六
△六九	△六九	四、八〇五	△六九

名古屋市
愛知縣

繰越金より觀たる歳計(普通經濟)狀況比較

種別	昭和九年度		昭和八年度		昭和七年度		昭和六年度		昭和五年度		昭和四年度	
	縣知愛	屋名古	縣知愛	屋名古	縣知愛	屋名古	縣知愛	屋名古	縣知愛	屋名古	縣知愛	屋名古
繰越金	四、七五	四、七五	五、九	五、九	一、六四	一、六四	一、八八	一、八八	一、〇五	一、〇五	二、三五	二、三五
	13%	13%	0%	0%	4%	4%	5%	5%	3%	3%	0%	0%
繰越額	五、八四	五、八四	二、六六	二、六六	一、〇九	一、〇九	二、二六	二、二六	五、二五	五、二五	三、四三	三、四三
	18%	18%	9%	9%	5%	5%	9%	9%	22%	22%	16%	16%
豫算財源充當額	三、六八	三、六八	一、九六	一、九六	一、九六	一、九六	二、〇〇	二、〇〇	四、八六	四、八六	三、一〇	三、一〇
	△三、九四	△三、九四	六九	六九	一、〇九	一、〇九	二、三五	二、三五	△三六	△三六	△二〇五	△二〇五
差引純剩餘金	二、一六	二、一六	一、〇九	一、〇九	△三九	△三九	八七	八七	四二五	四二五	三三	三三
	△二〇五	△二〇五	△二〇五	△二〇五	△二〇五	△二〇五	△二〇五	△二〇五	△二〇五	△二〇五	△二〇五	△二〇五

附記 1 昭和四年度に於て愛知縣歳入の差三、四五〇千圓と翌年度繰越額三、四三二千圓と符合せざるは昭和三年度へ八六四千圓繰上充用し昭和五年度より八四六千圓繰上充用したるに依る
2 昭和六年度に於て歳入の差の翌年度繰越額に符合せず、且差引不足額を生じたるは市部經濟に於て築港埋立地賣却代を見込みたるも不況に依り賣却進捗せざりし爲なり歳入不足額三五五千圓は同七年度より繰上充用せり

第六表

東京市公債償還財源中税充當額調

經濟別	昭和十四年度		昭和十三年度		昭和十二年度		昭和十一年度		昭和十年度		
	市	府	市	府	市	府	市	府	市	府	
普通經濟	元利償還額	三、〇七	七、八三	三、三二	七、六七	三、一五	七、二八	三、〇六	六、六四	二、七三	五、九二
	元利償還額	二、九三	六、九三	二、七四	六、七四	二、八五	六、三三	二、八七	六、一三	二、七三	五、九二
水道事業費經濟	元利償還額	九、三三	九、三三	九、三三	九、三三	九、三三	九、三三	九、三三	九、三三	九、三三	九、三三
	元利償還額	九、三三	九、三三	九、三三	九、三三	九、三三	九、三三	九、三三	九、三三	九、三三	九、三三
電氣事業費經濟	元利償還額	一、七三	一、八〇	一、八〇	一、八〇	一、八〇	一、八〇	一、八〇	一、八〇	一、八〇	一、八〇
	元利償還額	一、七三	一、八〇	一、八〇	一、八〇	一、八〇	一、八〇	一、八〇	一、八〇	一、八〇	一、八〇
轉貸關係	元利償還額	二、七三	三、三〇	二、七三	三、三〇	二、七三	三、三〇	二、七三	三、三〇	二、七三	三、三〇
	元利償還額	二、七三	三、三〇	二、七三	三、三〇	二、七三	三、三〇	二、七三	三、三〇	二、七三	三、三〇
合計	元利償還額	五、八三	二、五三	二、七四	二、七四	二、七四	二、七四	二、七四	二、七四	二、七四	二、七四
	元利償還額	五、八三	二、五三	二、七四	二、七四	二、七四	二、七四	二、七四	二、七四	二、七四	二、七四

附記 1 東京市 1 昭和十年度は豫算其他は所要見込額に據る普通經濟には中央卸賣市場費經濟分を包含す
2 震災關係國庫貸付金償還は之を除く
3 昭和十年度豫算計上市税額三八、六七三、一四〇圓

2 東京府 震災関係国庫貸付金償還は之を除く
 4321 普通経済中には目黒川改修及埋立工事費特別経済分を包含す
 昭利償還財源は目黒川改修及埋立工事費特別経済分の一部税外収入を充當し其の他は府税に依るものとして計算す
 昭和十年度豫算計上府税額三二、五〇二、六五四圓

京都市 公債償還財源中税充當額調

經濟別	區分	昭和十四年度		昭和十三年度		昭和十二年度		昭和十一年度		昭和十年度	
		市	府	市	府	市	府	市	府	市	府
普通經濟	元利償還額	二、九五一	二、九五一	三、八七六	三、八七六	三、八八六	三、八八六	三、三三七	三、三三七	三、〇八八	三、〇八八
	税充當額	二、一五五	二、一五五	三、九六六	三、九六六	三、七四四	三、七四四	二、七三三	二、七三三	二、〇〇九	二、〇〇九
水道事業費經濟	元利償還額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	税充當額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
電気事業費經濟	元利償還額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	税充當額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
轉貸關係	元利償還額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	税充當額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	元利償還額	四、三三七	四、三三七	四、〇〇三	四、〇〇三	四、八一九	四、八一九	五、〇〇六	五、〇〇六	六、〇九六	六、〇九六
	税充當額	二、一五五	二、一五五	三、九六六	三、九六六	三、七四四	三、七四四	二、七三三	二、七三三	二、〇〇九	二、〇〇九

大阪府 公債償還財源中税充當額調

經濟別	區分	昭和十四年度		昭和十三年度		昭和十二年度		昭和十一年度		昭和十年度	
		市	府	市	府	市	府	市	府	市	府
普通經濟	元利償還額	二、九〇七	二、九〇七	二、六六一	二、六六一	二、〇九六	二、〇九六	二、三三七	二、三三七	二、〇〇九	二、〇〇九
	税充當額	二、一五五	二、一五五	三、九六六	三、九六六	三、七四四	三、七四四	二、七三三	二、七三三	二、〇〇九	二、〇〇九
水道事業費經濟	元利償還額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	税充當額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
電気事業費經濟	元利償還額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	税充當額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
轉貸關係	元利償還額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	税充當額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	元利償還額	二、九〇七	二、九〇七	二、六六一	二、六六一	二、〇九六	二、〇九六	二、三三七	二、三三七	二、〇〇九	二、〇〇九
	税充當額	二、一五五	二、一五五	三、九六六	三、九六六	三、七四四	三、七四四	二、七三三	二、七三三	二、〇〇九	二、〇〇九

附記 大阪府普通經濟中には風水害復舊事業費を含む

横濱市 公債償還財源中税充當額調

經濟別	區分	昭和十四年度		昭和十三年度		昭和十二年度		昭和十一年度		昭和十年度	
		市	縣	市	縣	市	縣	市	縣	市	縣
普通經濟	元利償還額	八、五五九	一、五〇〇	八、四〇七	一、四九六	八、五三三	一、四八六	七、六三三	一、二〇〇	七、〇四一	一、〇〇五
	十年度豫算計上 税額=對スル比率	二、七六六	一、五〇〇	二、八八八	一、四九六	二、七四七	一、四八六	二、五三〇	一、二〇〇	二、五〇〇	一、〇〇五
水道事業費經濟	元利償還額	一、四七五	四〇九	一、五八四	三三三	一、五二二	—	一、五〇二	一八九	一、六七五	一〇一
	元利償還額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
電氣事業費經濟	元利償還額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	元利償還額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
瓦斯事業費經濟	元利償還額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	元利償還額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
轉貸關係	元利償還額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	元利償還額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	元利償還額	一〇、〇三三	一、九〇九	一〇、〇一〇	一、八三三	一〇、〇五五	一、四八二	九、一〇五	一、三九九	八、七一六	一、一〇六
	元利償還額	二、七六六	一、五〇〇	二、八八八	一、四九六	二、七四七	一、四八六	二、五三〇	一、二〇〇	二、五〇〇	一、〇〇五

附記

横濱市 1 國庫貸付金は償還方法未定に付之が計算は一應削除す
2 米賃公債元金差損並利子充當市債(一般會計)の償還元利金は國庫より補給を受くることとして計上す

神戸市 公債償還財源中税充當額調

經濟別	區分	昭和十四年度		昭和十三年度		昭和十二年度		昭和十一年度		昭和十年度	
		市	縣	市	縣	市	縣	市	縣	市	縣
普通經濟	元利償還額	四、八六二	二、八六二	四、九三三	二、六六二	四、六四四	二、九〇三	四、五七二	二、七五二	四、四九二	二、五五七
	十年度豫算計上 税額=對スル比率	二、六六九	二、七六二	二、五七四	二、八四二	二、五〇〇	二、七六〇	二、五八二	二、六六九	二、五五九	二、四三九
水道事業費經濟	元利償還額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	元利償還額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
電氣事業費經濟	元利償還額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	元利償還額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
轉貸關係	元利償還額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	元利償還額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	元利償還額	四、八六二	二、八六二	四、九三三	二、六六二	四、六四四	二、九〇三	四、五七二	二、七五二	四、四九二	二、五五七
	元利償還額	二、六六九	二、七六二	二、五七四	二、八四二	二、五〇〇	二、七六〇	二、五八二	二、六六九	二、五五九	二、四三九

附記

1 神戸市 1 普通經濟中に高架鐵道分擔金充當債を計上す
2 十年度豫算計上市税額は縣費負擔金を控除し計算す
2 兵庫縣 1 連帯債の償還財源として充當せらるべき縣税額には市郡分賦金を計上す
2 縣税總額には郡部縣税額の外市郡分賦金額を含む

名古屋市長古屋市 愛知縣 公債償還財源中稅充當額調

經濟別	區分	昭和十四年度		昭和十三年度		昭和十二年度		昭和十一年度		昭和十年度	
		市	縣	市	縣	市	縣	市	縣	市	縣
普通經濟	元利償還額	三、四〇〇	三、四〇〇	三、九四六	三、九四六	二、九八九	二、九八九	二、三〇〇	二、三〇〇	二、二〇三	二、二〇三
	稅充當額	二、六三三	二、六三三	二、四九六	二、四九六	二、〇三九	二、〇三九	一、六三三	一、六三三	一、八七〇	一、八七〇
稅額=對スル比率		三%	三%	三%	三%	六%	六%	三%	三%	五%	五%
水道事業費經濟	元利償還額	一、六六三	一、六六三	一、五五〇	一、五五〇	一、三三七	一、三三七	一、三六六	一、三六六	一、二三三	一、二三三
電氣事業費經濟	元利償還額	一、三三三	一、三三三	一、一五五	一、一五五	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
轉貸關係	元利償還額	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
合計	元利償還額	五、〇六六	五、〇六六	四、六四三	四、六四三	四、〇八八	四、〇八八	三、六〇六	三、六〇六	三、三三七	三、三三七
稅充當額		二、七六二	二、七六二	二、四九六	二、四九六	二、〇三九	二、〇三九	一、六三三	一、六三三	一、八七〇	一、八七〇

第七表

府縣稅課率狀況 (昭和十年度)

稅目	課率標準	制限率	全國平均	最高率	最低率	東京府	京都府	大阪府	神奈川縣	兵庫縣	愛知縣
地租附加稅	本稅 一圓=付	八二〇厘	一、三二五厘 (一〇〇)	一、六九五厘 (一三七)	五六〇厘 (四二)	一、〇四四厘 (七八)	六五〇厘 (四九)	六五〇厘 (四九)	八六四厘 (九五)	五六六厘 (四二)	九二九厘 (七〇)
營業收益稅附加稅	本稅 一圓=付	四六五	七一九 (一〇〇)	八〇七 (一一三)	四六五 (六四)	六六四 (九二)	四六五 (六四)	六四二 (八九)	六四二 (八九)	四六五 (六四)	七三二 (一〇〇)
所得稅附加稅	本稅 一圓=付	二四〇	三七一 (一〇〇)	四一七 (一一三)	二四〇 (六四)	三四三 (九二)	二四〇 (六四)	三三二 (八九)	二四〇 (六四)	二四〇 (六四)	三七八 (一〇〇)
家屋稅	賃貸價格 一圓=付		四二 (一〇〇)	一八三 (四三六)	六 (一五)	六 (一五)	二八・六〇 (六八)	一〇・九〇 (二五)	二七・〇〇 (六四)	三三・二八 (七九)	二二・二八 (五九)

附記 1 括弧内は全國平均を一〇〇として算出したる指數
2 都市計畫稅は含まず
3 下表は暫定率を示す

稅目	東京府	京都府	大阪府	神奈川縣	兵庫縣	愛知縣
地租附加稅	五六〇厘	七三〇厘	六五〇厘	六五〇厘	五六六厘	五九〇厘

市税並府税課率比較

東京市

税目	課税標準	制限率	昭和十年			昭和九年			昭和八年			昭和七年			昭和六年			昭和五年			昭和四年		
			計	府税	市税	計	府税	市税	計	府税	市税	計	府税	市税	計	府税	市税	計	府税	市税	計	府税	市税
地租 附加税	本税一 圓二付	(暫定率) ・五〇	計	府税	市税	・五〇	・五〇	・五〇	・五〇	・五〇	・五〇	・五〇	・五〇	・五〇	・五〇	・五〇	・五〇	・五〇	・五〇	・五〇	・五〇	・五〇	・五〇
						其ノ他地	都市計畫	其ノ他地	都市計畫	其ノ他地	都市計畫	其ノ他地	都市計畫	其ノ他地	都市計畫	其ノ他地	都市計畫	其ノ他地	都市計畫	其ノ他地	都市計畫	其ノ他地	都市計畫
所得税 附加税	本税一 圓二付	(暫定率) ・七〇	計	府税	市税	・二四〇	・二四〇	・二四〇	・二四〇	・二四〇	・二四〇	・二四〇	・二四〇	・二四〇	・二四〇	・二四〇	・二四〇	・二四〇	・二四〇	・二四〇	・二四〇	・二四〇	・二四〇
						普通	都市計畫	普通	都市計畫	普通	都市計畫	普通	都市計畫	普通	都市計畫	普通	都市計畫	普通	都市計畫	普通	都市計畫	普通	都市計畫
營業收益 附加税	本税一 圓二付	(暫定率) ・六〇	計	府税	市税	・四六五	・四六五	・四六五	・四六五	・四六五	・四六五	・四六五	・四六五	・四六五	・四六五	・四六五	・四六五	・四六五	・四六五	・四六五	・四六五	・四六五	・四六五
						普通	都市計畫	普通	都市計畫	普通	都市計畫	普通	都市計畫	普通	都市計畫	普通	都市計畫	普通	都市計畫	普通	都市計畫	普通	都市計畫

家屋税 附加税	貨賃 格百圓	昭和十年			昭和九年			昭和八年			昭和七年			昭和六年			昭和五年			昭和四年			
		計	府税	市税	計	府税	市税	計	府税	市税	計	府税	市税	計	府税	市税	計	府税	市税	計	府税	市税	
家屋税 附加税	貨賃 格百圓	計	府税	市税	・二七九	・二七九	・二七九	・二七九	・二七九	・二七九	・二七九	・二七九	・二七九	・二七九	・二七九	・二七九	・二七九	・二七九	・二七九	・二七九	・二七九	・二七九	・二七九
					普通	都市計畫	普通	都市計畫	普通	都市計畫	普通	都市計畫	普通	都市計畫	普通	都市計畫	普通	都市計畫	普通	都市計畫	普通	都市計畫	普通

附記 1 區に屬する左記市税は含まず

(イ) 地租附加税——昭和十年度課率 四五〇

(ロ) 家屋附加税——昭和十年度課率 一・二〇四

2 地租附加税制限暫定率は昭和十年度分とす

市税並府税課率比較

京都市

税目	課税標準	制限率	昭和十年			昭和九年			昭和八年			昭和七年			昭和六年			昭和五年			昭和四年		
			計	府税	市税	計	府税	市税	計	府税	市税	計	府税	市税	計	府税	市税	計	府税	市税	計	府税	市税
地租 附加税	本税一 圓二付	(暫定率) ・七〇	計	府税	市税	・七七	・七七	・七七	・七七	・七七	・七七	・七七	・七七	・七七	・七七	・七七	・七七	・七七	・七七	・七七	・七七	・七七	・七七
						其ノ他地	都市計畫	其ノ他地	都市計畫	其ノ他地	都市計畫	其ノ他地	都市計畫	其ノ他地	都市計畫	其ノ他地	都市計畫	其ノ他地	都市計畫	其ノ他地	都市計畫	其ノ他地	都市計畫
所得税 附加税	本税一 圓二付	(暫定率) ・七〇	計	府税	市税	・一〇四	・一〇四	・一〇四	・一〇四	・一〇四	・一〇四	・一〇四	・一〇四	・一〇四	・一〇四	・一〇四	・一〇四	・一〇四	・一〇四	・一〇四	・一〇四	・一〇四	・一〇四
						普通	都市計畫	普通	都市計畫	普通	都市計畫	普通	都市計畫	普通	都市計畫	普通	都市計畫	普通	都市計畫	普通	都市計畫	普通	都市計畫

市税並縣稅課率比較

横濱市

税目	課税標準	制限率	別税	區別	昭和十年		昭和九年		昭和八年		昭和七年		昭和六年		昭和五年		昭和四年	
					市税	縣稅	市税	縣稅	市税	縣稅	市税	縣稅	市税	縣稅	市税	縣稅	市税	縣稅
地租	本稅一圓二付	暫定率 四〇〇	宅地 其ノ他	宅地 其ノ他	八三三	八二〇	八二〇	八二〇	七五五	七五五	六六六	六六六	六六六	六六六	六六六	六六六	六六六	六六六
					八三三	八二〇	八二〇	八二〇	七五五	七五五	六六六	六六六	六六六	六六六	六六六	六六六	六六六	六六六
附加稅	本稅一圓二付	暫定率 五〇〇	宅地 其ノ他	宅地 其ノ他	八六四	七五五	七五五	七五五	六六四	六六四	五七〇	五七〇	四六九	四六九	四六九	四六九	四六九	四六九
					八六四	七五五	七五五	七五五	六六四	六六四	五七〇	五七〇	四六九	四六九	四六九	四六九	四六九	四六九
營業收益附加稅	本稅一圓二付	六〇〇	普通	普通	九九〇	九九〇	九九〇	九九〇	九〇〇	九〇〇	九〇〇	九〇〇	九〇〇	九〇〇	九〇〇	九〇〇	九〇〇	九〇〇
					九九〇	九九〇	九九〇	九九〇	九〇〇	九〇〇	九〇〇	九〇〇	九〇〇	九〇〇	九〇〇	九〇〇	九〇〇	九〇〇
所得稅附加稅	本稅一圓二付	二四〇	普通	普通	二七〇	二七〇	二七〇	二七〇	二七〇	二七〇	二七〇	二七〇	二七〇	二七〇	二七〇	二七〇	二七〇	二七〇
					二七〇	二七〇	二七〇	二七〇	二七〇	二七〇	二七〇	二七〇	二七〇	二七〇	二七〇	二七〇	二七〇	二七〇
計	計	計	計	計	一八八六	一八八六	一八八六	一八八六	一八四三	一八四三	一八七九	一八七九	一七四五	一七四五	一七〇八	一七〇八	一六九二	一六九二
					一八八六	一八八六	一八八六	一八八六	一八四三	一八四三	一八七九	一八七九	一七四五	一七四五	一七〇八	一七〇八	一六九二	一六九二

家屋稅附加稅	貨價 格百圓 ニ付	市稅 普通	縣稅 普通	昭和十年		昭和九年		昭和八年		昭和七年		昭和六年		昭和五年		昭和四年	
				市稅	縣稅	市稅	縣稅	市稅	縣稅	市稅	縣稅	市稅	縣稅	市稅	縣稅	市稅	縣稅
		六・六五	二・九〇	六・六五	二・七〇	六・六五	二・七〇	六・六五	二・七〇	六・三五	二・七〇	六・八一	二・七三	四・九九	二・〇九	四・九九	二・〇九
		九・三五	九・三五	九・三五	九・三五	九・三五	九・三五	九・三五	九・三五	九・四五	九・五六	九・五六	七・〇八	七・〇八	七・〇八	七・〇八	七・〇八

附記 1 昭和四年度は左記神奈川縣配當額により賦課す

(1) 縣
現住戶數 一戸に付 壹圓六拾八錢七厘參毛
宅地地價 一圓に付 壹錢八厘八毛壹糸
配當額 五二一、九四五圓六六

(口) 市、本稅壹圓に付 貳圓參拾六錢

2 地租附加稅制限暫定率は昭和十年度分とす

市税並縣稅課率比較

神戸市

税目	課税標準	制限率	別税	區別	昭和十年		昭和九年		昭和八年		昭和七年		昭和六年		昭和五年		昭和四年	
					市税	縣稅	市税	縣稅	市税	縣稅	市税	縣稅	市税	縣稅	市税	縣稅	市税	縣稅
地租	本稅一圓二付	暫定率 四〇〇	宅地 其ノ他	宅地 其ノ他	一四一六	一四一六	一四一六	一四一六	一〇一六	一〇一六	九一〇	九一〇	一四四六	一四四六	一四一六	一四一六	一四一六	一四一六
					一四一六	一四一六	一四一六	一四一六	一〇一六	一〇一六	九一〇	九一〇	一四四六	一四四六	一四一六	一四一六	一四一六	一四一六
附加稅	本稅一圓二付	暫定率 五〇〇	宅地 其ノ他	宅地 其ノ他	一五〇六	一三五六	一三五六	一三五六	一〇九六	一〇九六	九九〇	九九〇	一三四六	一三四六	一三〇〇	一三〇〇	一三〇〇	一三〇〇
					一五〇六	一三五六	一三五六	一三五六	一〇九六	一〇九六	九九〇	九九〇	一三四六	一三四六	一三〇〇	一三〇〇	一三〇〇	一三〇〇
計	計	計	計	計	一五〇六	一三五六	一三五六	一三五六	一〇九六	一〇九六	九九〇	九九〇	一三四六	一三四六	一三〇〇	一三〇〇	一三〇〇	一三〇〇
					一五〇六	一三五六	一三五六	一三五六	一〇九六	一〇九六	九九〇	九九〇	一三四六	一三四六	一三〇〇	一三〇〇	一三〇〇	一三〇〇

附加稅	家屋稅	所得稅	營業稅	
			附加稅	本稅
格百圓	貨價	本稅一圓	本稅一圓	本稅一圓
計	市稅 普通	計	市稅 普通	計
九・九六〇	九・〇〇〇	・四三〇	・四三〇	一・五七〇
九・六四〇	九・〇〇〇	・四三〇	・四三〇	一・五七〇
九・六四〇	九・〇〇〇	・三九八	・三九八	一・四四四
九・六四〇	九・〇〇〇	・三九〇	・三九〇	一・三三〇
九・三七一	九・〇〇〇	・四三三	・四三三	一・三三九
九・三七一	九・〇〇〇	・三八〇	・三八〇	一・〇〇〇
七・〇〇〇	六・七〇〇	・三六〇	・三六〇	一・〇〇〇

附記 地租附加稅制限暫定率は昭和十年度分とす

市稅並縣稅課稅率比較

名古屋市

附加稅	地租	稅目	課稅標準	
			本稅一圓	暫定率
格百圓	本稅一圓	別稅	區別	昭和十年
計	市稅 普通	宅地	宅地	宅地
九・九六〇	九・〇〇〇	・八二六	・八二六	・八二六
九・六四〇	九・〇〇〇	・〇九〇	・〇九〇	・〇九〇
九・六四〇	九・〇〇〇	・六九三	・六九三	・六九三
九・六四〇	九・〇〇〇	・四九三	・四九三	・四九三
九・三七一	九・〇〇〇	・四七八	・四七八	・四七八
九・三七一	九・〇〇〇	・二二八	・二二八	・二二八
七・〇〇〇	六・七〇〇	・二二五	・二二五	・二二五
七・〇〇〇	六・七〇〇	・二〇七	・二〇七	・二〇七
七・〇〇〇	六・七〇〇	・一三六	・一三六	・一三六

附加稅	家屋稅	所得稅	營業稅	
			附加稅	本稅
格百圓	貨價	本稅一圓	本稅一圓	本稅一圓
計	市稅 普通	計	市稅 普通	計
七・二五二	一・二一〇	・五八	・五八	二・〇九六
七・二五二	一・二一〇	・五八	・五八	二・〇九二
六・九六	一・二一〇	・五八	・五八	二・〇八八
六・九六	一・二一〇	・五八	・五八	二・〇八八
七・〇〇八	一・二三五	・四九七	・四九七	一・九六六
七・〇〇八	一・二三五	・四九七	・四九七	一・九六六
五・八〇一	一・〇九五	・四七	・四七	一・八五

附記 地租附加稅制限暫定率は昭和十年度分とす

大正十五年及昭和六年税制整理前後に於ける地方税額

市税額

東京市

改正税目	昭和七年		昭和六年		昭和五年		昭和四年		昭和三年		昭和二年		大正十五年		大正十四年	
	千円	百円	千円	百円	千円	百円	千円	百円	千円	百円	千円	百円	千円	百円	千円	百円
地租	2,484		1,626		1,675		1,435		1,040		1,045		1,051		1,056	
營業收益税	1,875		1,786		2,144		3,255		2,655		3,755		6,397		6,183	
所得税	4,034		3,980		5,002		3,733		3,422		3,594		3,481		3,551	
營業收益税附加	844		770		977		1,148		1,000		1,266		1,077		1,076	
所得税附加	5,036		3,693		4,026		3,331		2,899		2,426		1,995		1,855	
營業收益税附加	4,048		2,923		3,047		3,440		2,498		2,455		2,553		2,499	
營業收益税附加	1,726		1,556		1,568		1,644		3,120		3,037		1,944		1,977	
營業收益税附加	8,376		7,488		7,814		7,559		4,661		4,046		3,526		4,239	
其他市税	3,891		2,377		2,279		2,599		2,136		1,978		1,763		1,865	
區屬市税	3,891		2,377		2,279		2,599		2,136		1,978		1,763		1,865	
合計	33,477		26,039		26,556		27,655		23,655		23,565		23,849		23,779	
増減指数	100		110		110		115		100		99		101		100	

大正十五年及昭和六年税制整理前後に於ける地方税額

市税額

京都市

改正税目	昭和七年		昭和六年		昭和五年		昭和四年		昭和三年		昭和二年		大正十五年		大正十四年	
	千円	百円	千円	百円	千円	百円	千円	百円	千円	百円	千円	百円	千円	百円	千円	百円
地租	4,884		3,933		3,444		3,755		3,577		3,422		3,422		3,422	
營業收益税	1,588		1,555		2,015		2,141		2,226		2,086		2,046		2,046	
所得税	3,488		3,379		1,245		1,504		1,356		947		655		681	
營業收益税附加	1,588		1,555		2,015		2,141		2,226		2,086		2,046		2,046	
所得税附加	1,620		1,577		440		555		502		464		333		354	
營業收益税附加	1,620		1,577		440		555		502		464		333		354	
營業收益税附加	1,450		1,457		1,749		1,289		1,289		1,289		1,289		1,289	
營業收益税附加	1,450		1,457		1,749		1,289		1,289		1,289		1,289		1,289	
其他市税	88		1,091		1,183		97		63		48		58		63	
合計	7,566		7,655		9,955		10,881		9,966		8,820		8,842		8,776	
増減指数	100		101		131		143		131		112		113		100	

附記 昭和五年度以前には三部制施行の爲府費分賦金を包含す

大正十五年及昭和六年税制整理前後に於ける地方税額

市税額

大阪市

改正税目	昭和七年		昭和六年		昭和五年		昭和四年		昭和三年		昭和二年		大正十五年		大正十四年	
	千円	百円	千円	百円	千円	百円	千円	百円	千円	百円	千円	百円	千円	百円	千円	百円
地租	1,180		1,174		1,180		885		877		600		540		553	
營業收益税	3,175		3,562		4,284		4,133		2,422		1,744		4,340		4,623	
所得税	1,755		1,848		2,452		2,390		1,944		1,734		1,962		2,195	
營業收益税附加	1,755		1,848		2,452		2,390		1,944		1,734		1,962		2,195	
所得税附加	3,510		3,692		4,904		4,780		3,888		3,468		3,924		4,387	
營業收益税附加	3,510		3,692		4,904		4,780		3,888		3,468		3,924		4,387	
營業收益税附加	1,440		1,440		1,440		1,440		1,440		1,440		1,440		1,440	
營業收益税附加	1,440		1,440		1,440		1,440		1,440		1,440		1,440		1,440	
其他市税	840		840		840		840		840		840		840		840	
合計	8,440		8,530		10,456		10,881		9,966		8,820		8,842		8,776	
増減指数	100		101		123		128		118		104		103		100	

増減指数	合計	昭和四年度以降過年度市税は各税目に合算す			
		昭和四年度	昭和五年度	昭和六年度	昭和七年度
100	三、七五	一、〇八	一、〇八	一、〇八	一、〇八
101	三、八二	一、一五	一、一五	一、一五	一、一五
102	三、八九	一、二二	一、二二	一、二二	一、二二
103	三、九六	一、二九	一、二九	一、二九	一、二九
104	四、〇三	一、三六	一、三六	一、三六	一、三六
105	四、一〇	一、四三	一、四三	一、四三	一、四三
106	四、一七	一、五〇	一、五〇	一、五〇	一、五〇
107	四、二四	一、五七	一、五七	一、五七	一、五七
108	四、三一	一、六四	一、六四	一、六四	一、六四
109	四、三八	一、七一	一、七一	一、七一	一、七一
110	四、四五	一、七八	一、七八	一、七八	一、七八
111	四、五二	一、八五	一、八五	一、八五	一、八五
112	四、五九	一九二	一九二	一九二	一九二
113	四、六六	一九九	一九九	一九九	一九九
114	四、七三	二〇六	二〇六	二〇六	二〇六
115	四、八〇	二一三	二一三	二一三	二一三
116	四、八七	二二〇	二二〇	二二〇	二二〇
117	四、九四	二二七	二二七	二二七	二二七
118	五、〇一	二三四	二三四	二三四	二三四
119	五、〇八	二四一	二四一	二四一	二四一
120	五、一五	二四八	二四八	二四八	二四八
121	五、二二	二五五	二五五	二五五	二五五
122	五、二九	二六二	二六二	二六二	二六二
123	五、三六	二六九	二六九	二六九	二六九
124	五、四三	二七六	二七六	二七六	二七六
125	五、五〇	二八三	二八三	二八三	二八三
126	五、五七	二九〇	二九〇	二九〇	二九〇
127	五、六四	二九七	二九七	二九七	二九七
128	五、七一	三〇四	三〇四	三〇四	三〇四
129	五、七八	三一〇	三一〇	三一〇	三一〇
130	五、八五	三一七	三一七	三一七	三一七
131	五、九二	三二四	三二四	三二四	三二四
132	五、九九	三三一	三三一	三三一	三三一
133	六、〇六	三三八	三三八	三三八	三三八
134	六、一三	三四五	三四五	三四五	三四五
135	六、二〇	三六二	三六二	三六二	三六二
136	六、二七	三六九	三六九	三六九	三六九
137	六、三四	三七六	三七六	三七六	三七六
138	六、四一	三八三	三八三	三八三	三八三
139	六、四八	三九〇	三九〇	三九〇	三九〇
140	六、五五	三九七	三九七	三九七	三九七
141	六、六二	四〇四	四〇四	四〇四	四〇四
142	六、六九	四一一	四一一	四一一	四一一
143	六、七六	四一八	四一八	四一八	四一八
144	六、八三	四二五	四二五	四二五	四二五
145	六、九〇	四三二	四三二	四三二	四三二
146	六、九七	四三九	四三九	四三九	四三九
147	七、〇四	四四六	四四六	四四六	四四六
148	七、一一	四五三	四五三	四五三	四五三
149	七、一八	四六〇	四六〇	四六〇	四六〇
150	七、二五	四六七	四六七	四六七	四六七
151	七、三二	四七四	四七四	四七四	四七四
152	七、三九	四八一	四八一	四八一	四八一
153	七、四六	四八八	四八八	四八八	四八八
154	七、五三	四九五	四九五	四九五	四九五
155	七、六〇	四九二	四九二	四九二	四九二
156	七、六七	四九九	四九九	四九九	四九九
157	七、七四	五〇六	五〇六	五〇六	五〇六
158	七、八一	五一三	五一三	五一三	五一三
159	七、八八	五二〇	五二〇	五二〇	五二〇
160	七、九五	五二七	五二七	五二七	五二七
161	七、〇二	五三四	五三四	五三四	五三四
162	七、〇九	五四一	五四一	五四一	五四一
163	七、一六	五四八	五四八	五四八	五四八
164	七、二三	五五五	五五五	五五五	五五五
165	七、三〇	五六二	五六二	五六二	五六二
166	七、三七	五六九	五六九	五六九	五六九
167	七、四四	五七六	五七六	五七六	五七六
168	七、五一	五八三	五八三	五八三	五八三
169	七、五八	五九〇	五九〇	五九〇	五九〇
170	七、六五	五九七	五九七	五九七	五九七
171	七、七二	六〇四	六〇四	六〇四	六〇四
172	七、七九	六一一	六一一	六一一	六一一
173	七、八六	六一八	六一八	六一八	六一八
174	七、九三	六二五	六二五	六二五	六二五
175	八、〇〇	六三二	六三二	六三二	六三二
176	八、〇七	六三九	六三九	六三九	六三九
177	八、一四	六四六	六四六	六四六	六四六
178	八、二一	六五三	六五三	六五三	六五三
179	八、二八	六六〇	六六〇	六六〇	六六〇
180	八、三五	六六七	六六七	六六七	六六七
181	八、四二	六七四	六七四	六七四	六七四
182	八、四九	六八一	六八一	六八一	六八一
183	八、五六	六八八	六八八	六八八	六八八
184	八、六三	六九五	六九五	六九五	六九五
185	八、七〇	六九二	六九二	六九二	六九二
186	八、七七	六九九	六九九	六九九	六九九
187	八、八四	七〇六	七〇六	七〇六	七〇六
188	八、九一	七一三	七一三	七一三	七一三
189	八、九八	七二〇	七二〇	七二〇	七二〇
190	九、〇五	七二七	七二七	七二七	七二七
191	九、一二	七三四	七三四	七三四	七三四
192	九、一九	七四一	七四一	七四一	七四一
193	九、二六	七四八	七四八	七四八	七四八
194	九、三三	七五五	七五五	七五五	七五五
195	九、四〇	七六二	七六二	七六二	七六二
196	九、四七	七六九	七六九	七六九	七六九
197	九、五四	七七六	七七六	七七六	七七六
198	九、六一	七八三	七八三	七八三	七八三
199	九、六八	七八〇	七八〇	七八〇	七八〇
200	九、七五	七八七	七八七	七八七	七八七

大正十五年及昭和六年税制整理前後に於ける地方税額

市税額

横濱市

増減指数	合計	昭和四年度以降過年度市税は各税目に合算す			
		昭和四年度	昭和五年度	昭和六年度	昭和七年度
100	三、八六	一、〇八	一、〇八	一、〇八	一、〇八
101	三、九三	一、一五	一、一五	一、一五	一、一五
102	四、〇〇	一、二二	一、二二	一、二二	一、二二
103	四、〇七	一、二九	一、二九	一、二九	一、二九
104	四、一四	一、三六	一、三六	一、三六	一、三六
105	四、二一	一、四三	一、四三	一、四三	一、四三
106	四、二八	一、五〇	一、五〇	一、五〇	一、五〇
107	四、三五	一、五七	一、五七	一、五七	一、五七
108	四、四二	一、六四	一、六四	一、六四	一、六四
109	四、四九	一、七一	一、七一	一、七一	一、七一
110	四、五六	一、七八	一、七八	一、七八	一、七八
111	四、六三	一、八五	一、八五	一、八五	一、八五
112	四、七〇	一九二	一九二	一九二	一九二
113	四、七七	一九九	一九九	一九九	一九九
114	四、八四	二〇六	二〇六	二〇六	二〇六
115	四、九一	二一三	二一三	二一三	二一三
116	四、九八	二二〇	二二〇	二二〇	二二〇
117	五、〇五	二二七	二二七	二二七	二二七
118	五、一二	二三四	二三四	二三四	二三四
119	五、一九	二四一	二四一	二四一	二四一
120	五、二六	二四八	二四八	二四八	二四八
121	五、三三	二五五	二五五	二五五	二五五
122	五、四〇	二六二	二六二	二六二	二六二
123	五、四七	二六九	二六九	二六九	二六九
124	五、五四	二七六	二七六	二七六	二七六
125	五、六一	二八三	二八三	二八三	二八三
126	五、六八	二九〇	二九〇	二九〇	二九〇
127	五、七五	二九七	二九七	二九七	二九七
128	五、八二	三〇四	三〇四	三〇四	三〇四
129	五、八九	三一〇	三一〇	三一〇	三一〇
130	五、九六	三一七	三一七	三一七	三一七
131	六、〇三	三二四	三二四	三二四	三二四
132	六、一〇	三三一	三三一	三三一	三三一
133	六、一七	三三八	三三八	三三八	三三八
134	六、二四	三四五	三四五	三四五	三四五
135	六、三一	三六二	三六二	三六二	三六二
136	六、三八	三六九	三六九	三六九	三六九
137	六、四五	三七六	三七六	三七六	三七六
138	六、五二	三八三	三八三	三八三	三八三
139	六、五九	三九〇	三九〇	三九〇	三九〇
140	六、六六	三九七	三九七	三九七	三九七
141	六、七三	四〇四	四〇四	四〇四	四〇四
142	六、八〇	四一一	四一一	四一一	四一一
143	六、八七	四一八	四一八	四一八	四一八
144	六、九四	四二五	四二五	四二五	四二五
145	七、〇一	四三二	四三二	四三二	四三二
146	七、〇八	四三九	四三九	四三九	四三九
147	七、一五	四四六	四四六	四四六	四四六
148	七、二二	四五三	四五三	四五三	四五三
149	七、二九	四六〇	四六〇	四六〇	四六〇
150	七、三六	四六七	四六七	四六七	四六七
151	七、四三	四七四	四七四	四七四	四七四
152	七、五〇	四八一	四八一	四八一	四八一
153	七、五七	四八八	四八八	四八八	四八八
154	七、六四	四九五	四九五	四九五	四九五
155	七、七一	四九二	四九二	四九二	四九二
156	七、七八	四九九	四九九	四九九	四九九
157	七、八五	五〇六	五〇六	五〇六	五〇六
158	七、九二	五一三	五一三	五一三	五一三
159	七、九九	五二〇	五二〇	五二〇	五二〇
160	八、〇六	五二七	五二七	五二七	五二七
161	八、一三	五三四	五三四	五三四	五三四
162	八、二〇	五四一	五四一	五四一	五四一
163	八、二七	五四八	五四八	五四八	五四八
164	八、三四	五五五	五五五	五五五	五五五
165	八、四一	五六二	五六二	五六二	五六二
166	八、四八	五六九	五六九	五六九	五六九
167	八、五五	五七六	五七六	五七六	五七六
168	八、六二	五八三	五八三	五八三	五八三
169	八、六九	五九〇	五九〇	五九〇	五九〇
170	八、七六	五九七	五九七	五九七	五九七
171	八、八三	六〇四	六〇四	六〇四	六〇四
172	八、九〇	六一一	六一一	六一一	六一一
173	八、九七	六一八	六一八	六一八	六一八
174	九、〇四	六二五	六二五	六二五	六二五
175	九、一一	六三二	六三二	六三二	六三二
176	九、一八	六三九	六三九	六三九	六三九
177	九、二五	六四六	六四六	六四六	六四六
178	九、三二	六五三	六五三	六五三	六五三
179	九、三九	六六〇	六六〇	六六〇	六六〇
180	九、四六	六六七	六六七	六六七	六六七
181	九、五三	六七四	六七四	六七四	六七四
182	九、六〇	六八一	六八一	六八一	六八一
183	九、六七	六八八	六八八	六八八	六八八
184	九、七四	六九五	六九五	六九五	六九五
185	九、八一	六九二	六九二	六九二	六九二
186	九、八八	六九九	六九九	六九九	六九九
187	九、九五	七〇六	七〇六	七〇六	七〇六
188	九、〇二	七一三	七一三	七一三	七一三
189	九、〇九	七二〇	七二〇	七二〇	七二〇
190	九、一六	七二七	七二七	七二七	七二七
191	九、二三	七三四			

大正十五年及昭和六年税制整理前後に於ける地方税額

市税額

名古屋市

改正税目	昭和七年	昭和六年	昭和五年	昭和四年	昭和三年	昭和二年	大正十五年 昭和元年	大正十四年
地租附加税	四六三	三六六	三七四	三七二	三七四	三七五	三〇〇	三〇〇
營業收益税附加税	六四	四二	七	八四九	八七	一〇六	一八四	一七〇
所得税附加税	三三	三三	七	四二	三〇	四三	六	八三
營業税附加税	三三	三三	一五九	一六七	一五	一五九	八三	八三
雜種屋稅附加税	一、三〇	一、二天	一、三六	一、四三	一、四三	一、四〇	一、四七	一、七五
家屋稅附加税	二、二五	二、〇五	二、〇九	二、〇八	二、〇〇	二、二二	一、五三	九六
其他稅	八六	八九	九六	九〇	七六	八〇	一、〇九	八三
合計	七、四四	六、七九	七、八九	七、三九	七、二〇	七、一〇	七、七九	六、六〇
増減指數	一三	一〇三	一〇九	一三	一〇九	一〇七	二六	一〇〇

第十表

大正十五年及昭和六年税制整理前後に於ける地方税額

府税額

東京府

改正税目	昭和七年	昭和六年	昭和五年	昭和四年	昭和三年	昭和二年	大正十五年 昭和元年	大正十四年
地租附加税	二、二四	一、九七	一、六二	一、六九	一、六二	一、六二	一、三六	一、七三
營業收益税附加税	一、八七	一、九四	二、四二	三、三六	二、〇二	三、七〇	四、一七	四、二四
所得税附加税	三、八五	三、九三	四、七九	五、四八	四、七二	三、九七	一、〇五	一、一〇
營業税附加税	八三	一、〇六	一、二九	一、二七	一、二六	一、三九	九九	一、〇〇
雜種屋稅附加税	二、七二	三、四七	三、六二	四、六七	四、八〇	四、〇六	三、六八	三、七六
家屋稅附加税	三、八三	三、八六	四、〇九	四、六二	四、〇七	三、四二	三、八八	三、七〇
其他稅	二七	二七	二六	一〇八	一三	二八	二、七五	二、七三
合計	三、五三	二、四一	二、五二	二、八三	二、五三	三、二一	一九〇	二、〇六
増減指數	一〇四	一七	二四	一三七	二四	一〇三	九六	一〇〇

大正十五年及昭和六年税制整理前後に於ける地方税額

府税額

京都府

改正税目	昭和七年	昭和六年	昭和五年	昭和四年	昭和三年	昭和二年	大正十五年 昭和元年	大正十四年
地租附加税	一、三〇	一、二六	一、二六	一、二六	一、二六	一、二六	一、三三	一、四三

府縣雜種稅整理に因る都市特別稅廢滅事例調

都市別	實施年度	事	例
東 京 市	昭和四年度	市特別稅トシテ賦課セシ不動産取得稅ハ府縣雜種稅中ニ包含セラレシ爲市ニ於テハ之ニ附加稅ヲ賦課スルコト、セリ	其ノ結果都市財政ノ蒙リタル損害 特別稅當時ノ課率ニ相當スル附加稅課率ヲ定メタル爲減收ナシ
大 阪 市	昭和四年度 同 六年度 同 八年度	特別稅步一稅廢止(府縣雜種稅ニ包含サル) 府縣雜種稅廢止(府縣雜種稅ニ包含サル) 特別稅電柱稅廢止(府縣雜種稅ニ包含サル) 府縣雜種稅廢止(府縣雜種稅ニ包含サル) 特別稅商品稅廢止(府縣雜種稅ニ包含サル) 府縣雜種稅廢止(府縣雜種稅ニ包含サル) 特別稅稅券發行稅附加稅トシテ賦課ス	市稅減收トナル 特別稅當時ノ課率ニ相當スル附加稅課率ヲ定メタル爲減收ナシ 同 右
横 濱 市	昭和九年度	市特別稅トシテ賦課セシタンク稅ハ府縣雜種稅中ニ包含セラレシ爲市ニ於テハ之ニ附加稅ヲ賦課スルコト、セリ	特別稅當時ノ課率ニ相當スル附加稅課率ヲ定メタル爲減收ナシ
神 戶 市	該當事項ナシ	該當事項ナシ	
古 屋 市	大正十四年度	市特別稅トシテ賦課セシ遊興稅ハ縣雜種稅中ニ包含セラレシ爲市ニ於テハ之ニ附加稅ヲ賦課スルコト、セリ	特別稅當時ノ課率ニ相當スル附加稅課率ヲ定メタル爲減收ナシ

第十二表

市稅及府縣稅自然增收調

區	分	市		府		縣	
		現年度	過年度	現年度	過年度	現年度	過年度
東 京 市	昭和八年度 同 九年度 同 十年度	△三九六 二、四四四 六、二七八	△二、二七五 六〇一 二、〇〇九	一、六〇六 三、六〇九 三、九四八	五三九 七九三 三七六	二、一四六 四、四〇三 四、三二四	
京 都 市	同 八年度 同 九年度 同 十年度	五六八 四三九 一六〇		六九一 四三四 一二一		六九一 四三四 一二一	
大 阪 市	同 八年度 同 九年度 同 十年度	一、七四四 一、一七三 九二八	三四九 一、六五三 三九七	二、八五九 四、三一九 八一〇		二、八五九 四、三一九 八一〇	
横 濱 市	同 八年度 同 九年度 同 十年度	三八八 三四〇 二五〇		六六二 一、〇七九 三六八		六六二 一、〇七九 三六八	
神 戶 市	同 八年度 同 九年度 同 十年度	一、四四七 一、八九四 一、二八二		三一八 八三三 四四三		三一八 八三三 四四三	
名 古 屋 市	同 八年度 同 九年度 同 十年度	一三七 二七〇 四六五		六二五 八六三 三、五四〇		六二五 八六三 三、五四〇	

附記

321

昭和八、九年度は決算、同十年度は豫算に依る
△印は豫算額に對する決算額の不足を示す
神戸市は縣費分賦を含む

第十三表

東京市公債現在額調

種別	東京市		東京府	
	公債現在高 (昭和十年五月末日現在)	十年度市税額ニ對スル割合 (三八、六七、一〇〇圓)	公債現在高 (昭和十年五月末日現在)	十年度府税額ニ對スル割合 (三三、九〇、四三圓)
普通	九七、〇二〇	九倍六	五九、六七四	四倍一
土木事業費	二四、五九二		一、二五七	
教育費	八、三五四	九倍八	一、六三五	四倍一
産業費	四、七六九		二八、七五九	
保健費	二、〇五八	九倍六	一、六三五	四倍一
社會事業費	二〇一、九八一		二八、七五九	
震災復興事業費	三六、三〇七	九倍六	二八、七五九	四倍一
風水害事業費	三六、三〇七		二八、七五九	
其他	三六、三〇七	九倍六	二八、七五九	四倍一
小計	三七五、〇八三		九一、三二六	
公企業經濟	二〇六、四九九	九倍八	九一、三二六	四倍一
電氣軌道事業費	二〇六、四九九		九一、三二六	
電氣供給事業費	四一、三一六	九倍八	九一、三二六	四倍一
乘合自動車事業費	六、八二六		九一、三二六	
水道事業費	一一一、九八〇	九倍八	九一、三二六	四倍一
瓦斯事業費	一一一、九八〇		九一、三二六	
小計	三七六、六二二	九一、三二六	九一、三二六	
合計	七五一、七〇六	一九倍四	九一、三二六	四倍一

附記 前表の外轉貸關係分
東京市 四一、一三七千圓
東京府 三四、九二七千圓

京都市公債現在額調

種別	京都市		京都府	
	公債現在高 (昭和十年十月末日現在)	十年度市税額ニ對スル割合 (五、七五、六三圓)	公債現在高 (昭和十年六月末日現在)	十年度府税額ニ對スル割合 (八、〇六、四三圓)
普通	七、六四二	四倍九	九、五一八	一倍六
土木事業費	九、二九三		八〇八	
教育費	三、〇五五	四倍九	七一	一倍六
産業費	八一九		一一、五〇七	
保健費	七、三八三	四倍九	一一、五〇七	一倍六
社會事業費	七、三八三		一一、五〇七	
震災復興事業費	二八、一九四	四倍九	一一、五〇七	一倍六
風水害事業費	二八、一九四		一一、五〇七	
其他	二八、一九四	四倍九	一一、五〇七	一倍六
小計	二八、一九四		一一、五〇七	
公企業經濟	六、五一七	四倍九	一一、五〇七	一倍六
電氣軌道事業費	六、五一七		一一、五〇七	
電氣供給事業費	二、六九四	四倍九	一一、五〇七	一倍六
乘合自動車事業費	四、六四三		一一、五〇七	
水道事業費	四、六四三	四倍九	一一、五〇七	一倍六
瓦斯事業費	四、六四三		一一、五〇七	
小計	一三、八五五	二倍四	一一、五〇七	一倍六
合計	四二、〇四九	七倍三	一一、九四三	一倍六

附記 前表の外轉貸關係分
京都市 二八、一五四千圓
京都府 一、七七八千圓

大阪府市公債現在額調

種別	大阪府市		公債現在額 (昭和十年五月末日現在)
	市	府	
普通	一五六、六五七	六、三一五	十年度府税額ニ對スル割合 (三七九、九六圓)
土木事業費	二四、四一五	二、六五六	
教育費	一四、九六二	一、五四九	十年度市税額ニ對スル割合 (三、七三、七〇圓)
産業費	二六、六六三	三、六四	
保健費	七、五四六	八、〇一八	公債現在額 (昭和十年五月末日現在)
社會事業費	八、一七四	七、〇六五	
復興事業費	四、九八六		公債現在高 (昭和十年五月末日現在)
風害事業費			
水害事業費			公債現在高 (昭和十年五月末日現在)
復舊事業費			
其他			十年度府税額ニ對スル割合 (三七九、九六圓)
小計	二四三、四〇六	二五、九六八	
公企業經濟	九九、三八九		十年度府税額ニ對スル割合 (三七九、九六圓)
電氣軌道事業費	一〇六、八六三		
電氣供給事業費	二、三八三		十年度市税額ニ對スル割合 (三、七三、七〇圓)
乘合自動車事業費	二七、七六四		
水道事業費	三、七二五		公債現在高 (昭和十年五月末日現在)
風害事業費			
復舊事業費			公債現在高 (昭和十年五月末日現在)
其他			
小計	二四〇、一二六	二五、九六八	十年度府税額ニ對スル割合 (三七九、九六圓)
合計	四八三、五三二	二五、九六八	

附記 前表の外轉貸關係分

大阪府 二、三三、七千圓
大阪府 七、一四、七千圓

横濱市神奈川縣市公債現在額調

種別	横濱市		公債現在高 (昭和十年五月末日現在)
	市	縣	
普通	二二三、七二五	五、六二〇	十年度府税額ニ對スル割合 (六、六〇、八四圓)
土木事業費	二、五三三	三、九六一	
教育費	二〇九	四二五	十年度市税額ニ對スル割合 (四、七三、八二圓)
産業費	一、九四一	六〇四	
保健費	三、六一五	二四、一六六	公債現在高 (昭和十年五月末日現在)
社會事業費	四六、二二四	一、〇四九	
復興事業費			公債現在高 (昭和十年五月末日現在)
風害事業費			
水害事業費			十年度府税額ニ對スル割合 (六、六〇、八四圓)
復舊事業費			
其他			公債現在高 (昭和十年五月末日現在)
小計	一一〇、五八一	三五、八二七	
公企業經濟	二八、二一九		十年度府税額ニ對スル割合 (六、六〇、八四圓)
電氣軌道事業費	二四〇		
電氣供給事業費	一四、二〇三		十年度市税額ニ對スル割合 (四、七三、八二圓)
乘合自動車事業費	五、四四一		
水道事業費			公債現在高 (昭和十年五月末日現在)
瓦斯事業費			
小計	四八、一〇四	五、二九三	十年度府税額ニ對スル割合 (六、六〇、八四圓)
合計	一五八、六八五	四一、一二一	

附記 前表の外轉貸關係分

横濱市 一一、〇九、六千圓
神奈川縣 二四、七〇、二千圓

兵庫縣市公債現在額調

種別	神戸市		兵庫縣	
	公債現在高 (昭和十年五月末日現在)	十年度市稅額ニ對スル割合 (六、四四、六六四)	公債現在高 (昭和十年三月末日現在)	十年度縣稅額ニ對スル割合 (二〇、六三、〇〇四) (縣稅額ニハ市、郡分賦ヲ含ム)
普通經濟	三四、五六八		一六、〇九四	
土木事業費	一二、四〇六		二五〇	
教育費	七、三六一		三七	
保健費	一、〇八三		九六三	
社會事業費	五、二二五		七九五	
震災復興事業費			二五〇	
復舊事業費	四〇〇		三、七五三	
風水害事業費	一七一		七八	
其他				
小計	六一、二一七	九倍五	二二、二二二	一倍一
公企業經濟				
電氣軌道事業費	三三、三六〇		一、一九五	
電氣供給事業費				
乘合自動車事業費	一一、三八一			
水道事業費				
瓦斯事業費				
小計	四四、七四一	六倍九	一、一九五	〇倍一
合計	一〇五、九五八	一六倍四	二三、四一七	一倍二

附記 前表の外轉貸關係分

〔神戸市 一、〇七三、千圓
兵庫縣 一、九〇五、千圓〕

名古屋市長古屋市愛知縣公債現在額調

種別	名古屋市長古屋市		愛知縣	
	公債現在高 (昭和十年五月末日現在)	十年度市稅額ニ對スル割合 (七、二〇、三三三)	公債現在高 (昭和十年五月末日現在)	十年度縣稅額ニ對スル割合 (一、一三、四、九〇四)
普通經濟	一八、四六三		一一三、三三七	
土木事業費	一四、八六四		五二二	
教育費	五四〇		六六八	
保健費	六、四四九			
社會事業費	一一、四三九			
震災復興事業費				
復舊事業費				
風水害事業費				
其他	一、二六五		五、二二七	
小計	五四、〇二二	七倍四	二九、七五六	二倍六
公企業經濟				
電氣軌道事業費	二四、五二一			
電氣供給事業費				
乘合自動車事業費	一五、六〇〇			
水道事業費				
瓦斯事業費				
小計	四〇、一二二	五倍五		
合計	九四、一四三	一二倍九	二九、七五六	二倍六

附記 前表の外轉貸關係分

愛知縣 七、〇六五、千圓

横濱市 公債膨脹の趨勢

年度	横濱市			神奈川県		
	普通經濟	公企業經濟	合計	普通經濟	公企業經濟	合計
大正十五年	現在額 三,五四六千円	現在額 三,一九三	現在額 六,七三九	現在額 三,二八九	現在額 千円	現在額 三,二八九
昭和二年	六,〇四六	三,七六六	九,八一二	三,〇一八	千円	三,〇一八
同三年	七,一七七	三,一四七	一〇,三二四	三,〇三〇	千円	三,〇三〇
同四年	七,八二二	三,〇七二	一〇,八九四	三,九六三	千円	三,九六三
同五年	八,六四四	四,〇九〇	一二,七三四	三,〇一四	千円	三,〇一四
同六年	九,七六六	四,三三六	一四,一〇二	三,五五二	千円	三,五五二
同七年	九,六六六	四,五九二	一四,二五八	四,五〇八	千円	四,五〇八
同八年	一〇,七四四	四,七九二	一五,五三六	四,五八〇	千円	四,五八〇
同九年	一〇,三三四	四,七九二	一五,一三六	一,三三三	千円	一,三三三
同十年	一〇,三三四	四,七九二	一五,一三六	一,三三三	千円	一,三三三
同十一年	一〇,三三四	四,七九二	一五,一三六	一,三三三	千円	一,三三三
同十二年	一〇,三三四	四,七九二	一五,一三六	一,三三三	千円	一,三三三
同十三年	一〇,三三四	四,七九二	一五,一三六	一,三三三	千円	一,三三三
同十四年	一〇,三三四	四,七九二	一五,一三六	一,三三三	千円	一,三三三
同十五年	一〇,三三四	四,七九二	一五,一三六	一,三三三	千円	一,三三三
同十六年	一〇,三三四	四,七九二	一五,一三六	一,三三三	千円	一,三三三
同十七年	一〇,三三四	四,七九二	一五,一三六	一,三三三	千円	一,三三三
同十八年	一〇,三三四	四,七九二	一五,一三六	一,三三三	千円	一,三三三
同十九年	一〇,三三四	四,七九二	一五,一三六	一,三三三	千円	一,三三三
同二十年	一〇,三三四	四,七九二	一五,一三六	一,三三三	千円	一,三三三

附記 神奈川県公企業經濟の指數は昭和八年度分を一〇〇として各年度指數を掲記す

神奈川縣 公債膨脹の趨勢

年度	神奈川縣			兵庫縣		
	普通經濟	公企業經濟	合計	普通經濟	公企業經濟	合計
大正十五年	現在額 四,〇五七千円	現在額 四,三三三	現在額 八,三九〇	現在額 一,三三三	現在額 千円	現在額 一,三三三
昭和二年	四,〇五七	四,三三三	八,三九〇	一,三三三	千円	一,三三三
同三年	四,〇五七	四,三三三	八,三九〇	一,三三三	千円	一,三三三
同四年	四,〇五七	四,三三三	八,三九〇	一,三三三	千円	一,三三三
同五年	四,〇五七	四,三三三	八,三九〇	一,三三三	千円	一,三三三
同六年	四,〇五七	四,三三三	八,三九〇	一,三三三	千円	一,三三三
同七年	四,〇五七	四,三三三	八,三九〇	一,三三三	千円	一,三三三
同八年	四,〇五七	四,三三三	八,三九〇	一,三三三	千円	一,三三三
同九年	四,〇五七	四,三三三	八,三九〇	一,三三三	千円	一,三三三
同十年	四,〇五七	四,三三三	八,三九〇	一,三三三	千円	一,三三三
同十一年	四,〇五七	四,三三三	八,三九〇	一,三三三	千円	一,三三三
同十二年	四,〇五七	四,三三三	八,三九〇	一,三三三	千円	一,三三三
同十三年	四,〇五七	四,三三三	八,三九〇	一,三三三	千円	一,三三三
同十四年	四,〇五七	四,三三三	八,三九〇	一,三三三	千円	一,三三三
同十五年	四,〇五七	四,三三三	八,三九〇	一,三三三	千円	一,三三三
同十六年	四,〇五七	四,三三三	八,三九〇	一,三三三	千円	一,三三三
同十七年	四,〇五七	四,三三三	八,三九〇	一,三三三	千円	一,三三三
同十八年	四,〇五七	四,三三三	八,三九〇	一,三三三	千円	一,三三三
同十九年	四,〇五七	四,三三三	八,三九〇	一,三三三	千円	一,三三三
同二十年	四,〇五七	四,三三三	八,三九〇	一,三三三	千円	一,三三三

年度	兵庫縣			愛知縣		
	普通經濟	公企業經濟	合計	普通經濟	公企業經濟	合計
大正十五年	現在額 四,〇五七千円	現在額 四,三三三	現在額 八,三九〇	現在額 一,三三三	現在額 千円	現在額 一,三三三
昭和二年	四,〇五七	四,三三三	八,三九〇	一,三三三	千円	一,三三三
同三年	四,〇五七	四,三三三	八,三九〇	一,三三三	千円	一,三三三
同四年	四,〇五七	四,三三三	八,三九〇	一,三三三	千円	一,三三三
同五年	四,〇五七	四,三三三	八,三九〇	一,三三三	千円	一,三三三
同六年	四,〇五七	四,三三三	八,三九〇	一,三三三	千円	一,三三三
同七年	四,〇五七	四,三三三	八,三九〇	一,三三三	千円	一,三三三
同八年	四,〇五七	四,三三三	八,三九〇	一,三三三	千円	一,三三三
同九年	四,〇五七	四,三三三	八,三九〇	一,三三三	千円	一,三三三
同十年	四,〇五七	四,三三三	八,三九〇	一,三三三	千円	一,三三三
同十一年	四,〇五七	四,三三三	八,三九〇	一,三三三	千円	一,三三三
同十二年	四,〇五七	四,三三三	八,三九〇	一,三三三	千円	一,三三三
同十三年	四,〇五七	四,三三三	八,三九〇	一,三三三	千円	一,三三三
同十四年	四,〇五七	四,三三三	八,三九〇	一,三三三	千円	一,三三三
同十五年	四,〇五七	四,三三三	八,三九〇	一,三三三	千円	一,三三三
同十六年	四,〇五七	四,三三三	八,三九〇	一,三三三	千円	一,三三三
同十七年	四,〇五七	四,三三三	八,三九〇	一,三三三	千円	一,三三三
同十八年	四,〇五七	四,三三三	八,三九〇	一,三三三	千円	一,三三三
同十九年	四,〇五七	四,三三三	八,三九〇	一,三三三	千円	一,三三三
同二十年	四,〇五七	四,三三三	八,三九〇	一,三三三	千円	一,三三三

附記 兵庫縣公企業經濟の指數は昭和四年度分を一〇〇として各年度指數を掲記す

名古屋市 公債膨脹の趨勢

年度	名古屋市			愛知縣		
	普通經濟	公企業經濟	合計	普通經濟	公企業經濟	合計
大正十五年	現在額 一,九四二千円	現在額 二,〇三三	現在額 三,九七五	現在額 一,〇六六	現在額 千円	現在額 一,〇六六
昭和二年	一,四七五	一,〇三三	二,五〇八	一,〇六六	千円	一,〇六六
同三年	一,七〇九	一,〇三三	二,七四二	一,〇六六	千円	一,〇六六
同四年	二,〇六九	一,〇三三	三,一〇二	一,〇六六	千円	一,〇六六
同五年	二,二八二	一,〇三三	三,三一五	一,〇六六	千円	一,〇六六
同六年	三,三四四	一,〇三三	四,三七七	一,〇六六	千円	一,〇六六
同七年	三,九三三	一,〇三三	四,九六六	一,〇六六	千円	一,〇六六
同八年	四,九三三	一,〇三三	五,九六六	一,〇六六	千円	一,〇六六
同九年	五,三三三	一,〇三三	六,三六六	一,〇六六	千円	一,〇六六
同十年	五,三三三	一,〇三三	六,三六六	一,〇六六	千円	一,〇六六
同十一年	五,三三三	一,〇三三	六,三六六	一,〇六六	千円	一,〇六六
同十二年	五,三三三	一,〇三三	六,三六六	一,〇六六	千円	一,〇六六
同十三年	五,三三三	一,〇三三	六,三六六	一,〇六六	千円	一,〇六六
同十四年	五,三三三	一,〇三三	六,三六六	一,〇六六	千円	一,〇六六
同十五年	五,三三三	一,〇三三	六,三六六	一,〇六六	千円	一,〇六六
同十六年	五,三三三	一,〇三三	六,三六六	一,〇六六	千円	一,〇六六
同十七年	五,三三三	一,〇三三	六,三六六	一,〇六六	千円	一,〇六六
同十八年	五,三三三	一,〇三三	六,三六六	一,〇六六	千円	一,〇六六
同十九年	五,三三三	一,〇三三	六,三六六	一,〇六六	千円	一,〇六六
同二十年	五,三三三	一,〇三三	六,三六六	一,〇六六	千円	一,〇六六

附記 名古屋市にありては英貨公債は昭和九年度のみ一磅十七圓他は平價一磅九圓七七錢の割にて換算、企業經濟に含む

大阪府費負擔に關する調
歳入

(昭和十年度豫算)

科 目	總額	市内			郡	譯部
		市	部	部		
府稅	一三、七二九		一一、三三一		二、三九八	
府產收	七六四		四三二		三三一	
府庫下渡金、補助金、交付金	二、〇三三		一、三九七		六三五	
使用料並手数料	四、七四二		三、一五三		一、五八八	
其他債	四、三五〇		一、五八〇		二、七六九	
其他	四、四三七		三、〇二二		一、四一五	
合計	三〇、〇五七	二〇、九一八			九、一三八	
科 目	總額	市内			郡	譯部
		市	部	部		
教育費	三、二七〇		二、一八三		一、〇八七	
警察費	九、〇四六		七、七二四		一、三二二	
土木費	三、八五六		六二二		三、二三三	
衛生費	九四八		六九〇		二五八	
合計	三、〇五七	二〇、九一八			九、一三八	

勸業 社會 會 費	總額	市内			郡	譯部
		市	部	部		
勸業費	一、五三五		六七九		八五五	
社會費	九一四		六八六		二二七	
會費	二二		一八		四	
其他	二、二二九		四一五		一、八一三	
合計	八、二三三		四、五一三		三、七二〇	
合 計	總額	市内			郡	譯部
		市	部	部		
歲入出差引過不足(△)	三〇、〇五七	三、三八四	一七、五三四		△三、三八四	

神奈川縣費負擔に關する調

(昭和十年度豫算)

科 目	總額	市内			郡	譯部
		市	部	部		
縣稅	六、六二〇		三、五六四		三、〇五五	
縣產收	一〇二		六		九六	
使用料並手数料	二二五		六一		一六三	
國庫下渡金、補助金、交付金	一、二八五		四四八		八三六	
其他債	一、五六二		一		一、五六二	
其他	一、八一〇		五七五		一、二三四	

合計	11,606	4,657	6,948
----	--------	-------	-------

歳出

科目	總額	市内		
		市部	郡部	譯部
教育費	1,977	668		1,309
警察費	3,128	1,987		1,141
土木費	2,196			2,196
衛生費	490			255
勸業費	1,532			1,393
社會費	196			92
廳費	311			211
縣費	1,073			898
其他	700			395
合計	11,606	3,712		7,894
歳入出差引過不足(△)		945		△ 945

第十七表

爲替差損調

都市別	經濟別	種別	外債現在高	昭和十年度元利償還額			
				豫算計上額	平	價	差引爲替差損額
東京	普通經濟	英貨	4,031,976	3,914,733	3,311,095	3,571,016	
		米貨	3,937,660	5,781,233	1,997,897	1,521,566	
	計	7,969,636	9,695,966	5,308,992	3,849,582		
	水道經濟	英貨	7,000,998	5,007,006	4,212,619	3,688,566	
米貨	1,000,556	821,477	810,569	56,531			
計	8,001,554	5,828,483	5,023,188	3,245,097			
電氣軌道	英貨	4,333,565	3,812,333	3,812,333	2,380,667		
	米貨	4,333,565	5,553,010	4,918,880	3,433,565		
計	8,667,130	9,365,343	8,731,213	5,814,232			
事業費經濟	英貨	500,000	380,000	370,000	280,000		
	米貨	4,854,947	6,551,919	1,914,441	1,354,000		
計	5,354,947	7,331,919	2,284,441	1,634,000			
電氣供給	英貨	1,577,577	1,577,577	1,577,577	83,353		
米貨	1,577,577	2,101,644	1,194,441	33,353			
計	3,155,154	3,679,221	3,172,018	116,706			

第十八表

國庫助成打切其他に關する調

東京市

區分	事例	備考 (打切額其他)
一、下水道改良費ニ對スル國庫補助ノ繰延	年限が長期ニ過ギ且年割額が初年度ニ薄ク後年度ニ厚ク著シク繰延ベラル	
二、既成路面改良費ニ對スル國庫補助ノ打切	(イ)國庫補助受入額 自大正十年度 至同十二年度 一、三五七、七三四圓 自大正十三年度 各年度 五〇〇、〇〇〇圓 至昭和四年度 各年度 四〇〇、〇〇〇圓 昭和五年度 二〇、〇〇〇圓 自昭和六年度 各年度 一五、〇〇〇圓 至同七年度 各年度 一五、〇〇〇圓 昭和八年度 一五、〇〇〇圓 (ロ)昭和九年度以降打切(補助相當額 四八六、四六三圓)	
三、救護費ニ對スル國庫補助金ノ限定並救護施設ノ認可未済	(イ)國庫補助受入額 昭和六年度 一四、九一四圓 同七年度 三〇三、七四五圓 同八年度 六四一、三二六圓 國庫補助限定額 昭和九年度 五四九、四六八圓 (ロ)救護施設認可申請中ノモノ 築地病院、築地産院乳兒院、下谷産院乳兒院、養育院、板橋本院及同巢鴨分院	

名古屋	横濱		東京		名古屋
	佛貨	米貨	佛貨	米貨	
一般事業	計	計	計	計	計
電氣事業	米貨	米貨	米貨	米貨	米貨
水道事業	米貨	米貨	米貨	米貨	米貨
瓦斯事業	米貨	米貨	米貨	米貨	米貨
十全醫院事業	米貨	米貨	米貨	米貨	米貨
合	計	計	計	計	計
一般事業	佛貨	佛貨	佛貨	佛貨	佛貨
電氣事業	米貨	米貨	米貨	米貨	米貨
水道事業	米貨	米貨	米貨	米貨	米貨
瓦斯事業	米貨	米貨	米貨	米貨	米貨
十全醫院事業	米貨	米貨	米貨	米貨	米貨
合	計	計	計	計	計
一般事業	佛貨	佛貨	佛貨	佛貨	佛貨

附記 1、京都、大阪、神戸三都市には該當事項無し

換算率	都市別		換算率	換算率
	東京	横濱		
對佛	一志二片十六分ノ一	一志二片十二分ノ一	對佛	一志二片十六分ノ一
對米	二九弗八分ノ三	二九弗	對米	二九弗
對英	四法四〇	五圓七六三三	對英	五圓七六三三
平價	一磅ニ付 九圓七六三〇	一弗ニ付 二圓〇〇六二	平價	一磅ニ付 九圓七六三〇
換算率	一圓ニ付 一二法七二二〇	二圓〇〇六二	換算率	一圓ニ付 一二法七二二〇

區分	事	備考
國家的事業ニ付都 市ガ費用ヲ負擔セ ル事例	四、土木費ニ對スル府補助ノ打切	(イ)府補助受入額 自昭和二年(各年度) 至同四年(各年度) 一、〇〇〇、〇〇〇圓 自昭和五年(各年度) 至同六年(各年度) 八五〇、〇〇〇圓 昭和七年 四〇〇、〇〇〇圓 (ロ)昭和八年度以降打切
	一、防空演習費	昭和八年度 一四、七一三圓 同九年度 九〇圓 同十年度 三〇〇圓
國家的事業ニ付都 市ガ費用ヲ負擔セ ル事例	二、國勢調査費	昭和九年度 一四、三三三圓 同十年度 三〇〇、〇〇〇圓

國庫助成打切其他に關する調 京都市

區分	事	備考
助成、補助、補給 其ノ他打切	一、市區改正設計街路改良費ニ對スル國庫補助ノ打切	國庫補助指令額 同打切額 一、五五四、五四五圓 七九〇、〇〇〇圓
	一、防空演習費	昭和九年度 五七、六九五圓 同十年度 一六、〇〇八圓
	二、國勢調査費	昭和十年度 五三、八八九圓 (交付金) 一、一〇〇圓
國家的事業ニ付都 市ガ費用ヲ負擔セ ル事例	三、選舉肅正費	昭和十年度 三、四六九圓

國庫助成打切其他に關する調 大阪市

區分	事	備考
助成、補助、補給 其ノ他打切	一、道路修築費ニ對スル國庫補助ノ繰延並打切	(イ)起工後大正十四年度迄ノ道路工事 國庫補助額(豫定) 六、〇九四、三〇六圓 内補助受入未済額 二、五六九、四〇六圓 (ロ)大正十五年度以降ノ道路工事 國庫補助打切
	二、水道擴張費ニ對スル國庫補助ノ打切	(イ)第一、二、三回水道擴張工事 國庫補助受入済 (ロ)第四、五回水道擴張工事 國庫補助打切
	三、第一次築港費ニ對スル國庫補助ノ繰延	(イ)突堤工事ニ對スル國庫補助ノ繰延 豫定 自昭和三年度 三、四七四、〇〇〇圓 至同七年度 三五四、〇〇〇圓 一部 自昭和六年度 三、五〇〇圓 變更 至同十年度 (昭和六、七年度分) (ロ)曳船上屋ニ對スル國庫補助ノ繰延 豫定 自昭和六年度 一、二〇〇、〇〇〇圓 至同十一年度 九三〇、〇〇〇圓 變更 自昭和十二年度 二九〇、〇〇〇圓 至同十五年度
	四、救護費ニ對スル國庫補助率ノ引下	昭和九年度ヨリ補助率 $\frac{50}{100}$ ヲ $\frac{44}{100}$ ニ引下ゲラル

國家的事業ニ付都 市ガ費用ヲ負擔セ ル事例	五、傳染病豫防費ニ對スル府補助率ノ引下	昭和八、九年度ニ於ケル補助率ノ引下 イ、ベスト、コレラ 豫防消毒費 50/100 ↓ 45/100 ロ、傳染病院、隔離所 消毒所建設費 40/100 ↓ 36/100 ハ、一般豫防消毒費 30/100 ↓ 22/100
	六、精神病患者、行旅病人其他ノ救護費戻入ノ遅延	昭和十年七月末日現在 戻入未済額 四二〇、三三一圓
七、國勢調査交付金ノ交付率ノ低下	本市支出額 交付金額 比率 昭和五年度 八八、一三六圓 一四、五六九圓 一六% 同 十年度 九九、九八九圓 一、五五八圓 二%	
一、防空演習費	昭和九年度 一九七、三五五圓 同 十年度 六〇、〇〇〇圓	
二、國勢調査費	昭和五年度 八八、一三六圓 同 十年度 九九、九八九圓	

國庫助成打切其他に關する調

横濱市

區分	事例	備考 (打切額其ノ他)
助成、補助、補給 其ノ他打切	一、外人元居留地其他經費ニ對スル國庫補助ノ打切	昭和五年度以降打切 (イ)元居留地營繕費國庫補助金 二六、六四五圓 (ロ)外人墓地ニ對スル國庫補助金 五〇圓

國家的事業ニ付都 市ガ費用ヲ負擔セ ル事例	一、防空演習費	昭和八年度 三、九四〇圓 同 九年度 八、〇八六圓 同 十年度 一、三〇〇圓
	二、國勢調査費	昭和十年度 七八、四二九圓
	三、選舉肅正費	昭和十年度 一〇、〇〇〇圓

國庫助成打切其他に關する調

神戸市

區分	事例	備考 (打切額其ノ他)
助成、補助、補給 其ノ他打切	一、救護費ニ對スル國庫補助金ノ限定	國庫補助限定額 昭和九年度 一一、三二八圓
	二、不良住宅地區改良費ニ對スル國庫補助ノ打切	國庫補助打切額 一一〇、〇〇〇圓
	三、都市計畫事業費ニ對スル國庫補助ノ打切	大正十四年度以降 國庫補助打切額 四、一九四、六三三圓
	四、第二回水道擴張費ニ對スル國庫補助ヲ申請シタルモ補助指令ナシ	國庫補助豫定額 二、一四四、〇〇〇圓
	一、外國貿易設備費	二〇、七八六、四三八圓
	二、高架鐵道工事費	六一九、九六二圓

國家的事業ニ付都市ガ費用ヲ負擔セ ル事例	
三、生絲検査所増築費	一、一〇〇、〇〇〇圓
四、内國貿易設備費	七、三〇六、五〇一圓
五、防空演習費	一〇五、〇〇〇圓
六、國勢調査費	七二、四七二圓
七、選舉肅正費	五、〇〇〇圓

國庫助成打切其の他に關する調

名古屋市

區分	事例	備考 (打切額其ノ他)
助成、補助、補給 其ノ他打切	一、下水道築造費ニ對スル國庫補助ヲ申請シタルモ補助指令ナシ	(イ)昭和五年度事業ニ對スル國庫補助豫定額 七七七、一六七圓 (ロ)昭和九年度事業ニ對スル國庫補助豫定額 三四〇、〇〇〇圓
	二、水道擴張費ニ對スル國庫補助ノ打切	本市水道創設及第一回擴張工事ニ對シテハ國庫補助金ノ下付ヲ受ケタルモ其後ハ補助打切ラル
	三、都市計畫事業費ニ對スル國庫補助ノ繰延	第一期都市計畫事業 下付未濟額 一八五、〇〇〇圓

國家的事業ニ付都市ガ費用ヲ負擔セ ル事例	
四、救護費ニ對スル國庫補助率ノ引下並救護施設ノ認可未濟	(イ)昭和九年度ヨリ補助率 $\frac{50}{100}$ ヲ $\frac{44}{100}$ ニ引下ゲラル (ロ)同十年度ニ於テ更ニ $\frac{37}{100}$ 乃至 $\frac{40}{100}$ ニ低下サル ル豫定
五、精神病者監護費及行旅病人死亡人救護費戻入ノ遅延	昭和十年度末 戻入未濟見込額 九五、〇〇〇圓
一、防空演習費	昭和四年度 一六、七二三圓 同 十年度 二、〇〇〇圓
二、國勢調査費	大正九年度 三一、四七六圓 同 十四年度 六〇、四六六圓 昭和五年度 (勞働統計調査費ヲ含ム) 三一、八五六圓 同 十年度 四〇、〇〇〇圓
三、選舉肅正費	昭和十年度 五、〇〇〇圓

市費中主要なる國政事務費推算額調

費目	都市別		合計	市費總額對市費總額割合	支國庫下渡金	出交國庫補助金	=府縣補助金	伴交付金	フ負擔金
	東京市	京都市							
國政事務費	二〇,二七〇	一〇,三三〇	三〇,六〇〇	約三割	三,八四五	四,四四一	一,〇六一	一,九二九	一,九二九
教育費	一八,六九九	四,五五八	二三,二五七	約一割	一,一三五	一,四三二	四七六	二,三九九	二,三九九
土木費	九,一八五	三,〇四〇	一二,二二五	約四割	一,三九二	一,四三二	四七六	二,三九九	二,三九九
衛生費	三三二	二二七	五六九	約二割	一,三九二	一,四三二	四七六	二,三九九	二,三九九
勸業費	五,六八〇	二,四六六	八,一四六	約四割	一,三九二	一,四三二	四七六	二,三九九	二,三九九
社會事業費	一八,五二一	二,三三九	二〇,八六〇	約四割	一,三九二	一,四三二	四七六	二,三九九	二,三九九
都市計畫費	二,四三三	八五五	三,二八八	約三割	一,三九二	一,四三二	四七六	二,三九九	二,三九九
應費	九	八五五	八六四	約三割	一,三九二	一,四三二	四七六	二,三九九	二,三九九
合計	七五,二四二	三,五五一	七八,七五三	約三割	一,三九二	一,四三二	四七六	二,三九九	二,三九九

市費總額對市費總額割合	純差負擔引	入合計	收其ノ他	定使用料並	特納付金
約一・六	五,七七一	一九,三三〇	二,二六〇	三,二二六	二,二六五
約二・一	一七,三三七	四一,四一四	一,九七〇	一,一五五	一
約二・三	五,八四七	一五,六三二	七,一三三	二,〇六三	六六六
約一・二	五,二四三	一,三三六			
約〇・八	八,四三〇	三,二三五	一六八	一,七〇〇	一
約一・六	六,八五五	一,〇四一			

附記

- 1 本表は昭和九年度決算額に依る
- 2 廳費は國政事務費の額と其の他の費用の額とに依り按分せり
- 3 公債費に存する國政事務費は其の目的に依り該當費目に算入せり
- 4 本表は左に例示する形式上國政事務費と認めらるゝ主要費目に準據せるものとす
 - 教育費——小學校費、幼稚園費、實業補習學校費、中等學校費、青年訓練所費、圖書館費等
 - 土木費——道路橋梁費、河川費、港灣費等
 - 衛生費——各種傳染病豫防費、汚物掃除費、下水道費、塵芥處理施設費等
 - 勸業費——産業獎勵費、商品陳列館費等
 - 社會事業費——救護費、職業紹介所費、失業應急事業費等
 - 都市計畫費——都市計畫事業費等

シセM28

